

# **4人制・6人制 車椅子ハンドボール**

# **競技規則**

## **2023年版**

*Rules of the game for Wheelchair Handball*

**(一社)日本車椅子ハンドボール連盟**

*Japan Wheelchair Handball Federation*

## 目 次

序 文 .....	1
競 技 規 則.....	2
第1条 コート .....	2
第2条 競技時間, 終了合図, タイムアウト .....	8
競技時間.....	8
終了合図.....	8
タイムアウト .....	10
第3条 ボール .....	11
第4条 車椅子 .....	11
第5条 チーム, 交代, 服装, 装具, プレーヤーのクラス分け・負傷 .....	12
チーム .....	12
プレーヤーの交代 .....	14
プレーヤーの服装, 装具 .....	15
プレーヤーのクラス分け .....	16
プレーヤーの負傷 .....	17
第6条 ゴールキーパー .....	17
第7条 ゴールエリア .....	19
第8条 ボールの扱い方, パッシブプレー .....	20
ボールの扱い方 .....	20
パッシブプレー .....	22
第9条 違反, スポーツマンシップに反する行為 .....	23
許される行為 .....	23
罰則の適用に相当しない違反行為 .....	23
(ただし, 9:3 a ~ d の判断基準を踏まえた上で)	
罰則を適用する違反行為 (9:3~6) .....	23
どの罰則を適用するかについての判断基準 .....	24
即座に2分間退場を判定すべき違反行為 .....	24
失格と判定すべき違反行為 .....	25
意図的で, 危険かつ悪質な違反行為による失格 (報告書を伴う) .....	25
罰則を適用すべきスポーツマンシップに反する行為 (9:7~10) .....	26
罰則を段階的に適用すべきスポーツマンシップに反する行為 .....	26
即座に2分間退場を判定すべきスポーツマンシップに反する行為 .....	26
失格と判定すべき著しくスポーツマンシップに反する行為 .....	27
極めてスポーツマンシップに反する行為 .....	28
((a)(b), :6との関連は報告書を伴う)	

第10条 得点	29
第11条 スローイン	30
第12条 ゴールキーパースロー	32
第13条 フリースロー	33
フリースローの判定	34
フリースローの実施	35
第15条 7mスロー	36
7mスローの判定	36
7mスローの実施	37
第16条 スローの実施に関する一般的な指示 (スローイン, ゴールキーパースロー, フリースロー, 7mスロー)	38
スローを行うプレーヤー	38
スローを行うプレーヤーの味方のプレーヤー	39
防御側プレーヤー	39
競技の再開における笛の合図	39
処置	40
第17条 罰則	41
警告	41
退場	41
失格	42
一度に行った複数の違反	43
競技時間内の違反行為	44
競技時間外の違反行為	44
競技開始前	44
競技終了後	44
第18条 レフェリー	45
第19条 タイムキーパー, スコアキーパー	47
ジェスチャー	48
<b>競技規則解釈</b>	<b>52</b>
1. 終了合図の後のフリースロー (2:4~6)	54
2. タイムアウト (2:8)	55
3. チームタイムアウト (2:10)	56
4. パッシブプレー (8:11~12)	58
A 概要	58

B	予告合図の活用	58
B 1	ゆっくりと交代したとき, あるいはボール運びのペースを落としたとき	58
B 2	すでに組立て局面に入った後で, プレーヤーが遅れて交代したとき	59
B 3	組立て局面の時間が長すぎるとき	59
C	予告合図の方法	60
D	予告合図のあと	61
	予告合図を出した後、判定を下すまでの判断基準	61
D 1	攻撃側チーム	61
D 2	防御側チーム	61
D 3	パスの最大回数について	62
D 3 a	4回目のパスを行う前まで	62
D 3 b	4回目のパスの後	62
E	補足	62
5.	スローオフ (11 : 3)	63
6.	「明らかな得点チャンス」の定義 (15 : 1)	64
7.	タイムキーパーやTOによる競技の中止 (19 : 1)	65
A	不正交代や不正入場 (5 : 2~3, 5~6)	65
B	交代地域におけるスポーツマンシップに反する行為など, その他の理由による中止	65
a	タイムキーパーによる中止	65
b	TOによる中止	66
8.	負傷したプレーヤー	67
	交代地域規定	68
	競技規則運用に関するガイドライン	71
	コート作成 (第1条, 交代地域規定1)	72
	ゴールの固定について (1 : 2)	72
	終了合図後のフリースローの実施に関する防御側チームの交代 (2 : 5)	72
	終了合図後のフリースローの実施 (2 : 6, 9 : 10c)	72
	チームタイムアウト (2 : 10, 競技規則解釈3)	73
	予備のボールの使用 (3 : 3)	73
	プレーヤーとチーム役員の役割変更 (5 : 1~5 : 2)	73
	プレーヤーの交代 (5 : 4)	73
	追加のプレーヤー (5 : 6, 第1段落)	74
	プレーヤーが異なった色や番号でコートに入った場合 (5 : 7, 5 : 8)	74

パソコンやタブレット端末等の技術的器具の使用について (5 : 7, 5 : 9) .....	74
マスクやサポーターなど許される装具 (5 : 9) .....	74
松やにの使用禁止 (5 : 9) .....	75
負傷したプレーヤーの救護 (5 : 11) .....	75
負傷したゴールキーパー (7 : 8) .....	75
パッシブの予告合図後のパスの回数の数え方について (8 : 11) .....	76
競技規則 9 : 5 【注】に関連したゴールキーパーの失格 .....	76
(IHF2019 ガイドライン通達 一部改訂)	
不正入場したプレーヤーやチーム役員 (9 : 5, 9 : 6, 9 : 9, : 10 b) .....	76
報告書を伴う失格の後のさらなる処罰 (9 : 6, 9 : 10 a, 9 : 10 b) .....	77
失格の判定における報告書の有無について (9 : 5, 9 : 6) .....	77
コートプレーヤーのゴールエリア侵入 (9 : 7 f) .....	77
つばを吐く (9 : 9, 9 : 10 a) .....	78
競技終了前 30 秒間 (9 : 10 c, 9 : 10 d) .....	78
“3mの距離を確保しない”とき (9 : 10 c) .....	78
競技終了前 30 秒間における身体的な違反に対する失格 (9 : 10 d) .....	78
競技終了前 30 秒間でのアドバンテージについて (9 : 10 d 最終段落) .....	78
ビデオ判定の導入 (10 : 2) .....	79
スローインの実施 (12 : 4) .....	79
無人のゴールと 7m スローの判定 (15 : 1, 競技規則解釈 6 c) .....	79
各種スローの実行 (第 15 条) .....	79
失格を宣告されたプレーヤー・チーム役員 (17 : 8) .....	79
失格となったプレーヤーによる競技再開前の	
極めてスポーツマンシップに反する行為 (17 : 9 d) .....	80
プレーヤーを危険にさらす観客 (18 : 12) .....	80
チームタイムアウト電子申請システム規定 .....	81
ビデオ判定システム規定 .....	85
付 錄 .....	89
付録 1 および 2 について .....	89
付録 1 (IHF 条文) .....	90
フェイスマスクや他の身に着けることが禁止されている装具に関して (5 : 9) ..	90
フェイスマスクを身に着けたプレーヤーが競技に参加しようとしているとき ..	90
フェイスマスクを着用しているプレーヤーに対するレフェリーの対応 .....	94
付録 2 フェイスマスクや着用することができない装具 .....	95

許されるもの / 許されないもの (5 : 9) .....	95
付録 3 交代地域に持ち込み可能な技術的機器に関するガイドライン .....	105
付録 4 “パッシブプレー”の規則変更に関するチームへのトレーニング・サポート .....	106
4回目のパスまで .....	106
4回目のパスの後 .....	107
 コートとゴールに関するガイドライン .....	108

## 附 則

- 平成 15 (2003) 年 競技規則策定  
 平成 16 (2004) 年 一部改正 車椅子の高さ  
 平成 18 (2006) 年 一部改正 固定ベルトの装着  
 平成 24 (2012) 年 一部改正 ゴールポストの高さ  
 平成 30 (2018) 年 一部改正 条文の削除、文言の修正  
 令和 1 (2019) 年 一部改正 文言の修正  
 令和 2 (2020) 年 一部改正 文言の修正  
 令和 5 (2023) 年 IHF 車椅子ハンドボール競技規則策定に伴う改正

## 序 文

国際ハンドボール連盟（以下、IHF）は、2028年パラリンピックからの車椅子ハンドボール競技の採択を目指し、2022年に国際競技規則を策定し、第1回4人制車椅子ハンドボール世界選手権（エジプト）、6人制車椅子ハンドボール世界選手権（ポルトガル）を開催した。

6人制車椅子ハンドボールのIHF競技規則は、基本的に屋内ハンドボールのIHF競技規則に則るものである。男女混合チームでの競技となるが、特別な競技規則は適用されない。しかし、プレーヤーの能力が異なるため適宜修正を行い、今後のIHF車椅子ハンドボール大会にて使用するものとする。

4人制車椅子ハンドボールの競技規則は、基本的に6人制車椅子ハンドボールのIHF競技規則に則るものであるが、プレーヤーの数や得点のカウント方法については、ビーチハンドボールの影響を特に強く受けている。プレーヤーの数が減ることにより、個人が有効にスペースを使うことができ、よりダイナミックな競技が可能となる。また、男女別の大会を開催するための条件を整えつつ、プレーヤーの確保およびコスト削減に向けた可能性をより高める内容となっている。

【注】 本規則書は、(公財)日本ハンドボール協会（以下、JHA）競技規則2023年版に加筆した「IHF4人制・6人制競技規則」に関する箇所を朱書きで表している。

この競技規則を、令和5（2023）年4月1日より施行する。2022年7月1日から国内において段階的に変更あるいは追加となっている以下の内容について、3）の1のとおり、スローオフェリアの使用については引き続き、各連盟の判断に任せることとする。

※ 以下の内容は、2022.3.17付「新競技規則に関する通知文」および「新競技規則 変更の概要」、2022.5.29付「2022年度 競技規則」に掲載されている内容です。

※ 各連盟に一任しているところについては、各連盟で検討され、その運用の有無について、大会要項に記載してください。

1) 2022年7月1日より、国内すべての大会で実施している内容 <済>

- 1 ボールがゴールキーパーの頭部へ直撃した際の罰則の適用  
(安心・安全な競技運営のため、国内全ての大会で運用することとします)

2) ボールサイズ（外周）について、松やにの使用の有無で分類

2) 2022年7月1日より、その運用について各連盟の判断に任せること <済>

- 1 スローオフェリア（使用するか 使用しないか）
- 2 パッシブプレーの予告合図後、パスの最大回数の変更（6回 または 4回）

3) 上記2)における2023年4月1日からの運用について <今回>

- 1 スローオフェリアの使用については、各連盟の判断に任せること。（継続）
- 2 パッシブプレーの予告合図後、パスの最大回数は4回とする。

本規則書では、競技規則条文、注、ジェスチャー、競技規則解釈、交代地域規定、以上すべてを総合規則に包括する。また、JHAから令和5（2023）年2月末現在までに出された競技規則運用に関する通達等をまとめた「競技規則運用に関するガイドライン」のJWHF版についても参考にすること。「コートとゴールに関するガイドライン」JWHF版は、この内容を用いる人たちの便宜を図るために、単に競技規則書に収めたものであり、総合規則には含めない。

文中で「1:1」は「1の1」を、「1:2a」は「1の2(a)」を、それぞれ指す。

# 競技規則

## 第1条 コート

1の1 コート（図1a, 1b, 1cを参照）は、長さ40m（小学生の場合は36mが標準）、幅20mの長方形で、2つのゴールエリア（1:4、第7条を参照）と1つのプレーイングで構成される。長い辺をサイドラインと呼び、短い辺のうち2本のゴールポストの間をゴールライン、ゴールの両外側をアウターゴールラインと呼ぶ。

コートの周囲には、サイドラインに沿って幅1m以上、ゴールラインの後方に幅2m以上の安全地帯を設けなければならない。

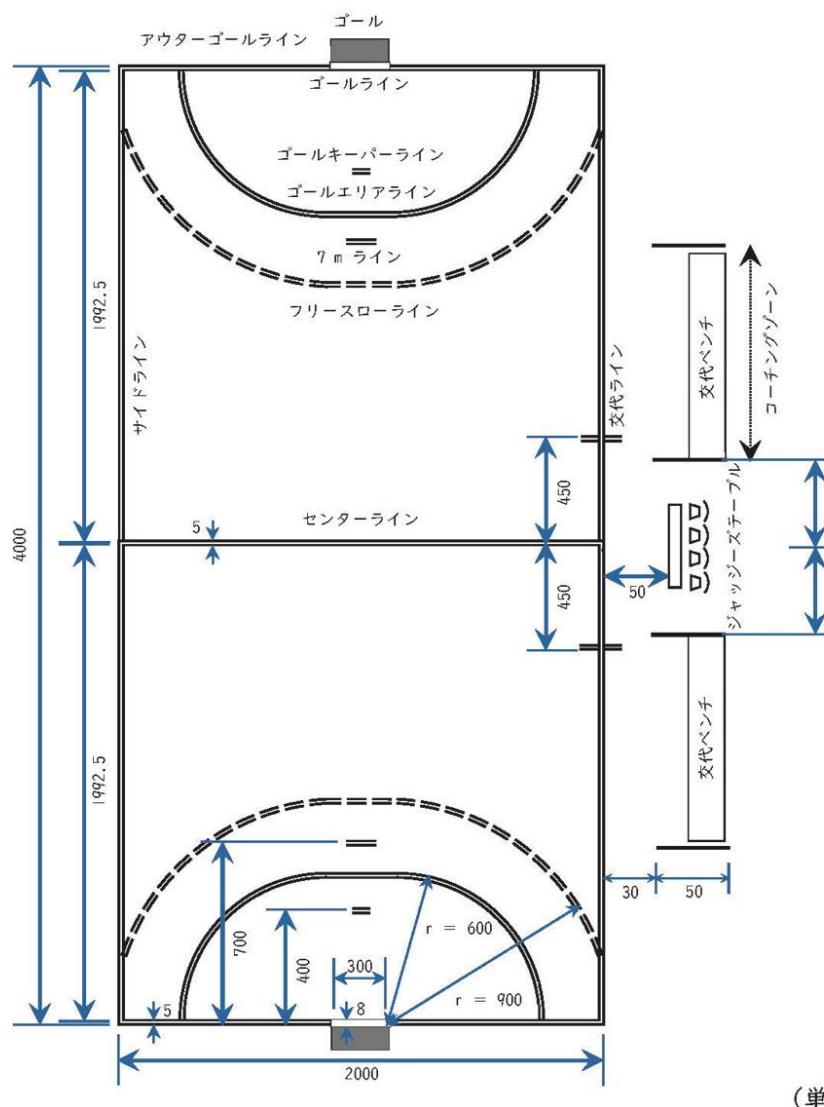


図1a スロー・オフ・エリアを採用しないコート（従来の規定通り）

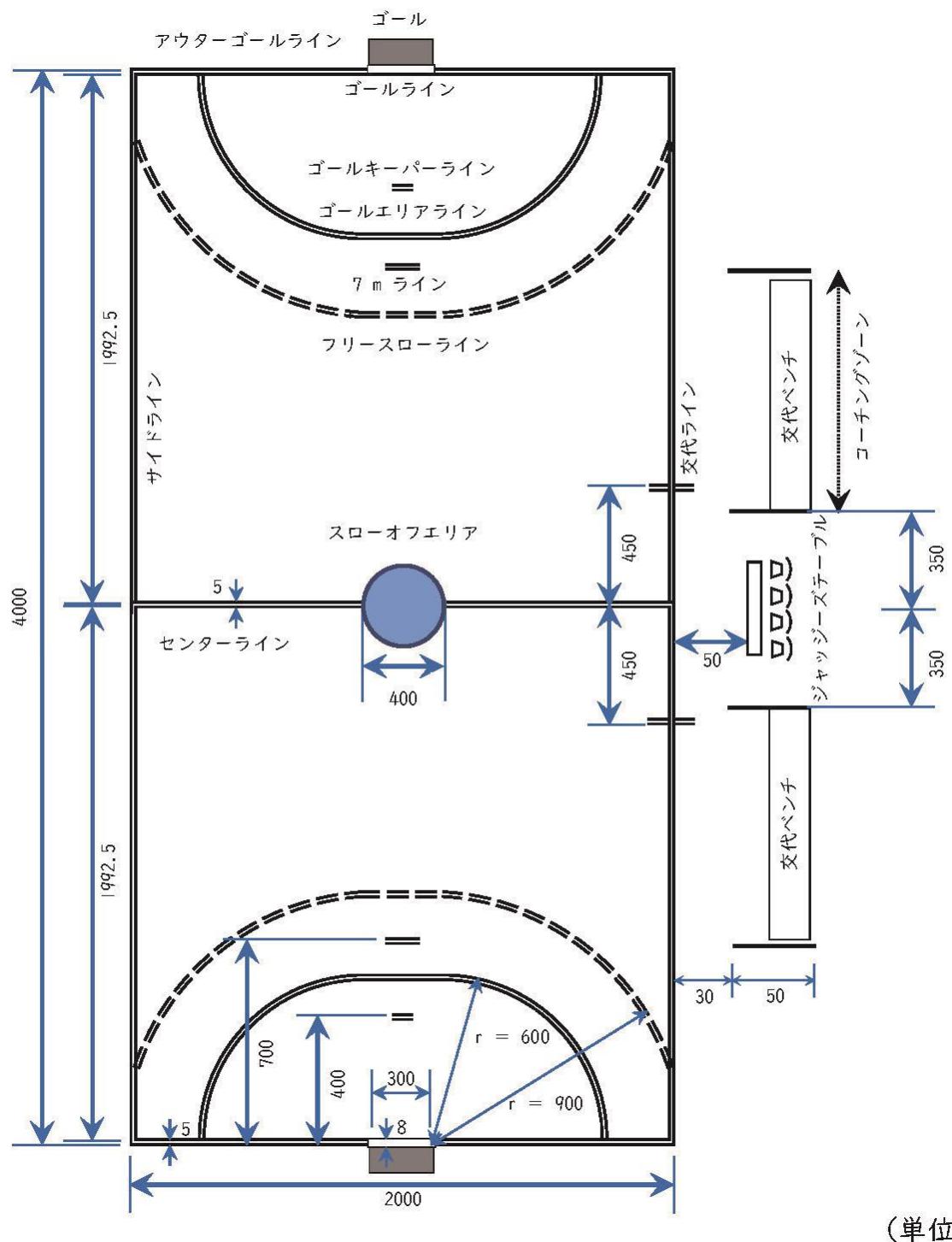
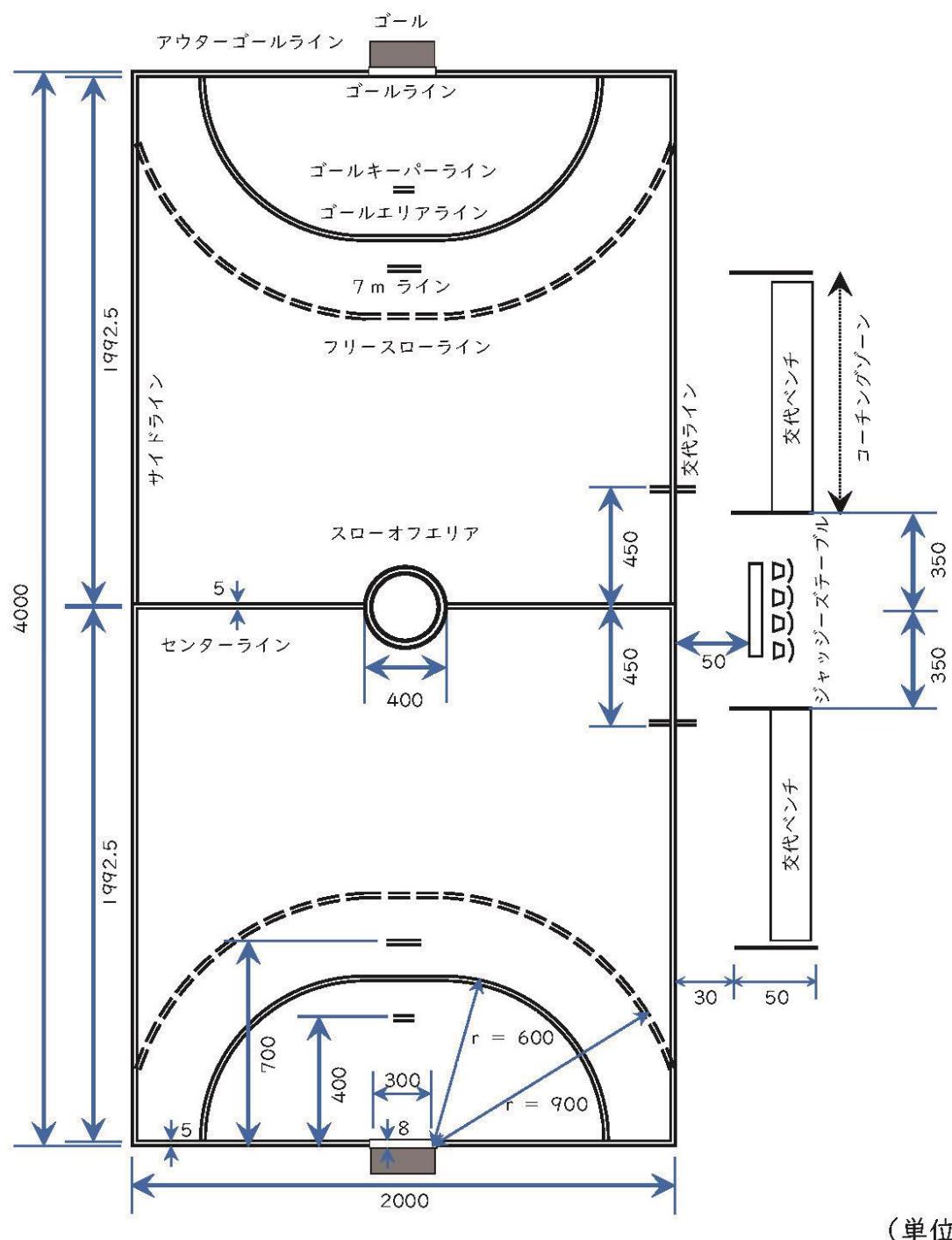
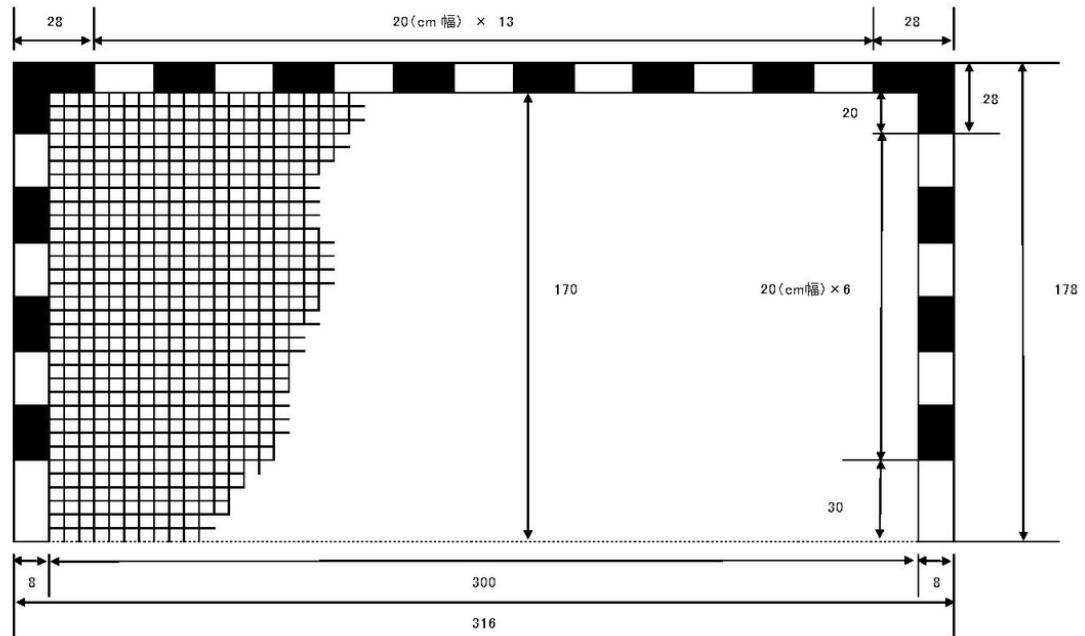


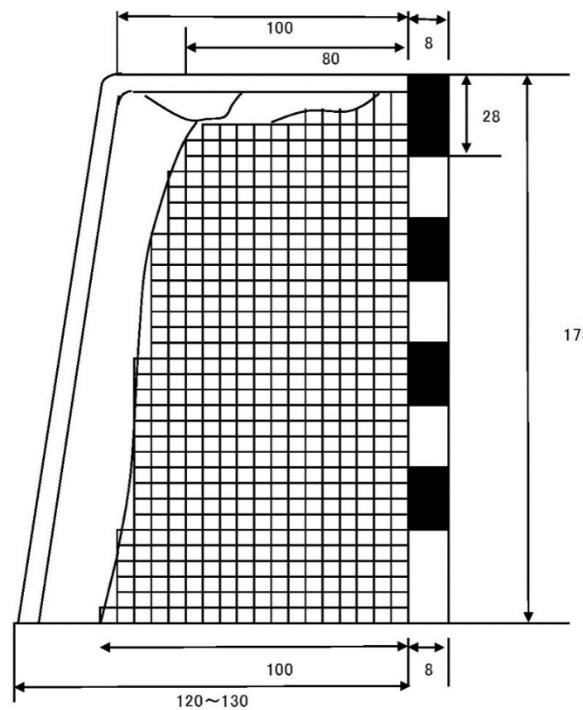
図1b 異なる床の色でスローオフェリアを設置したコート



**図1c 直径 4m のスローオフェリアラインで引いたコート**  
(ゴールエリアに関して、111 ページの図 5 も参照)



**図2a ゴールの正面図** (単位は cm)



**図2b ゴールの側面図** (単位は cm)



**図2c ゴールの写真 (IHF提供)**

**1の2** 両アウターゴールラインの中央に、ゴール（図2a, 2bを参照）を設置する。床またはゴール後方の壁面に、ゴールをしっかりと固定しなければならない。ゴールの内りで高さ 1.70m, 幅 3mとする。ゴール内のキャッチネットは、車椅子に絡むのを避けるため、取り外すかゴールネットに固定する。

ゴールポストを水平なクロスバーで連結する。ゴールポストの後面をゴールラインの後端に一致させる。ゴールポストとクロスバーの断面は、1辺が 8 cm の正方形でなければならない。コートから見えるゴールポストとクロスバーの3つの面を対象的な2色で帯状に塗り、背景からも目立つようにしなければならない。

**1の3** コート上のすべてのラインは、そのラインが囲む領域に属する。2本のゴールポストの間のゴールラインは、幅 8 cm (図2aを参照), それ以外の各ラインはすべて幅 5 cm とする。

隣接する領域を区画するラインの代わりに、床の色を変えることもできる。

**1の4** 各ゴールの前にゴールエリア（図5：111ページを参照）を置く。ゴールエリアライン（6 m ライン）はゴールエリアの境界を示し、次の要領で引く。

- (a) ゴールの正面に引いた長さ 3 m の直線：ゴールラインから（ゴールラインの後端からゴールエリアラインの前端まで測って）6 m離れたところに、ゴールラインと平行に引く。
- (b) 2つの四分円弧：(ゴールポストの後内側の角を中心とした) 半径 6 m の円弧で、長さ 3 m の直線とアウターゴールラインを結ぶ（図1a, 1b, 1c, 2aを参照）。

**1の5** フリースローライン（9 m ライン）は破線で、ゴールエリアラインより 3 m 外側に引く。線の長さも、その間隔も 15cm とする（図1a, 1b, 1cを参照）。

**1の6** 7 m ラインは、ゴールの正面に引いた長さ 1 m の直線である。ゴールラインから（ゴールラインの後端から 7 m ラインの前端まで測って）7 m離れたところに、ゴールライ

ンと並行に引く（図 1a, 1b, 1c を参照）。

**1の7** ゴールキーパーライン（4 m ライン）は、ゴールの正面に引いた長さ 15cm の直線である。ゴールラインから（ゴールラインの後端から 4 m ラインの前端まで測って）4 m 離れたところに、ゴールラインと平行に引く（図 1a, 1b, 1c を参照）。

**1の8** センターラインは、2つのサイドラインの中点を結ぶ（図 1a, 3 を参照）。

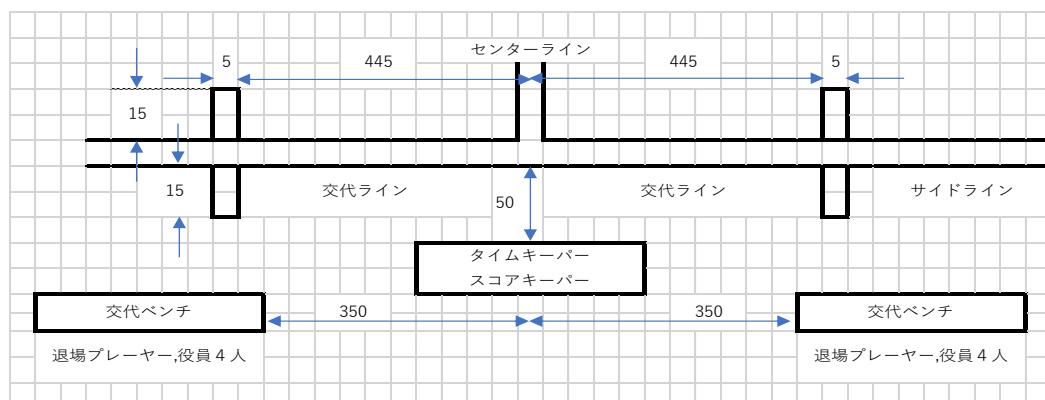
**1の9** スローオフェリアと呼ぶ直径 4 m の円を、センターラインの中央に配置する（図 1b および図 1c, 11 : 3b を参照）。スローオフェリアは、以下のいずれかの方法で設ける。

- (a) プレーイングエリアの床とは異なる色で、直径 4 m のエリアを設ける。
- (b) 直径 4 m の円をラインで描く。

【注】スローオフェリアは、IHF 主催の大会やシニアのプロリーグにおいては必須とし、大陸連盟においては主催者の権限で決定できる。国内大会でも同様に、スローオフェリア設置の有無は主催者の権限とする。なお、国内大会において、スローオフェリアのコートを採用するにあたりコート中央に広告・チームマスコット等を設置する場合、スローオフェリアと同じ直径 4 m で作成することを推奨する。

**1の10** 各チームの交代ラインは（サイドラインの一部であり）、センターラインから 4.5m の距離を示すポイントまでである。センターラインと平行に、サイドラインの内側と外側にそれぞれ 15cm の長さで、交代ラインの終点を明示する（図 1a, 1b, 1c, 3 を参照）。

【注】（公財）日本ハンドボール協会「コートとゴールに関するガイドライン」に、コートとゴールについて基準を詳細に記載している。コートを設置する際、「コーチングゾーン」を明確にするため、コートの中心から 350cm の距離に、センターラインと平行に長さ 50cm のラインを引く（始端）。このラインは、サイドラインの外側から 30cm の距離にサイドラインに対して垂直に引くこととする。またその終端は、センターラインから 12m とする。



**図3 交代ラインと交代地域**

（単位は cm）

タイムキーパーとスコアキーパーが交代ラインを注視できるよう、ジャッジーズテーブルと交

交代ベンチを設置しなければならない。交代ベンチよりもジャッジーズテーブルをサイドラインに近づけて設置するが、サイドラインよりも 50 cm 以上離さなければならない。

プレーイングコートの周囲には、ゴールラインの後方に幅 2m 以上の安全地帯を、サイドラインに沿って、交代エリア側には幅 4m、その反対側には幅 1m の安全地帯を設けるものとする。  
また、チーム役員用に、最大 4 つの椅子を用意するものとする。

## 第 2 条 競技時間、終了合図、タイムアウト

2 の 1 競技時間は、下記のとおりとする。

4 人制：10 分 × 2 セット、それぞれ別に得点される。ハーフタイムは 5 分とする。

6 人制：前後半 各 20 分。ハーフタイムは 10 分 とする。

2 の 2 正規の競技時間が終了したときに同点で、勝敗を決定しなければならない場合は、4 人制は 1 分間、6 人制は 5 分間の休憩後に次のとおりとする。

4 人制：5 分間の第 3 セット（タイブレーク）でのゴールデンゴールとする。

(a) いずれかのチームが得点するまで継続される。いずれかのチームが得点した時点で試合が終了する。

(b) 5 分経過後、いずれのチームも得点しなかった場合、ゴールデンゴールが終了したとみなし、5 本のシュートアウトにより勝敗を決定する。

【注】 シュートアウトは、コートの中央から速攻のようにボールをコントロールした状態でプレーヤーがスタートし、競技規則に則った形でゴールキーパーと対峙して得点を狙うものである。特に、この場合は、最大 3 秒間車椅子を押している間、膝の上にボールを置くことは認められない。通常の競技時間中と同様に、1 名のゴールキーパーを指定する必要はなく、また、シュートアウトの間にゴールキーパーを変更することもできる。最初の 5 回のシュートアウトにより勝敗が決まらなかった場合、それぞれ同じ本数のシュートアウトを行い、いずれかのチームが相手チームを上回るまでシュートアウトを継続して行う。

6 人制：前後半 各 5 分の延長戦。ハーフタイムは 5 分 とする。

上記でも決しない場合は、3 名の 7 m スローコンテストとする。

## 終了合図

2 の 3 レフェリーによる最初のスローオフの笛の合図で、競技時間が開始となる。公示時計による自動終了合図か、タイムキーパーの終了合図によって、競技時間は終了となる。このような合図がない場合、レフェリー、タイムキーパー、テクニカル・オフィシャル（以下、TO）は笛を吹いて競技時間が終了したことを知らせる（18 : 9）。

【注】 自働終了合図装置の付いた公示時計がない場合は、タイムキーパーが卓上時

計またはストップウォッチを用いて終了を合図し、競技を終わらせる（19:2 第2段落）。

**2の4** 終了合図の前に、あるいは終了合図と同時に行われた違反やスポーツマンシップに反する行為に対しては、たとえそれに伴うフリースロー（14:1）や7mスローが終了合図までに実施できなくても、罰則を適用しなければならない。

同様に、フリースローや7mスローを行っている最中に、あるいはスローされたボールがすでに空中にあるときに、ちょうど終了合図があったならば、そのスローをやり直さなければならない。

どちらの場合にもレフェリーは、フリースローや7mスローを行わせ（あるいは再度）、その直接の結果が確定してから競技を終了しなければならない。

**2の5** 競技規則2の4に記載したような状況でフリースローを行うとき（あるいは再度行うとき）、プレーヤーの位置と交代に関する特別規定を設ける。すなわち、スローを行うチームのプレーヤー1名だけが交代を許される（通常の交代に関する競技規則4:4の例外規定）。終了合図があった時点で、防御側チームのゴールキーパーがない状況でプレーをしていた場合、防御側チームにも同様に1名、コートプレーヤーとゴールキーパーの交代が許される。これに違反した場合は、競技規則5:5第1段落により罰則を適用する。さらに、スローを行うチームのプレーヤーは、相手チームのフリースローラインの外にいなければならないだけでなく、スローを行うプレーヤーから3m以上離れなければならない（14:7, 16:6、競技規則解釈1を参照）。防御側プレーヤーの位置は、競技規則14:8に記載したとおりである。

**2の6** 2:4～5のような状況でフリースローや7mスローを行うとき、プレーヤーとチーム役員の違反やスポーツマンシップに反する行為に対して、罰則を適用しなければならない。しかしながら、このようなスローの実施における違反に対して、相手チームにフリースローを与えることはできない。

**2の7** タイムキーパーの終了合図が早すぎたとレフェリーが判断したならば、プレーヤーをコートにとどまらせ、残りの時間を競技させなければならない。

早すぎた合図のあったときにボールを所持していたチームが、競技の再開に際してそのままボールを所持する。もし競技が中断中であったならば、その状況に相応しいスローで競技を再開する。また競技中であったならば、競技規則14:4a～bにより、フリースローで競技を再開する。

前半が遅れて終了したときには、その時間に応じて後半を短くしなければならない。もし第2セットが遅れて終了した場合には、レフェリーは何も変更することはできない。

## タイムアウト

2の8 タイムアウトを取るかどうかは、レフェリーが判断する。

次の場合は、必ずタイムアウトを取らなければならない。

(a) 2分間退場、失格を判定するとき。

(b) チームタイムアウトを認めたとき。

(c) タイムキーパーまたはTOから笛の合図があったとき。

(d) 競技規則17:7により、両レフェリーの協議が必要なとき。

他の場合にも、レフェリーは状況に応じてタイムアウトを取る（競技規則解釈2を参照）。

タイムアウト中の違反は、競技時間中の違反と同等に判定する（17:10）。

2の9 原則としてレフェリーが、タイムアウトに伴う競技の中止と開始を決定する。

タイムキーパーに競技時間の中止を知らせる場合、レフェリーは笛を短く3回吹きジェスチャー15を用いて行う。

しかしながら、タイムキーパーやTOの笛の合図によって競技を中断せざるを得ない場合（2:8b～c）、タイムキーパーはレフェリーの確認を待たず、直ちに時計を止めなければならない。

タイムアウト後の競技の再開を示すため、必ず笛を吹かなければならぬ（16:5b）。

【注】 事実上、タイムキーパーやTOの笛の合図によって、競技は中断される。

たとえレフェリー（及びプレーヤー）が競技の中止にすぐ気づかなくても、笛の合図があった後のコート上の行動はすべて無効となる。これは、ジャッジーズテーブルから笛の合図があった後にボールがゴールの中に入っても、その得点は認められないことを意味する。同様に、チームに対して与えられたスロー（7mスロー、フリースロー、スローイン、スローオフ、ゴールキーパースロー）も無効となる。タイムキーパーやTOが笛を吹いたときの状況に相応しい方法により、競技を再開する（中断の典型的な理由は、チームタイムアウトか不正交代であることに留意すべきである）。

ただし、タイムキーパーやTOの笛の合図があってからレフェリーが競技の中止に気づくまでの間に判定された罰則は、すべて有効である。違反の種類や罰則の重さにかかわらず、この罰則は適用される。

2の10 各チームは、正規の競技時間中の前半と後半（4人制の場合は第1セットと第2セット）に1回ずつ、1分間のチームタイムアウトを取る権利がある。延長戦（4人制の場合、第3セット）では、チームタイムアウトを取ることはできない。

ボールを所持しているチームのみが、チームタイムアウトを請求することができ

る。

**【注】** IHF 大会、大陸連盟大会、または国内大会において、主催者の権限で 1 分間のチームタイムアウトの請求回数を決定できる。しかしその回数は各チーム、試合ごとに最高 3 回まであり、かつ第 1 セット、第 2 セットそれぞれにおいて最高 2 回までとする（競技規則解釈 3 を参照）。

### 第 3 条 ボール

**3 の 1** ボールには、天然皮革または合成の材質を用いる。ボールは球形でなければならぬ。表面は光沢があっても滑りやすくてはならない（18：3）。

**3 の 2** すべての公式国内大会用のボールは、外周 51.5～53.5cm、重さ 300～325 g の 2 号球（JHA 競技規則 3：2b 表 1：日本国内におけるボールの規程参照）とし、松やにの使用は認めない。

**【注】** フレンドリー部門用のボールは、競技規則では規定しない。使用するボールの決定は、主催者の権限とする。

**3 の 3** 競技のときはいつも、2 個以上のボールを用意しなければならない。競技中は予備のボールをジャッジーズテーブルに置いておき、すぐに使用できるようにしておかなければならない。どのボールも、競技規則 3：1～2 の規定を満たしていかなければならない。

**3 の 4** 予備のボールをいつ使用するかは、レフェリーが決定する。この場合は、中断時間を最小限にとどめ、タイムアウトを避けるためレフェリーは速やかに予備のボールを競技に用いなければならない。

### 第 4 条 車椅子

**4 の 1** 車椅子は、使用するプレーヤー、チームのメンバーおよび相手チームに危険が及ぶことがないように、安全で公正な方法で作られなければならない。車椅子の安全性や公平性に懸念がある場合は、試合への出場を禁止することができる（主催者の判断）。大会で使用されるすべての車椅子は、大会前に主催者により確認された車椅子が、大会で使用することができる。

**【注】** 大会期間中の車椅子のメンテナンス等は、各チームの責任で行うこととするが、主催者がメンテナンスブースを設けることを推奨する。

#### 4の2 以下の仕様が適用される：

- 電子制御式の車椅子は使用できない。
- 車椅子の前部（床面から約 11cm の高さ）に水平バーを設置する。
- プレーヤーを保護するために車椅子の前面と側面を覆う完全なスポークカバーの使用を義務づける。
- 1~2 個の転倒防止装置を車いすに取り付ける。
- 最大の高さ（床からクッションまたは座面の最上部まで）は、63cm を超えてはならない。
- 5~6 輪（後部に大輪 2 個、前部に 2 個、後部に安全輪 1~2 個。大車輪（駆動輪）の最大直径：71cm（28 インチ）
- 各ホイールにハンドリムを 1 つずつ装着することが義務付けられている。
- 大車輪（駆動輪）を完全にカバーする必要がある。カバーを使用する際には、1 チームのすべてのプレーヤーが同じデザインのものを使用しなければならない。
- カーボンファイバー製のスポークを使用している場合は、カバーは必要ない。
- 背もたれの後ろにあるバーのパッド（15mm）で覆うものとする。
- 車椅子が機能しなくなったり、安全でなくなった場合、プレーヤーは修理のためにコートを離れなければならない。

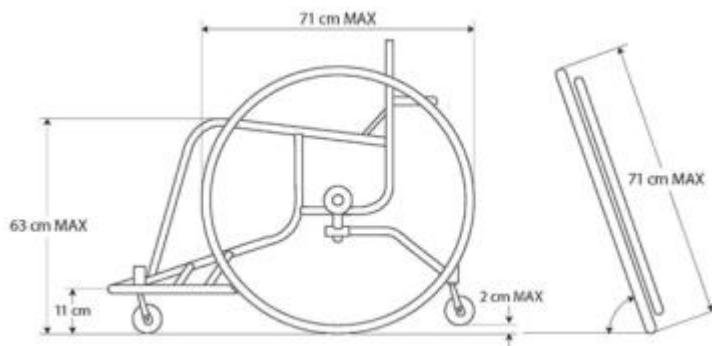


図4 車椅子の仕様

## 第5条 チーム、交代、服装、装具、プレーヤーのクラス分け・負傷 チーム

#### 5の1 チームの構成は、以下のとおりとする。

**4人制：** チームは、身体に障害のある最大 10 名のプレーヤーで構成され、同時に 4 名のプレーヤーがコートに出場できる。残りのプレーヤーは、交代メンバーである。

「クラス分け規定」に準拠し、コート上のプレーヤーの持ち点は、いかなる時も合計 12 ポイントを超えてはならない。

少なくとも 2 名の女性プレーヤーがいなければならぬ。また少なくとも 1 名の女性プレーヤーが常にコート上にいなければならぬ。

競技の開始時に、チームは 8 名のプレーヤーがいなければならぬ。

ゴールキーパーは、車椅子に乗った状態で競技する。コート上のプレーヤーは、いつでも誰でもゴールキーパーになることができるが、自陣のゴールエリアにとどまることができるのは、1 名のプレーヤーのみである。したがってゴールキーパーは専用のユニホームではなく、他のプレーヤーと同じユニホームを着用する。

相手を防御するため、またはゴールに向かうボールを止めたり弾いたりするため、複数のプレーヤーが同時にゴールエリアに侵入した場合、相手チームに 7 m スローが与えられる。

**【注】** 持ち点が低いプレーヤーでチーム構成が可能な場合において、戦術的な理由により、より高い持ち点のプレーヤーを使うために、4 人未満のプレーヤーで競技することは許されない。

そのような行為を行った場合、レフェリーは当該チームのラインナップを正すように命じるとともに、スポーツマンシップに反する行為として、チームの監督に段階的に罰則を適用しなければならない。

チームに複数の負傷者が出ている場合、少ないプレーヤーで試合や大会参加を続行することができる。一方のチームのプレーヤーが 4 人未満になった場合でも、試合を続行することができる。

チームのプレーヤーの人数が減った場合、許容される持ち点の上限は以下のとおりである。

- ・コート上にプレーヤーが 3 人いる場合は、最大 9 点とする。
- ・コート上にプレーヤーが 2 人いる場合は、最大 6 点とする。

持ち点の上限については、常にプレーヤーの持ち点の平均を考慮するものとする。試合を完全に中断すべきかどうか、いつ中断すべきかどうかを判断するかは、レフェリーに委ねられる。

**6 人制：** チームは、身体に障害のある最大 16 名のプレーヤーで構成され、同時に 6 名のプレーヤーがコートに出場できる。残りのプレーヤーは、交代メンバーである。

「クラス分け規定」に準拠し、コート上のプレーヤーの持ち点は、いかなる時も合計 17 ポイントを超えてはならない。

少なくとも 3 名の女性プレーヤーがいなければならない。また少なくとも 1 名の女性プレーヤーが常にコート上にいなければならない。

競技の開始時に、チームは 12 名のプレーヤーがいなければならない。

**【注】** シニア大会の場合は、プレーヤーは大会開始日時点で年齢が 15 歳でなければならない。年齢が 15 歳～18 歳のプレーヤーは、大会前に保護者の承諾書を提出しなければならない。障害および性別のチーム構成および人数については、主催者の権限で決定できる。

**5の2** チームは競技中、4名までのチーム役員を置くことができる。チーム役員は、その競技の途中で交代することはできない。チーム役員のうち1名を「チーム責任者」として指名しなければならない。このチーム責任者だけが、タイムキーパーやスコアキーパー、場合によってはレフェリーと話すことができる（ただし、競技規則解釈3を参照）。

通常、競技中にチーム役員がコートに入ることは許されない。この規則に違反した場合、スポーツマンシップに反する行為として罰則を適用しなければならない。この場合、相手チームのフリースローによって競技を再開する。

競技の開始後、チーム責任者は、競技への参加資格を持つチーム役員とプレーヤーが交代地域規定に則り競技に参加するよう、あるいはそれ以外の者が交代地域に入らないよう管理する責任をもつ。この規定に違反した場合は、チーム責任者に罰則を段階的に適用する。

【注】 IHF、大陸連盟、国内大会において、主催者の権限でチーム役員の人数を決定できる。ただし、その人数は5名以下とする。

**5の3** 競技の開始時に交代地域において、記録用紙に記載されているチーム役員とプレーヤーが、競技への参加資格を持つ。競技の開始後に遅れて到着したチーム役員とプレーヤーは、タイムキーパーとスコアキーパーに参加資格の承認を受け、記録用紙にその旨を記載されなければならない。

参加資格のあるプレーヤーは、原則として自チームの交代ラインを通って、いつでもコートに入ることができる（ただし、5:4, 5:6を参照）。

チーム責任者は、競技への参加資格を持つプレーヤーだけを出場させるようにしなければならない。違反した場合は、スポーツマンシップに反する行為としてチーム責任者に罰則を適用する（14:1a～b, 17:1b, 17:3d, 17:6c、ただし、競技規則解釈7を参照）。

## プレーヤーの交代

**5の4** 交代しようとするプレーヤーがコートから出たならば、交代プレーヤーはタイムキーパーやスコアキーパーに告げずに、いつでも何度でも（ただし、2:5, 5:11を参照）コートに入ることができる。

交代するプレーヤーは、常に自チームの交代ラインを通ってコートに出入りする（5:5）。ゴールキーパーの交代についても、この規定を適用する（5:7, 15:10も参照）。

タイムアウトの最中であっても、交代に関するこの規定を適用する（チームタイムアウト時を除く）。

【注】 「交代ライン」は、公正かつ合法的にプレーヤーが交代するためのものである。交代以外の状況、つまり有利になろうという意図が全くなく、他に悪影響を及ぼさない方法でプレーヤーがサイドラインやアウターゴールラインをまたぐというような場合に、罰則を適用するためのものではない（例えば、交代ラインを通らずに交代地域に戻り

ドリンクやタオルを手にする、あるいは退場となって潔くコートから出ていくときに交代ラインのすぐ外側のサイドラインを通って交代地域に戻るなどの状況)。戦術的にコート外を悪用する場合については、競技規則 8:10 に別掲している。

**5の5** 不正交代をしたプレーヤーは、2分間退場となる。同じチームの2名以上のプレーヤーが一度に不正交代をした場合、最初に違反したプレーヤーへのみ罰則が適用される。

この場合、相手チームのフリースローで競技を再開する(14:1a~b、ただし、競技規則解釈7を参照)。

**5の6** 交代ではなくプレーヤーが余計にコート内に入った場合、あるいはプレーヤーが交代地域から不正に競技を妨害した場合、そのプレーヤーは2分間退場となる。したがって、チームはコート上のプレーヤーを2分間1名減らされた状態で競技を継続する(余計にコート内に入ったプレーヤーは、必ずコートから去らなければならないことは別に)。2分間退場中のプレーヤーがコートに入った場合は、さらに2分間の退場が加えられる。この退場は直ちに適用され、最初の退場と次の退場が重複する間は、チームはコート上のプレーヤーをさらにもう1名減らさなければならない。どちらの場合も、相手チームのフリースローで競技を再開する(14:1a~b、ただし、競技規則解釈7を参照)。

## プレーヤーの服装、装具

**5の7** 同じチームのコートプレーヤーは、全員同じユニホームを着用しなければならない。両チームのユニホームの配色とデザインは、互いにはっきりと区別できるものでなければならない。ゴールキーパーとして出場するすべてのプレーヤーは、両チームのコートプレーヤーや相手チームのゴールキーパーと、はっきりと区別できる同色のユニホームを着用しなければならない(18:3)。ただし、4人制については、5:1のとおりである。

**5の8** プレーヤーは、大会規定で定められた縦 10cm 以上の胸番号をユニホームにつけなければならない。番号の色は、ユニホームの色やデザインとはっきりと対比できるものでなければならない。リストバンド、バンダナ、ユニホームの下に着用するTシャツなど、その他のスポーツアクセサリーは、黒、白、またはユニホームのメインカラーと同色でなければならない。プレーヤーに合わせてカスタマイズされた特別な保護具については、ユニホームと同色でなくてもよい。

**5の9** プレーヤーは、スポーツシューズを履かなければならない。プレーヤーは、危険にさらすようなもの、あるいは身につけることで有利になる可能性があるものを身につけることは許されない。例えば、頭部用プロテクター、フェイスマスク、グローブ、ブレスレット、腕時計、指輪、外から見えるピアス、ネックレスやチェーン、イヤリング、固定バンドをつけていない眼鏡、固いフレームの眼鏡など、他のプレーヤーを危険にさらすようなものすべてである(18:3)。

ボールを扱うための粘着剤、金属製の部品を含む保護具、補装具、樹脂製や金属製の手指、手首用の装具の使用は認められない。パッド入りや柔らかい素材の保護具（金属を含まないもの）、指や腕用のテーピング、義肢の使用は認められる。義肢の使用については、クラシファイヤーの承認を得た場合にのみ認められる。義肢は、パッド入りまたは柔らかい素材で覆われており、金属を含まない場合にのみ許可される。

チームが使用する予定のすべての用具や装具は、テクニカルミーティングのときに提示され、最終的な承認を得なければならない。「IHF 保護具および装具規定」を適用する。

**5の10 リフティング**（座面から腰を浮かせること）や、足を動かしたり使ったりすることを防止するため、プレーヤーは大腿と下腿をストラップで固定しなければならない。

ボールのプレー中や防御中にコートプレーヤーがリフティングした場合、2分間退場となる。また、防御中にゴールキーパーがリフティングした場合も2分間退場となり、さらに相手チームに7mスローが与えられる。

### プレーヤーのクラス分け

**5の11** 各プレーヤーのクラスを識別するため、カラーコードを使用する。クラス分けの後、車椅子の背もたれ部分に、カラーコード及びプレーヤーの数字が記載されたステッカーを貼付する。

クラス 1 = 緑	クラス 3 = 青
クラス 2 = 黄	クラス 4 = 赤

以上の要件を満たしていないプレーヤーは、その問題点を正すまで出場を認められない。突起のない指輪や小さなイヤリング、外から見えるピアスについては、他のプレーヤーに危害を及ぼすことはない方法で被えば、着用を許可してよい。柔らかく伸縮性のある材質でできたヘアバンドやヘッドスカーフ、キャプテンマークは着用してもよい。

競技開始前にチーム責任者は、登録の確認と同様、自チームのすべてのプレーヤーが正しい服装や装具を身につけていることを確認して記録用紙に署名する。もしレフェリーが競技開始後に許されない服装や装具を確認したならば、競技規則5:9により、チーム責任者に対し罰則を段階的に適用し、違反したプレーヤーはその問題点を正すまで出場を認めない。プレーヤーの服装や装具について許されるかどうか疑わしい場合、チーム責任者は競技開始までにレフェリーまたはTOに対し、確認をしなければならない（競技規則運用に関するガイドライン付録2も参照）。

## プレーヤーの負傷

**5の12** 出血している、あるいは身体やユニホームに付着しているプレーヤーは、止血して傷口を被う、または身体とユニホームに付着した血液をふき取るため、自らすぐに（通常の交代として）コートの外に出なければならない。処置が完了するまで、プレーヤーはコートに戻ることはできない。

この規定に関するレフェリーの指示に従わないプレーヤーは、スポーツマンシップに反する行為として罰則を適用する（9：7, 17：1b, 17：3d）。

**5の13** コート内で負傷者が出了場合、レフェリーは、救護のためにチーム役員またはプレーヤーとして競技への参加資格を持つ者2名（5：3参照）に、コート内への入場許可を与えることができる（ジェスチャー15, 16を用いて）。またスムーズに競技を再開するために、レフェリーまたはTOは、予め交代のプレーヤーをコート内に入れる指示をすることがある。

コート上で治療行為を受けたプレーヤーは、速やかにコートを出なければならない。そのプレーヤーは、その後、自チームが3回の攻撃を終えた後、コートに戻ることができる（その基準と例外については、競技規則解釈8を参照）。

休憩時間を持った後、競技が継続されるときは、それまでの攻撃回数にかかわらず、コート上で治療行為を受けたプレーヤーは、コートに戻ることができる。もし、そのプレーヤーが入場可能になる前にコートに入った場合は、競技規則5：4～5：6に基づき罰則を適用する。

**【注】** 各国協会は、ユースのカテゴリーにおいて、競技規則5：11第2段落の導入を保留する権利を有する。

この条文を受け、（公財）日本ハンドボール協会では、ユースのカテゴリー（高校生・中学生・小学生）において、上記競技規則5：11第2段落の導入を保留とする。

入場許可を受けた2名に加え、余計な者がコートに入った場合、それがプレーヤーであれば競技規則5：6, 17：3aにより、チーム役員であれば5：2, 17：1b, 17：3d, 17：6cにより、不正入場として罰則を適用する。競技規則5：11第1段落により、コートへの入場許可を与えられた者が負傷したプレーヤーの救護に専念せずにプレーヤーに指示を出す、あるいは相手やレフェリーに言い寄るなどの行為をした場合、スポーツマンシップに反する行為と見なし罰則を適用する（17：1b, 17：3d, 17：6c）。

## 第六条 ゴールキーパー

ゴールキーパーには、次の行為は許される。

**6の1** ゴールエリア内の防御動作において、身体のあらゆる部位でボールに触れること。

**6の2** コートプレーヤーに適用される制限を受けずに、ゴールエリア内でボールを持って動くこと（8：2～4, 8：7）。ただし、ゴールキーパーはゴールキーパースローを遅らせることは許されない（7：4～5, 13：2, 16：5b）。

**6の3** ボールを持たずにゴールエリアを離れ、プレーイングエリアで競技に参加すること。その際ゴールキーパーは、プレーイングエリアでコートプレーヤーに適用されている規則に従うことになる（9：5 第2段落の状況を除く）。

身体および車椅子のどこか一部がゴールエリアラインの外側の床に触れた瞬間に、ゴールキーパーはゴールエリアから離れたと見なす。

**6の4** ボールを十分にコントロールできていない状態で、ボールと共にゴールエリアを離れ、プレーイングエリアで再びプレーすること。

ゴールキーパーには、次の行為は許されない。

**6の5** 防御動作において、相手を危険にさらすこと（9：3, 9：5, 9：5【注】，14：1b）。

**6の6** コントロールしたボールを持って、ゴールエリアを離れること。ゴールキーパースローを行うためにレフェリーが笛を吹いていた場合、この行為に対して相手チームにフリースローを判定する（7：1, 14：1a, 16：7 第3段落）。しかしそれ以外の場合は、単にゴールキーパースローを再度行わせる（16：7 第2段落を参照）。ただし、ボールを手に持ってゴールエリアを離れたゴールキーパーがゴールエリアの外側でボールの所持を失った場合、アドバンテージルールの概念（16：7）を適用する。

**6の7** ゴールエリア内にいるゴールキーパーが、ゴールエリアの外側の床に止まっている、あるいは転がっているボールに触れること（7：1, 14：1a）。

**6の8** ゴールエリアの外側の床に止まっている、あるいは転がっているボールをゴールエリアに取り込むこと（7：1, 14：1a）。

**6の9** ボールを持って、プレーイングエリアからゴールエリアに再び入ること（7：1, 14：1a）。

**6の10** 7mスローを行っている相手の手からボールが離れる前に、ゴールキーパーライン（4m ライン）またはその延長線を踏み越えること（15：9）。

【注】 ゴールキーパーの車椅子の片輪がゴールキーパーライン（4m ライン）上か、その後方にあれば、他方の片輪または身体および車椅子の他のあらゆる部位を、ラインを越えた空中で動かすことは許される。

## 第7条 ゴールエリア

- 7の1** ゴールエリアには、ゴールキーパーだけが入ることができる（ただし、7:3を参照）。  
ゴールエリアはゴールラインを含み、コートプレーヤーの身体および車椅子の一部が触れたとき、ゴールエリアに侵入したと見なす。
- 7の2** コートプレーヤーがゴールエリアに侵入したときは、次のように判定する。  
(a) ボールを所持しているチームのプレーヤーがボールを持ってゴールエリアに侵入した場合、およびボールを持たずに侵入しこれにより有利になった場合は、ゴールキーパースローとする（13:1）。  
(b) 防御側チームのコートプレーヤーがゴールエリアに侵入し、これにより有利になったが明らかな得点チャンスを妨害していない場合、フリースローとする（14:1b, 9:7fを参照）。  
(c) 防御側チームのコートプレーヤーがゴールエリアに侵入し、これにより明らかな得点チャンスを妨害した場合は、7mスローとする（15:1a）。「ゴールエリアに侵入する」とは、ゴールエリアラインに触れるということではなく、明らかにゴールエリア内に踏み込むことを意味する。
- 7の3** ゴールエリアに侵入しても、次の場合は違反とならない。  
(a) プレーヤーがボールをプレーした後にゴールエリアに侵入しても、相手が不利にならなかった場合。  
(b) 攻撃側または防御側チームのプレーヤーがボールを持たずにゴールエリアに侵入しても、有利にならなかった場合。
- 7の4** ゴールキーパーがゴールエリア内でボールを手でコントロールしているときは、「競技の中断中」と見なす（13:1）。ゴールキーパーは、ゴールキーパースローを行って競技を継続しなければならない（13:2）。
- 7の5** ボールがゴールエリア内で転がっている間は、引き続き競技中である。ゴールキーパー側のチームがボールを所持している状態であり、そのゴールキーパーだけがボールに触れることができる。ゴールキーパーはボールを拾い上げ（その時点で競技は中断），そして競技規則7:4と13:1～2により競技を継続させることができる（ただし、7:7bを参照）。ゴールキーパーの味方のプレーヤーが転がっているボールに触れた場合は、相手チームにフリースローを与える（14:1aただし、15:1a, 競技規則解釈6cを参照）。相手チームのプレーヤーが触れた場合、ゴールキーパースロー（13:1c）を行って競技を継続させる。  
ボールがゴールエリア内に止まった時点で、競技は中断中となる。（13:1b）。ゴールキーパー側のチームがボールを所持している状態であり、ゴールキーパーだけがボール

に触れることができる。ゴールキーパーはボールを拾い上げ、競技規則 7:4 と 13:2 により競技を継続させなければならない（ただし、7:7 b を参照）。どちらのチームであっても他のプレーヤーがボールに触れた場合は、ゴールキーパースローを行って競技を継続させる（13:1 第 2 段落、14:3）。

競技規則 8:1, 8:8 をふまえた上で、ゴールエリア上の空間にあるボールに触れることができる。

**7の6** 防御動作中に防御側プレーヤーがボールに触れ、ゴールキーパーがそのボールをキャッチするかボールがゴールエリア内に止まってしまった場合は、競技規則 7:4~5 によりゴールキーパースローを行って競技を継続させる。

**7の7** プレーヤーがボールを自陣のゴールエリア内に入れたならば、次のように判定する。  
(a) ボールがゴールに入ったときは、相手チームの得点。  
(b) ボールがゴールエリア内に止まるか、ゴールキーパーがボールに触れてボールがゴールに入らなかったときは、フリースロー（14:1 a ~ b）。  
(c) ボールがアウターゴールラインを越えてコートの外に出たときは、スローイン（12:1）。  
(d) ボールがゴールキーパーに触れられることなく、ゴールエリアを通過しプレーイングエリアに戻ったときは、そのまま競技を継続。

**7の8** ボールがゴールエリアからプレーイングエリアに戻ってきたならば、そのまま競技を継続する。

## 第八条 ボールの扱い方、パッシブプレー

### ボールの扱い方

次の行為は許される。

**8の1** 手、腕、頭、胴体、大腿、膝を使ってボールを投げること、キャッチすること、止めること、押すこと、あるいは叩くこと。

**8の2** 最大 3 秒間ボールを持つ、あるいは車椅子をこいでいる間に膝の上（間ではない）にボールを置くこと。ボールを床につけている状態もこれに含める（14:1 a）。

**【注】** 膝の上に置かれたボールは「コントロールされている」とみなす。従って、相手は膝の上からボールを奪うことはできない。

**8の3** 車椅子をこいで、ドリブルをすること。

**【注】** ボールを受け取った後、プレーヤーはドリブルからアクションを開始しなければならない。「パッシング」とは、駆動輪を動かすことを指す。ハンドリムから手が

離れた後は、3秒以内に次のアクション（ドリブル、パス、シュート）を行わなければならぬ。この3秒後に、再びハンドリムに触ることは許されない。

**8の4** 静止しているとき、あるいは走っているときのボールの扱い方は、以下のとおりである。

- (a) ボールを一度はずませ、再び片手または両手でつかむこと。
- (b) 片手でボールを繰り返し床にはずませ（ドリブル）、その後に片手または両手でつかむこと、あるいは拾い上げること。
- (c) 片手でボールを繰り返し床の上で転がし、その後に片手または両手でつかむこと、あるいは拾あげること。

その後は、（片手または両手でボールをつかんだ瞬間から）3秒以内にボールを離さなければならない（14：1a）。

プレーヤーが身体の一部でボールに触れ、そのボールを床の方に向かたとき、ボールをはずませることやドリブルが始まったと見なす。

ボールが他のプレーヤー（車椅子を含む）かゴールに触れれば、プレーヤーはボールをはじくかはずませて、再びボールをつかむことが許される（ただし、15：6を参照）。

**8の5** 一方の手から他方の手にボールを持ち替えること。

**8の6** ボールを拾うために、車椅子を使ったり触れたりすること。

次の行為は許されない。

**8の7** ボールをコントロールした後、ボールが床、他のプレーヤー、またはゴールに触れる前に、再びボールに触れること（14：1a）。しかしながら、プレーヤーがボールを「ファンブル」している際には2度以上ボールに触れてもよい。「ファンブル」とは、ボールをキャッチしたり止めたりしようとしたときに、コントロールし損なうことをいう。

**8の8** コート上にいるレフェリーにボールが触れた場合、そのまま競技を継続する。

**8の9** ボールをコントロールした状態で、ゴールエリアに（コートプレーヤーとして）侵入すること。

**8の10** ボールをコントロールした状態で、サイドラインを踏み越えること（車椅子はコート内になければならない）。

【注】 ボールが車椅子に向けて投げられた場合、あるいは車椅子の下にボールが隠された場合、レフェリーはその意図及び各々の結果を判定しなければならない。

ボールを所持しているチームのプレーヤーが、ボールを持たずにコートの外側にいる場合、レフェリーはコートの内側に戻るよう指示しなければならない。プレーヤーが指示に従わなかった場合、あるいは同じチームのプレーヤーがその後に同じ行為をした場合、直ちに相手にフロースローを判定する（14：1 a）。このような行為は、競技規則第9条や第17条に記載している罰則の対象にはならない。

## パッシブプレー

**8の11** 攻撃しよう、あるいはシュートしようという意図を示さないで、チームがボールを所持し続けることは許されない。同様に、自チームのスローオフやフリースロー、スローアイン、ゴールキーパースローの実施を繰り返し遅延することも許されない（競技規則解釈4を参照）。このようなパッシブプレーの兆候が続く場合にはパッシブプレーと見なし、相手チームにフリースローを判定する（14：1 a）。

競技を中断したときにボールがあった場所から、フリースローを行う。

**8の12** レフェリーはパッシブプレーの兆候を察知したとき、予告合図（ジェスチャー17）を示す。これにより、ボールを所持しているチームはその所持を失わないように、攻撃方法を改める機会を得る。予告合図を出した後も、ボールを所持しているチームが攻撃方法を改めなかつたときは、レフェリーはいつでもパッシブプレーの判定をすることができる。最大4回のパスの後、攻撃側チームがシュートをしなかつた場合、相手チームにフリースローを与える（14：1 a、競技規則解釈4 Dの手順と例外を参照）。

パスの回数についての判定は、競技規則18：11に示すとおり、レフェリーの事実観察や判断に基づく。

プレーヤーが明らかな得点チャンスを意図的に放棄するなど特定の状況において、レフェリーは前もって予告合図を出していなくても、相手チームにフリースローを判定することができる。

## 第9条 違反、スポーツマンシップに反する行為

### 許される行為

**9の1** 次の行為は許される。

- (a) 他のプレーヤーの手からボールを取るために、開いた片手を使うこと。
- (b) 相手が反応するのに十分な時間と距離が確保され、危険がない状態で（ボールを保持しているか否かに関わらず）、腕や手を使って相手を観察しながらついでいくこと。
- (c) （プレーヤーが高速で移動していない状態で）位置取りをめぐり、車椅子を使って、相手をブロックすること。

**【注】** ブロックとは、相手が空いている場所へ移動しようとするふを妨げるふを意味する。攻撃側プレーヤーがブロックを仕掛ける場合や、ブロックを維持する場合、そして、防御側プレーヤーがブロックを外す場合は、原則として受け身でなければならぬ（ただし9:2bを参照）。

(d) シュートの後、または押された後に、アドバンテージがない状態で、ゴールエリアに侵入したり、サイドラインを踏み越えたりすること。その場合、プレーヤーは可能な限り速やかにゴールエリアから出なければならぬ。

## 罰則の適用に相当しない行為

（ただし、9:3a～d）の判断基準をふまえた上で

### 9の2 次の行為は許されぬ。

- (a) 相手が手に持っているボールをひったくること、あるいは叩き落すこと。
- (b) 腕、手、または脚を使ってブロックすること。あるいは身体のあらゆる部位おより車椅子を使って相手を押しのけること、押し出すこと。ここには、最初の位置取りや一連の攻防動作のなかで、肘を使った危険な行為も含む。
- (c) 相手が自由にプレーを継続できるような状態であったとしても、相手（車椅子、身体またはユニホーム）を捕まえること。
- (d) 相手に危害を及ぼすこと。

**【注】** 車椅子を捕まえて相手をブロックする行為に対しては、段階的に罰則を適用する。正面での接触は認められるが、側面または背後からの接触に対しては、罰則が適用されなければならない。

これらすべての違反に関しては、車椅子はプレーヤーの一部と見なされるため、偶発的でない車椅子同士の接触は違反となる。

## 罰則を適用する違反行為（9:3～6）

9の3 明らかに（ボールではなく）相手の身体を狙った違反に対しては、罰則を適用しなければならない。これは、フリースローや7mスローの判定だけでなく、はじめに警告(17:1)、次に退場(17:3b)、失格(17:6d)とうように、少なくとも段階的に罰則が付加されることを意味する。

より激しい違反行為に対しては、以下の判断基準によって罰則を3つに分けて適用する。

- ・即座に2分間退場を判定すべき違反行為（9:4）
- ・失格と判定すべき違反行為（9:5）
- ・失格とし、さらに報告書を必要とする違反行為（9:6）

## どの罰則を適用するかについての判断基準

違反行為に対して、どの罰則を適用するかを判断するためには、以下の判断基準をそれぞれの状況に応じて、適切に組み合わせて用いる。

- (a) 違反行為をしたプレーヤーの 位置
    - ・相手に対して正面か、側面あるいは後方か
  - (b) 違反行為が対象とした 身体の部位
    - ・胴体、シュートしている腕、(両)脚、頭部、喉、首
  - (c) 違反行為の 激しさの程度
    - ・身体接触の強度や、相手の動きの速さはどの程度であったか
  - (d) 違反行為の 影響
    - ・身体やボールのコントロールへの影響はどうであったか
    - ・違反行為が相手の移動に、どのような影響を与えたか
    - ・プレー継続への影響は、どの程度であったか
- 違反の判定に際しては、下記に示すような試合の中でどのような状況であるかも関わってくる。
- ・シュート動作中
  - ・空いているスペースに走り込んでいる
  - ・高速で走っている など

## 即座に2分間退場を判定すべき違反行為

**9の4** 特定の違反をしたプレーヤーは前もって警告となっていなくても、即座に2分間退場を判定する。これは特に、相手に対する危険性を軽視した違反行為に対して適用する(9:5, 9:6を参照)。

競技規則9:3の判定基準をふまえ、このような違反の例として以下のようなことが挙げられる。

- (a) 衝撃の大きい違反行為や、高速で走っている相手に対する違反。
- (b) 相手を背後から捕まえ続けること、あるいは引き倒す。
- (c) 頭部や喉、首に対する違反。
- (d) 胴体やボールを投げようとしている腕を激しく叩く。
- (e) 相手が身体のコントロールを失う行為をしようとする(ただし、9:5aを参照)。
- (f) 高速で車椅子で相手にぶつかる。
- (g) クラス分けによるチームの最大持ち点を超えること。

## 失格と判定すべき違反行為

**9の5** 相手に対して危害を及ぼす行為をしたプレーヤーは失格となる（17：6a）。危害を及ぼすような行為とは、違反が激しいときや、相手が違反を予期できず身体を守れないような状況での違反を意味する（9：5【注】を参照）。

競技規則9：3、9：4に加えて、以下の判断基準を適用する。

- (a) 走っている、あるいはボールを投げようとしているときに、明らかに身体のコントロールを失う。
- (b) 顔や喉、首に対し、特に攻撃的な行為をする（身体接触の激しさ）。
- (c) 乱暴で相手の安全性を無視した違反行為
- (d) (固定ベルトを開放して)自分が有利になるために車椅子から立ち上がってプレーすること（固定用ベルトを開放してよいのは、転倒した後に車椅子に戻るときのみである）。

【注】 たとえ身体的衝撃の小さな違反であっても、相手が予期できず自分を守ることができないタイミングで違反をした場合、極めて危険で重篤な結果につながる可能性を秘めている。このような状況では、失格が相当かどうかの判定基準となるのは、身体接触の激しさではなく、相手に対する危険の度合いである。

ゴールキーパーがゴールエリアを離れ、相手チームのプレーヤーに対してパスされたボールを取ろうとするときにも、この競技規則を適用する。このような状況においてゴールキーパーには、相手に対して危害を及ぼす行為を回避する義務がある。

ゴールキーパーが失格となるのは、以下のような場合である。

- (a) ボールをキャッチしたが、その最中に相手と衝突したとき。
- (b) ボールに届かず、あるいはボールをコントロールできずに相手と衝突したとき。

このような場面で、ゴールキーパーの違反がなければ攻撃側プレーヤーがボールをキャッチできたと判断したならば、レフェリーは7mスローを判定しなければならない。

## 意図的で、危険かつ悪質な違反行為による失格（報告書を伴う）

**9の6** 違反行為が意図的で、危険または悪質なものと判断したならば、レフェリーはレッドカードを示した後、ブルーカードを示すことによってTO、両チーム責任者に対し、報告書を伴う失格であることを明確に伝えなければならない。報告書が必要な場合、レフェリーは競技終了後に、報告書を提出しなければならない。それを受け、裁定委員会が改めて別途の処分について検討する。

競技規則9：5に加えて、以下の判断基準を適用する。

- (a) あまりにも無謀な行為、またはあまりにも危険な行為。
- (b) 競技の状況とかけ離れた意図的で悪質な行為。

**【注】** 競技終了前 30 秒間に、相手の得点を妨害するという目的でプレーヤーが競技規則 9:5 や 9:6 に該当する違反をした場合、この違反は競技規則 9:10 d により、「極めてスポーツマンシップに反する行為」と見なす。

### 罰則を適用すべきスポーツマンシップに反する行為（9:7～10）

スポーツマンシップの精神に反する身体的・言語的表現は、スポーツマンシップに反する行為と見なす。コートの内外に關係なく、プレーヤーとチーム役員にこれを適用する。スポーツマンシップに反する行為に対する罰則を、以下の 4 つに分けて適用する。

- ・罰則を段階的に適用すべきスポーツマンシップに反する行為（9:7）
- ・即座に 2 分間退場を判定すべきスポーツマンシップに反する行為（9:8）
- ・失格と判定すべき著しくスポーツマンシップに反する行為（9:9）
- ・失格とし、さらに報告書を必要とする極めてスポーツマンシップに反する行為  
(9:10 a, b)

### 罰則を段階的に適用すべきスポーツマンシップに反する行為

**9の7** 以下 (a) ~ (f) は、罰則を警告から段階的に適用すべき行為（17:1 b）の例である。

- (a) レフェリーの判定に対して抗議する、あるいは有利な判定になるように言葉やジェスチャーを用いる。
- (b) 相手や味方のプレーヤーを言葉やジェスチャーで挑発する。
- (c) 3 m の距離を確保しないなどの方法で、相手の各種スローの実施を遅らせる。
- (d) タイムアウトを取らせるためや相手に不当な罰則を適用させるため、演技によりレフェリーの判断を欺くこと、あるいは違反を誇張する。
- (e) 戰術的な理由で、繰り返しゴールエリアに侵入する。

### 即座に 2 分間退場を判定すべきスポーツマンシップに反する行為

**9の8** 特定の違反をしたプレーヤーやチーム役員は、前もって警告となっていなくても、即座に 2 分間退場を判定する。以下に例を示す。

- (a) 大きくジェスチャーをしながら大声で、あるいは挑発的な態度で抗議する。
- (b) ボールを所持しているチームの違反を判定したときに、ボールを持っていたプレーヤーが床にボールを落とすか置かなかったため、相手チームがすぐにボールをプレーできなかった。
- (c) 交代地域に入ったボールを、相手チームが取ろうとするのを妨げる。
- (d) ゴールキーパーとの 1 対 1 の状況で打ったシュートが、ゴールキーパーの頭部に直撃した。

**【注】 ゴールキーパーの頭部にボールが直撃したことに対する判断基準**

- ・ ゴールキーパーとの 1 対 1 の状況でのみ、罰則を適用する。ゴールキーパーとの 1 対 1 の状況とは、シュートを打つプレーヤーとゴールキーパーとの間に、防衛側プレーヤーが誰もいない状況を示す。
- ・ シュートされたボールの最初の接触が、頭部であること。ボールがゴールキーパーの頭部以外に当たった後の跳ね返りにより、ゴールキーパーの頭部に当たった場合、罰則は適用されない。
- ・ ゴールキーパーが、ボールの方向へと頭部を動かしている場合、罰則は適用されない。
- ・ ゴールキーパーがレフェリーの判断を欺くために、演技を行った場合(例えば、ゴールキーパーの胸に直撃したにもかかわらず、顔に当たったように見せかける等)は、ゴールキーパーに対してスポーツマンシップに反する行為として、競技規則 9 : 7 d を適用する。

### 失格と判定すべき著しくスポーツマンシップに反する行為

**9 の 9** スポーツマンシップに反する行為の中でも、特定のものについては著しくスポーツマンシップに反する行為と見なし、失格とする。以下に例を示す。

- ( a ) レフェリーの判定の後、これ見よがしにボールを遠くに投げたり叩きつけたりする。
- ( b ) ゴールキーパーが露骨に 7 m スローを止めようとしない。
- ( c ) 競技の中断中に故意にボールを相手に投げつける。もしこれが、かなりの力で至近距離から行われた場合、競技規則 9 : 6 にある「あまりにも無謀な行為」と見なす方が適切である。
- ( d ) 7 m スローの実施に際して、ボールの方向へと頭部を動かしていないゴールキーパーの頭部にボールをぶつける。
- ( e ) フリースローを直接シュートする際に、ボールの方向への頭部を動かしていない防衛側プレーヤーの頭部にボールをぶつける。
- ( f ) 違反された後の報復行為。

**【注】** 7 m スロー や フリースロー の実施に際して、シュートを打つプレーヤーは、ゴールキーパーや防衛側プレーヤーに危害を及ぼす行為を回避する義務がある。

### 極めてスポーツマンシップに反する行為 ((a)(b), 9 : 6 との関連は報告書を伴う)

**9 の 10** 以下の(a)および(b)のような極めてスポーツマンシップに反する行為とレフェリーが判断した場合、競技終了後に報告書を提出し、裁定委員会が改めて別途の処分について検討する。

- ( a ) 他者（レフェリー、タイムキーパー、スコアキーパー、TO、チーム役員、プレーヤー、観衆など）に対する侮辱または脅すような行為（言葉や表情、ジェスチャーや身振り手振り、身体接触など）。
- ( b ) ( i ) 競技中にチーム役員がコートに入って、あるいは交代地域から競技を妨害した場合。
- ( ii ) 不正に入場したプレーヤー（5：6）や交代地域にいるプレーヤーが競技に影響を与え、明らかな得点チャンスを妨害した場合。

以下の(c)及び(d)のような違反行為があった場合、相手チームに7mスローを与える。

- ( c ) 競技終了前30秒間、競技の中止中にプレーヤーやチーム役員が、相手がシュートをする、あるいは得点を狙える位置に到達する可能性をなくすために、相手のスローの実施を妨げた、または遅らせた場合、これは極めてスポーツマンシップに反する行為とし、違反行為をしたプレーヤーやチーム役員は失格となり、相手チームに7mスローを与える。すべての妨害行為に対しても適用する（例えば、子細な身体接触によりパスをインターセプトする、相手にボールを取らせない、ボールをつかんで離さないなどスローの実施を妨げる行為）。
- ( d ) 競技終了前30秒間、インプレー中に以下の(1)および(2)のような違反行為により相手がシュートをする、あるいは得点を狙える位置に到達する可能性をなくした場合、違反行為をしたプレーヤーやチーム役員は失格となり、相手チームに7mスローを与える。
  - (1) プレーヤーが、競技規則9:5, 9:6, 9:10a, 9:1b(ii)に該当する違反行為をした。
  - (2) チーム役員が、競技規則9:10a, 9:10b(i)に該当する違反行為をした。

ただし、競技が中止される前に、違反されたプレーヤーやそのチームのプレーヤーがシュートを決めたならば、そのシュートは得点とし、改めて7mスローを与える必要はない。

**【注】** 退場、失格の場合、退場または失格となったプレーヤーの持ち点を、2分間、最大チーム持ち点から減らすものとする。（怪我や罰則のため）出場できる女性プレーヤーがいない場合、そのチームはコート上のプレーヤーの人数を1人減らした状態で、残りの試合時間を競技しなければならない。また、その場合、チームの最大持ち点は13点となる。負傷したとアナウンスされ、人数および持ち点減少の理由となったプレーヤーは、当該試合に再度出場することはできない。

## 第 10 条 得 点

10 の 1 シュートの前や最中に、シュートを打ったプレーヤー、その味方のプレーヤーとチーム役員に規則違反がなく、ボール全体がゴールラインを完全に通過したとき得点となる。ゴールレフェリーは、ジェスチャー12 を用いて笛を短く 2 回吹き、得点が入ったことを認める（図4 を参照）。

防御側プレーヤーに規則違反があったとしても、ボールがゴールに入れば得点となる。

ボールがゴールラインを完全に通過する前に、レフェリーまたはタイムキーパー、TO が競技を中断した場合は、得点は認められない。

ゴールキーパーがゴールキーパースローを行おうとしている場合（13：3 第3段落）を除き、プレーヤーが自陣のゴールにボールを入れた場合は、相手チームの得点となる（4人制では、どのプレーヤーの場合でもオウンゴールは1点となる）。

【注】 競技への参加が認められていない人（観衆など）、またはその他の何かによつて、ボールがゴールに入るのを妨げられた場合、それがなければボールはゴールに入ったとレフェリーが確信したならば、得点を与える。

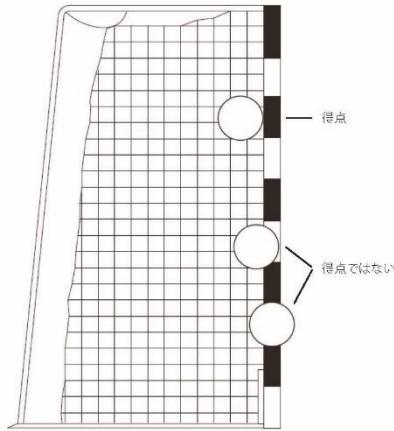


図4 得点

10 の 2 レフェリーが次に行うスローオフの笛を吹いたならば、与えられた得点を取り消すことはできない（ただし、2：9 【注】 参照）。

得点後のスローオフの実施までに、前後半の終了の合図があった場合は、（スローオフを行わなくても）得点をあたえたことを明示しなければならない。

【注】 レフェリーが得点をあたえたならば、直ちに得点をスコアボードに掲示する。

**10 の 3** 相手よりも多く得点をあげたチームが勝ちとなる。両チームが同点の場合、あるいは両チームに得点がない場合は、引き分けとなる（2：2 を参照）。

**10 の 4** 4人制の場合、同じチームが両セットとも勝利した場合、当該チームが 2-0 で試合に勝利したものとする。それぞれのチームが 1 セットずつ勝利した場合、試合結果は引き分けとなり、5 分間の第 3 セット（タイブレーク）を行う。第 3 セット終了時点で試合が同点の場合は、5 回のシュートアウトにより勝敗を決定する。タイブレークで勝敗が決した場合、試合全体の結果は 2-1 となり、タイブレークに勝利したチームが勝者となる。

**10 の 5** 4人制の場合、次の場合は 2 点が与えられる。

(a) 独創的またはスペクタクルなゴール

・車椅子で 360 度回転直後にプレーヤーがボールを投げて得点した場合。

【注】完全に 360 度回転しなければならず、片手のみで車椅子を回転させるものとする。

・ゴールキーパーが自陣のゴールエリアから直接得点した場合。

(b) 7m スローで得点した場合。

【注】シュートアウトにおいても、上記(a)(b)に対しては 2 点が与えられる。

## 第 11 条 スローオフ

**11 の 1** 競技の開始にあたり、コイントスに勝ち、ボールを選択したチームがスローオフを行う。そして相手は、サイドの選択権を得る。また、コイントスに勝ったチームがサイドの選択権を望んだ場合は、相手がスローオフを行うことになる。

競技の後半（4人制の場合は、第 2 セット）に両チームはサイドを交代する。競技の開始時にスローオフを行わなかったチームが、後半のスローオフを行う。

各延長戦（4人制の場合は、第 3 セット）の前には改めてコイントスを行い、上記 11：1 の条項を延長戦にも適用する。

**11 の 2** 得点の後は、得点をされたチームのスローオフによって競技を再開する（ただし、10：2 第 2 段落を参照）。

### 「4人制」

**11 の 2** 得点の後は、得点をされたチームのゴールキーパーが、レフェリーの笛の後にゴールキーパースローを行うことによって競技を再開する（ただし、10：2 第 2 段落を参照）。

**11 の 3** スローオフェリア設置の有無によって、以下のいずれかの条項を適用する。

(a) スローオフェリアを採用しないコートでのスローオフ

(コートの中央から左右に 1.5mを許容範囲として) センターライン中央からどの方向へもスローオフを行ってもよい。笛の合図から 3秒以内にスローオフを行わなければならない (14 : 1 a, 16 : 7 第 3 段落)。スローを行うプレーヤーは、少なくとも車椅子の片輪をセンターライン上または— スローオフェリア自陣側 (16 : 6) に置き、さらにボールを手から離すまでその位置にいなければならない (14 : 1 a, 16 : 7 第 3 段落、競技規則解釈 5 を参照)。

スローを行うプレーヤーの味方のプレーヤーは、笛の合図よりも前にセンターラインを踏み越えてはならない (16 : 6)。

(b) スローオフェリアを設置したコートでのスローオフ

- スローオフェリアからどの方向へもスローオフを行ってもよい。笛の合図から 3秒以内にスローオフを行わなければならない (14 : 1 a, 16 : 7 第 3 段落)。
- ボールがスローオフェリアの中にあり、少なくともスローを行うプレーヤーの車椅子の片輪がスローオフェリアの中にあるとき、レフェリーはスローオフの笛を吹くことができる (16 : 6)。
- スローを行うプレーヤーは、スローオフが完了したと見なされるまで、車椅子のどこか一部がスローオフェリアラインを越えてはならない (14 : 1 a, 16 : 7 第 3 段落)。
- スローを行うプレーヤーは、スローオフェリアの中でボールを持って動くことが許される。ただし、笛の合図の後にボールをドリブルすることは許されない (14 : 1 a, 16 : 7 第 3 段落)。
- スローを行うプレーヤーは、スローオフを走りながら行うことが許される。
- 次の場合に、スローオフを行ったと見なす。
  - ・スローを行うプレーヤーの手からボールが離れ、さらにボールがスローオフェリアラインを完全に通過したとき。
  - ・スローを行うプレーヤーからパスされたボールを、味方のプレーヤーがスローオフェリアの中で触れた、あるいはコントロールしたとき。
- スローを行うプレーヤーの味方のプレーヤーは、スローオフェリアの中を除き、笛の合図よりも前にセンターラインを踏み越えてはならない (16 : 6)。
- スローを行うチームの相手のプレーヤーは、スローオフェリアの外にいなければならない。さらに、スローオフを行ったと見なされるまで、スローを行うチームの相手のプレーヤーは、スローオフェリアの中でボールやスローを行うプレーヤー、およびその味方のプレーヤーに触れることはできない (16 : 4, 9 : 7 c)。ただし、スローオフェリアのすぐ外にいてもよい。

## 「4人制」

**11 の 3** 各セットの開始時のスローオフは、コートの中央から行う。得点の後、得点されたチ

ームのゴールキーパーは、ボールがゴールエリアラインを越えるように笛の合図から30秒以内にスローを行わなければならない（14：1a, 16：7第3段落）。

ゴールキーパースローを行うゴールキーパーは、ゴールエリア内のどこからでも、レフェリーの笛の後にスローを行うことができる。

ゴールキーパーの投げたボールがゴールエリアラインを完全に通過したとき、ゴールキーパースローを行ったと見なす。

**11の4 延長戦（4人制の場合、第3セット）**を含めて、前後半の開始時のスローオフに際して、すべてのプレーヤーは自陣のサイド、または該当する場合はスローオフラインの中にいなければならない。

しかし、得点の後のスローオフに際しては、スローを行うチームの相手チームのプレーヤーはコートのどちらのサイドにいてもよい。

スローオフェリアを採用しないコートでスローオフを行う場合（11：3a），相手チームのプレーヤーは、スローオフを行うプレーヤーから3m以上離れていなければならぬ（16：4, 16：9, 9：7c）。

スローオフェリアを設置したコートでのスローオフを行う場合（11：3b），相手チームのプレーヤーは、スローオフェリアラインの外側にいなければならぬ（16：4, 16：9, 9：7c）。

#### 「4人制」

**11の4 各セットの開始時のスローオフに際して、すべてのプレーヤーは自陣のサイドにいなければならぬ。この場合、スローを行うチームの相手プレーヤーは、スローを行うプレーヤーから3m以上離れていなければならぬ（16：4, 16：9, 9：7c）。**

## 第12条 スローイン

**12の1** ボールがサイドラインを完全に通過したとき、あるいは防御側チームのコートプレーヤーが最後にボールに触れて自陣のアウターゴールラインを通過したとき、スローインを判定する。

コート上方の付属設備や天井にボールが触れた場合にも、スローインを判定する。

**12の2** ボールがサイドラインを通過する前、あるいは付属設備や天井にボールが触れる前に、最後にボールに触れたプレーヤーの相手チームが、レフェリーの笛の合図なしでスローインを行う（ただし、16：5bを参照）。

**12の3** ボールがサイドラインを通過した地点から、また、アウターゴールラインを越えた場合は通過した側のサイドラインとアウターゴールラインの交点から、スローインを行う。

コート上方の付属設備や天井にボールが触れた後のスローインは、ボールが触れた場所から最も近いサイドライン上から行う。

**12 の 4** スローインを行うプレーヤーはサイドライン上に車椅子の片輪で立ち、ボールを手から離すまで正しい位置にいなければならぬ（14：1 a, 16：6, 16：7 第2～3段落）。他方の片輪はどこにあってもよい。

**12 の 5** スローインを行うとき、相手チームのプレーヤーはスローを行うプレーヤーから3m以上離れていなければならない（16：4, 16：9, 9：7 c）。

しかし、相手が自陣のゴールエリアラインの外側に沿っている場合、この条項を適用しない。

## 第 13 条 ゴールキーパースロー

**13 の 1** 次の場合、ゴールキーパースローを判定する。

- (a) 相手チームのプレーヤーが、競技規則7:2aに違反してゴールエリアに侵入したとき。
- (b) ゴールエリア内でゴールキーパーがボールをコントロールしたとき、あるいはゴールエリア内にボールが止まったとき（7:4～5）。
- (c) 相手チームのプレーヤーが、ゴールエリア内で転がっているボールに触れたとき（7:5第1段落）。
- (d) ゴールキーパーか相手チームのプレーヤーが最後にボールに触れた後、ボールがアウターゴールラインを通過したとき。

上記のすべての状況は競技の中止中と見なすため、ゴールキーパースローを判定してから実施されるまでの間に違反行為があったとしても、ゴールキーパースローにより競技を再開するという意味である（14：3）。

**13 の 2** ゴールキーパーは、レフェリーの笛の合図なしで（ただし、16:5bを参照）、ボールがゴールエリアラインを越えるようにゴールエリアからゴールキーパースローを行う。

ゴールキーパースローを実施するチームのゴールキーパーがコート上にいない状況であれば、コートプレーヤーの一人がゴールキーパーと交代しなければならない（5:4）。その際レフェリーは、必要に応じてタイムアウトを取る（2:8第2段落、競技規則解釈2）。

ゴールキーパーの投げたボールがゴールエリアラインを完全に通過したとき、ゴールキーパースローを行ったと見なす。

相手チームのプレーヤーはゴールエリアラインのすぐ外にいてもよいが、ボールがゴールエリアラインを完全に通過するまで、ボールに触ることはできない（16:4, 16:9, 9:7c）。

## 「4人制」

13の2 ゴールキーパーは、レフェリーの笛の合図なしで（ただし、16:5bを参照）、ボールがゴールエリアラインを越えるようにゴールエリアからゴールキーパースローを行う。ただし、得点された後のゴールキーパースローは、レフェリーの笛の合図の後に行なわなければならない。

ゴールキーパーの投げたボールがゴールエリアラインを完全に通過したとき、ゴールキーパースローを行ったと見なす。

13の3 ゴールキーパースローに、30秒ルールおよびパッシブプレーが適用される。

## 第14条 フリースロー

### フリースローの判定

14の1 原則として、次のような場合にレフェリーは競技を中断し、相手チームのフリースローによって競技を再開する。

- (a) ボールを所持しているチームが規則に違反し、その結果ボールの所持を失わなければならぬ場合 (5:2~3, 5:5~6, 5:9, 6:6~10, 7:5 第1段落, 7:7b, 8:2~4, 8:7~8, 8:10, 8:11~12, 9:2~10, 11:3, 12:4, 14:7, 15:4~7, 16:7 第3段落, 16:8 を参照)。
- (b) 相手チームが規則に違反したために、ボールを所持していたチームがボールの所持を失う場合 (5:2~3, 5:5~6, 6:5, 7:2b, 7:7b, 8:8, 9:2~10 を参照)。

14の2 レフェリーは、フリースローの判定によって競技を早まって中断しないよう、競技を継続させなければならない。

競技規則 14:1a に列挙した状況でも、攻撃側チームの違反の直後に防御側チームがボールを所持した場合、レフェリーはフリースローを判定してはならない。

同様に、競技規則 14:1b に列挙した状況でも、防御側チームの違反により攻撃側チームがボールの所持を失ったこと、あるいは攻撃を継続できないことが判明するまで、レフェリーは競技を中断してはならない。

規則違反に対して罰則を適用する場合、違反されたチームが不利益にならなければ、レフェリーは直ちに競技を中断し罰則を適用してよい。そうでない場合は、現況が終結するまで、罰則の適用を待たなければならない。

通常、タイムキーパー、TO あるいはレフェリーが笛を吹いて直ちに競技を中断する場合、すなわち競技規則 5:2~3 と 5:5~6 の違反があった際、この条項を適用しない。

**14 の 3** 競技規則 14:1 a～b により、通常フリースローを判定するような状況が競技の中斷中に起こった場合、その中斷の理由に相応しいスローで競技を再開する (9:10 c 競技終了前 30 秒間も参照)。

**14 の 4** 競技規則 14:1 a～b に列挙した状況に加え、たとえ規則違反がなくても競技(すなわちインプレー中に)が中斷した場合、競技の再開方法としてもフリースローを用いる。

- (a) 中断のときに一方のチームがボールを所持していた場合、そのチームが続けてボールを所持する。
- (b) どちらのチームもボールを所持していなかった場合、最後にボールを所持していたチームが再びボールを所持する。

**14 の 5** ボールを所持しているチームの違反に対してレフェリーがフリースローを判定した場合、ちょうどそのときボールを持っていたプレーヤーは、相手チームがすぐにプレーできるよう、直ちに床にボールを落とすか、置かなければならない (9:8 b)。

## フリースローの実施

**14 の 6** 通常は、レフェリーの笛の合図なしに（ただし、16:5 b を参照）、原則として違反が起こった位置からフリースローを行う。

以下に、例外を示す。

競技規則 14:4 a～b に記載した状況では、原則として中断したときにボールのあった位置から、笛の合図の後にフリースローを行う。

防御側チームのプレーヤーやチーム役員の違反のために、レフェリーまたは TO が競技を中断して口頭での注意や罰則を与えた場合、違反の起こった場所よりも有利な位置にボールがあったときは、競技を中断したときにボールのあった位置からフリースローを行わなければならない。

競技規則 5:2～3 や 5:5～6 の違反によりタイムキーパーが競技を中断した場合も、前段落と同様、例外として扱う。

競技規則 8:11 に示したとおり、パッシブプレーの判定によるフリースローが与えられた場合、競技を中断したときにボールのあった位置からフリースローを行う。

基本原理や手順は上述のとおりであるが、自陣のゴールエリアの中や相手チームのフリースローラインの内側からフリースローを行うことはできない。上述の各段落に記載した位置がこの領域内にある場合、それぞれの規定された領域のすぐ外側で、かつ最も近い位置に移動し、スローを行わなければならない。

**【注】** フリースローを行うべき位置が防御側チームのフリースローラインのところにある場合、必ず正確な位置から行わなければならない。しかし、その位置が

防御側チームのフリースローラインから遠ざかっていくにつれ、その正確な地点から多少の許容範囲を認めてフリースローを行うことができる。この許容範囲は徐々に広がっていき、自陣のゴールエリアのすぐ外側からフリースローを行う場合、3 mまでとなる。

競技規則 14 : 5 の規定に違反し競技規則 9 : 8 b により罰則を適用した場合、ここに解説した許容範囲を認めない。この場合は必ず、違反の起こった正確な位置からスローを行わなければならない。

**14 の 7** フリースローを行う前にスローを行うチームのプレーヤーは、相手チームのフリースローラインに触れても、これを踏み越えてもならない（ただし、2 : 5 に記載した特別規定も参照のこと）。

フリースローを行う前にスローを行うチームのプレーヤーが、フリースローラインとゴールエリアラインの間にいて競技に影響を及ぼす場合、レフェリーはこの不正な位置を正さなければならない（16 : 3, 16 : 6）。笛の合図の後に、このフリースローを行う（16 : 5 b）。笛の合図なしにフリースローを行うとき（ボールを手から離す前）に、スローを行うチームのプレーヤーがフリースローラインの内側に侵入した場合も、同様に処置する（16 : 7 第 2 段落）。

笛の合図の後に、スローを行うチームのプレーヤーがフリースローラインに触れた、あるいはこれを踏み越えた場合、相手チームにフリースローを与える（16 : 7 第 3 段落、14 : 1 a）。

**14 の 8** フリースローを行うとき相手チームのプレーヤーは、スローを行うプレーヤーから 3 m 以上離れなければならない。しかし、防御側チームのフリースローラインのすぐ外側からフリースローを行う場合、防御側チームは自陣のゴールエリアラインの外側に沿って立つことが許される。フリースローの実施を妨害した場合、競技規則 16 : 9 と 9 : 7 c により罰則を適用する。

## 第 15 条 7 m スロー

### 7mスローの判定

**15 の 1** 次の場合に 7 m スローを判定する。

- (a) コート上のあらゆる場所で、相手チームのプレーヤーやチーム役員が明らかな得点チャンスを妨害したとき。
- (b) 明らかな得点チャンスの際に、不当な笛が吹かれたとき。
- (c) 明らかな得点チャンスを、競技に関与できない人物が妨害したとき。例えば、観衆がコート内に入った、笛を吹いてプレーを止めたなど（10 : 1 の【注】を適用する場合を除く）。
- (d) 競技規則 9 : 10 c, 9 : 10 d に記載されている違反行為があったとき（9 :

10 最終段落も参照)。

明らかな得点チャンスの際に停電などの「不可抗力」によって競技が中断した場合も、同様にこの規定を適用する(「明らかな得点チャンス」の定義については、競技規則解釈6を参照のこと)。

**15の2** 競技規則15:1aに示したような違反があるにもかかわらず、プレーヤーがボールと身体を完全にコントロールしている状態ならば、たとえプレーヤーが明らかな得点チャンスを生かせなかったとしても、7mスローを判定する必要はない。

7mスローの判定となる可能性があるときは、7mスローの判定が真に正当でかつ必要であるかをはっきりと確定できるまで、レフェリーは常に競技の中止を差し控えなければならない。防御側の違反があるにもかかわらず、攻撃側プレーヤーが得点できた場合は、7mスローを判定する理由は全くない。逆にこの違反によって、攻撃側プレーヤーが明らかにボールや身体のコントロールを失い、明らかな得点チャンスが失われたならば、7mスローを判定しなければならない。

ただし、競技規則5:2~3、5:5~6、の違反により、タイムキーパーやTO、レフェリーからの合図により競技が中止された場合は、この条文は適用されない。

**15の3** 7mスローを判定した際、レフェリーはタイムアウトを取ることができる。ただしこれは、例えばゴールキーパーやスローを行うプレーヤーが交代に時間をかけており、競技規則解釈2に記載した原則や基準により、タイムアウトを取る必要があると判断した場合に限られる。

## 7mスローの実施

**15の4** コートレフェリーの笛の合図から3秒以内に、ゴールに向かって7mスローを実施しなければならない(16:7第3段落、14:1a)。

**15の5** 7mスローを行うプレーヤーは、7mラインからその1m後方までの範囲に位置を取りなければならない(16:1、16:6)。レフェリーの笛の合図の後、スローを行うプレーヤーは、ボールを手から離す前に7mラインに触れても、これを踏み越えてはならない(16:7第3段落、14:1a)。

**15の6** 7mスローを行った後、ボールが相手チームのプレーヤーかゴールに触れるまで、スローを行ったプレーヤーとその味方のプレーヤーは、再びボールに触れることができない(16:7第3段落、14:1a)。

**15の7** 7mスローを行うとき、その味方のプレーヤーはフリースローラインの外側に位置を取り、スローを行うプレーヤーがボールを手から離すまで、そこにとどまって

いなければならない (16:3、16:6)。この規定に違反した場合、7mスローを行ったチームの相手チームにフリースローを与える (16:7 第3段落、14:1a)。

**15の8** 7mスローを行うとき、スローを行うプレーヤーがボールを手から離すまで、相手チームのプレーヤーはフリースローラインの外側で、さらに7mラインから3m以上離れていなければならない。この規定に違反し、かつ得点とならなかった場合、再度7mスローを実施する。ただし、違反したプレーヤーに対して罰則は適用しない。

**15の9** 7mスローを行うプレーヤーがボールを手から離す前に、ゴールキーパーが自陣のゴールキーパーライン、すなわち4mライン (1:7, 6:11) を踏み越え得点とならなかった場合、再度7mスローを行う。しかし、ゴールキーパーに対して罰則は適用しない。

**15の10** 7mスローを行うプレーヤーが、ボールを持って正しい位置に立ち、スローの準備をしたならば、ゴールキーパーの交代は認められない。このような状況で交代しようとした場合、スポーツマンシップに反する行為として罰則を適用する (9:7c, 17:1b, 17:3d)。

## 第16条 スローの実施に関する一般的な指示

(スローオフ、スローイン、ゴールキーパースロー、フリースロー、7mスロー)

### スローを行うプレーヤー

**16の1** スローの実施前に、スローを行うプレーヤーは規定された正しい位置にとどまっているなければならない。スローを行うプレーヤーは、スローを行う前にボールを手に持っていないなければならない (16:6)。

ゴールキーパースロー (13:2) とスローオフェリアを用いて実施するスローオフ (11:3b) の場合を除き各種スローの実施中は、ボールを手から離すまでスローを行うプレーヤーは片輪の一部を終始、床につけていなければならない (ただし、11:3bを参照)。

スローを行うプレーヤーは、スローを実施されるまで正しい位置にいなければならない (16:7 第2、3段落)。

**16の2** スローを行うプレーヤーがボールを手から離したとき、スローを行ったと見なす (ただし、13:2, 11:3a 第2段落、11:3bを参照)。

スローを行ったプレーヤーは、ボールが他のプレーヤーかゴールに触れるまで、再びボールに触ることはできない (16:7、6:8、または15:6に記載された状況に関する規定についても参照)。

どのスローも直接得点することができる。ただし、競技中断時のゴールキーパースロー (13:1) において、ボールがゴールキーパーの手からこぼれ落ちて自チームのゴー

ルの中に入ることは、「オウンゴール（得点）」とはならない。

## スローを行うプレーヤーの味方のプレーヤー

**16 の 3** スローを行うプレーヤーの味方のプレーヤーは、該当するスローに関して規定された位置を取らなければならない（16：6）。競技規則 11：3 a 第 2 段落に示した場合を除いて、スローを行うプレーヤーがボールを手から離すまで、プレーヤーは正しい位置にとどまっているなければならない（ただし、11：3 b を参照）。

スローの実施中は、スローを行うプレーヤーと同時にボールに触れても、味方のプレーヤーにボールを手渡してもならない（16：7 第 2、3 段落）。

## 防御側プレーヤー

**16 の 4** 防御側プレーヤーは、該当するスローに関して規定された位置を取り、スローを行うプレーヤーがボールを手から離すまで正しい位置にとどまっているなければならない（ただし、11：3 b、13：2、16：9 を参照）。

スローインやスローオフ、フリースローの実施に際して、攻撃側プレーヤーがすぐにスローを行っても不利にならない場合、レフェリーは防御側プレーヤーの不正な位置を正してはならない。しかし不利になる場合は、位置を正さなければならない。

## 競技の再開における笛の合図

**16 の 5** 次の場合にレフェリーは、再開の笛を吹かなければならない。

- (a) スローイン（11：3）、7 m スロー（15：4）の場合は毎回。
- (b) 次の状況におけるスローイン、ゴールキーパースロー、フリースロー。
  - ・タイムアウト後の再開。
  - ・競技規則 14：4 に示した状況におけるフリースローでの再開。
  - ・スローの実施が遅いとき。
  - ・プレーヤーの位置を修正したとき。
  - ・口頭での注意や警告の後。

レフェリーは、他の状況でも必要だと判断したならば、再開の笛を吹いてよい。

プレーヤーが 16：1、16：3、16：4 に規定された位置にいない場合、正しい位置につくまで、レフェリーは原則として再開の笛を吹いてはならない（ただし、14：7 第 2 段落と 16：4 第 2 段落を参照）。プレーヤーが不正な位置にいるにもかかわらず、スローを行うための笛をレフェリーが吹いたならば、このプレーヤーは全面的にプレーすることができます。

スローを行うプレーヤーは、笛の合図から 3 秒以内にスローを行わなければならない。

## 処置

**16の6** スローの実施前に、スローを行うプレーヤーまたはその味方のプレーヤーが違反している場合（例えば不正な位置にいる、あるいは味方のプレーヤーと同時にボールに触れている）、これを正す（ただし、14:7 第2段落を参照）。

**16の7** スローの実施中に、スローを行うプレーヤーまたはその味方のプレーヤーが違反（16:1～3）した場合、スローの実施中に再開の笛の合図があったかどうかによって処置が異なる。

再開の笛がない場合、スローの実施中のすべての違反に対し原則的にこれを正し、笛の合図の後に再度、スローを実施させる。しかしこの場合にも、競技規則14:2によりアドバンテージルールの概念を適用する。スローを行うプレーヤーのチームがスローを不正に実施した直後にボールの所持を失った場合、スローを行ったと見なし、競技を継続させる。

再開の合図後の場合、スローの実施中のすべての違反に対し、原則的に違反として判定する。例えば、スローを行うプレーヤーが実施中に3秒より長くボールを持った、あるいはボールを手から離す前に正しい位置から移動した場合に、この規定を適用する（11:3a 第2段落を参照）。このような場合、スローを行う権利はなくなり、違反のあった場所から相手チームにフリースローを与える（14:1a、ただし、2:6も参照）。この場合も、競技規則14:2に記載したアドバンテージルールを適用する。つまり、レフェリーが笛を吹いて競技を中断する前には、スローを行うプレーヤーのチームがボールの所持を失った場合、そのまま競技を継続させる。

**16の8** スローの実施直後の（スローに関する）違反は、原則的にすべて違反として判定する。これは16:2 第2段落に記載した違反（つまり、ボールが他のプレーヤーかゴールに触れる前に、フリースローを行ったプレーヤーが再びボールに触れた場合）を指す。ドリブルをしたり、ボールを離した後に再び空中で、あるいは床に置いた後に再びボールをつかんだりする場合もある。これらの違反に対しては、相手にフリースローを判定する（14:1a）。16:7 第3段落に記載した場合と同様に、アドバンテージルールを適用する。

**16の9** 競技規則15:8、15:9、16:4 第2段落、16:5 第3段落に記載した場合を除いて、例えば防御側プレーヤーが初めから不正な位置にして、あるいは途中から不正な位置に侵入して、相手のスローの実施を妨害した場合は違反と判定する。この行為は、スローの実施前であっても（スローを行うプレーヤーがボールを手から離す前であれば）、違反として判定する。

スローの前に再開の笛の合図の有無にかかわらず、この行為を違反と判定する。競技規則17:1b、と17:3dに関連して、競技規則9:7cを適用する。

防御側プレーヤーの妨害によってスローに悪影響が出た場合、原則として再度スロー

を行う。

## 第 17 条 罰 則

### 警 告

17 の 1 次の場合は、警告とする。

- (a) 罰則を段階的に適用しなければならないような違反(9:3 を参照。ただし, 17 : 3 b , 及び腰 17 : 6 d と対比)。
- (b) 罰則を段階的に適用しなければならないようなスポーツマンシップに反する行為 (9 : 7)。

【注】 プレーヤー個人に対しては 1 回まで、各チームのプレーヤーに対しては合わせて 3 回までしか、警告とすることはできない。その後は少なくとも 2 分間退場となる。

すでに 1 回退場となったプレーヤーを、その後に警告としてはならない。チーム役員に対して、各チームで合計 1 回しか警告とすることはできない。

17 の 2 レフェリーはイエローカードを高くあげ、違反したプレーヤーまたはチーム役員、そしてタイムキーパーとスコアキーパーに警告であることを示す（ジェスチャー 13）。

### 退 場

17 の 3 次の場合は、退場（2 分間）とする。

- (a) 不正交代やプレーヤーが余計にコートに入ったとき、あるいはプレーヤーが交代地域から不正に競技を妨害したとき (5:5~6, ただし 9:10 b (ii) を参照)。
- (b) 競技規則 9 : 3 に該当する違反であっても、そのプレーヤーがすでに警告を受けている、あるいはそのチームのプレーヤーがすでにチームとして最大数の警告を受けているとき (17 : 1 【注】 を参照)。
- (c) 競技規則 9 : 4 に該当する違反行為。
- (d) 競技規則 9 : 7 に該当するスポーツマンシップに反する行為でしたが、そのプレーヤーがすでに警告を受けている、あるいはそのチームのプレーヤーがすでにチームとして最大数の警告を受けているとき。
- (e) チーム役員が競技規則 9 : 7 に該当するスポーツマンシップに反する行為でしたが、そのチーム役員の一人がすでに警告を受けているとき。
- (f) プレーヤーやチーム役員による競技規則 9 : 8 に該当するスポーツマンシップに反する行為 (5 : 6 も参照)。
- (g) プレーヤーやチーム役員の失格に伴う結果として (17 : 8 第 2 段落、ただし 17 : 11 b も参照)。

(h) 2分間退場となった直後のプレーヤーが、競技の再開前にスポーツマンシップに反する行為をしたとき（17：9 a）。

【注】 チーム役員に対して、各チームで合計1回しか2分間退場とすることができない。

競技規則 17：3 e によりチーム役員を2分間退場としたとき、その役員はそのまま交代地域にとどまり任務を果たすことができる。しかし、チームはコート上のプレーヤーを2分間1名減らさなければならない。

17：4 レフェリーはタイムアウトを取った後、片方の腕を2本の指を伸ばしながらジェスチャー 14 を用いて、違反したプレーヤーまたはチーム役員、そしてタイムキーパーとスコアキーパーに退場であることを明示する。

17：5 退場となるのは毎回2分間の競技時間であり、同一のプレーヤーが3回目の退場となる場合は、必ず失格となる（17：6 d）。

退場となったプレーヤーは退場時間中、競技に出場することはできず、チームはそのプレーヤーの代わりに他のプレーヤーを出場させることもできない。

競技を再開する笛の合図から、退場時間を計測し始める。

競技の前半の終了までに2分間の退場時間が完了していない場合、残り時間を後半に繰り越す。正規の競技時間から延長戦へ、そして延長戦中も同様にして繰り返す。延長戦の競技時間が終了するまでに2分間の退場時間が完了していない場合、そのプレーヤーは2:2【注】により、引き続き実施される7mスローコンテストには参加することができない。

## 失 格

17の6 次の場合は、失格とする。

- (a) 競技規則 9:5 および 9:6 に示されている違反行為。
- (b) コート内外に関係なく、プレーヤーやチーム役員による競技規則 9:9 や 9:10 に該当する著しくスポーツマンシップに反する行為や極めてスポーツマンシップに反する行為。
- (c) 競技規則 17:1 b や 17:3 e によりチーム役員がすでに警告と退場を受けている状況で、そのチーム役員の一人が競技規則 9:7 に該当するスポーツマンシップに反する行為をしたとき。
- (d) 同一のプレーヤーの3回目の退場に伴う結果として（17:5）。
- (e) 7mスローコンテストの際、著しくスポーツマンシップに反する行為をしたとき、あるいはスポーツマンシップに反する行為を繰り返したとき（2:2【注】、17:10 を参照）。

**17 の 7** レフェリーはタイムアウトを取った後でレッドカードを高くあげ、違反したプレーヤーやチーム役員、そしてタイムキーパーとスコアキーパーに失格であることを明示する（ジェスチャー 13, 17 : 8）。

**17 : 8** プレーヤーやチーム役員の失格は毎回残りのすべての競技時間を通して適用される。失格となったプレーヤーやチーム役員は、コートおよび交代地域から直ちに去らなければならない。その後、当該プレーヤーやチーム役員がチームに関与することは一切許されない。

コートの内外に関係なく、競技時間中のプレーヤーやチーム役員の失格に対して、チームには毎回 2 分間の退場が伴う。これは、そのチームがコート上のプレーヤーを 2 分間 1 名減らさなければならないことを意味する（17 : 3 f）。ただし、競技規則 17 : 9 b ~ d に示した状況でプレーヤーが失格となった場合、コート上のプレーヤーを 4 分間続けて 1 名減らすことになる。

失格により、競技に参加できるプレーヤーやチーム役員の数は減る（ただし 17 : 11 b の場合を除く）。しかし 2 分間の退場時間が終了すれば、チームはコート上のプレーヤーの数を戻すことができる。

競技規則 9 : 6 および 9 : 10 a ~ b に示した状況で失格となった場合、レフェリーは別途の処分を検討するために、裁定委員会に報告書を提出する。またこのような場合、レフェリーは報告書が伴う失格であることを、「チーム責任者」や競技役員（競技規則解釈 7 を参照）へ伝えなければならない。

このためレフェリーは、レッドカードをあげた後、ブルーカードをあげ通知する。

## 一度に行った複数の違反

**17 の 9** 1 名のプレーヤーまたは 1 名のチーム役員が、複数の違反を同時にあるいは競技の再開前に連續して違反をした場合、それぞれの違反に対する罰則の重さが異なるならば、原則として最も重い罰則だけを適用する。

しかしこのような特例に限って、チームはコート上のプレーヤーを 4 分間減らして競技をしなければならない。

(a) 2 分間退場となった直後のプレーヤーが、競技の再開前にスポーツマンシップに反する行為をしたならば、そのプレーヤーはさらに 2 分間の退場が追加される（17 : 3 g）。

追加の退場が、そのプレーヤーの 3 回目の退場となる場合、当該プレーヤーは失格となる。

(b) （直接の、または 3 回目の退場による）失格となった直後のプレーヤーが、競技の再開前にスポーツマンシップに反する行為をしたならば、チームは罰則を追加され、コート上のプレーヤーを 4 分間減らして競技をすることになる（17 : 8 第 2 段落）。

(c) 2 分間退場となった直後のプレーヤーが、競技の再開前に著しくあるいは極めてスポーツマンシップに反する行為をしたならば、そのプレーヤーはさらに失格となる（17 : 6 b）。この 2 つの罰則を合わせ、チームはコート上のプレーヤーを

4分間減らして競技をすることになる（17：8 第2段落）。

- (d) （直接の、または3回目の退場による）失格となった直後のプレーヤーが、競技の再開前に著しくあるいは極めてスポーツマンシップに反する行為をしたならば、チームは罰則を追加され、コート上のプレーヤーを4分間減らして競技をすることになる（17：8 第2段落）。

## 競技時間内の違反行為

17の10 競技時間内に起こった違反に関するものは、競技規則17：1、17：3、17：6に示している。

この諸規則でいう「競技時間内」とは、すべての休憩時間、タイムアウト、チームタイムアウト、延長戦を含む。勝敗を決定するすべての方法（7mスローコンテストなど）においては、競技規則17：6のみを適用する。

著しくスポーツマンシップに反する行為をした、あるいはスポーツマンシップに反する行為を繰り返した場合、レフェリーはそのプレーヤーを失格とし、これ以降の7mスローコンテストなどに参加させないようにしなければならない（2：2【注】）。

## 競技時間外の違反行為

17の11 プレーヤーやチーム役員が競技時間外に競技会場で、スポーツマンシップに反する行為、著しくスポーツマンシップに反する行為、または極めてスポーツマンシップに反する行為、あまりにも無謀な行為（9：6～10を参照）をした場合、次のように罰則を適用する。

## 競技開始前

- (a) スポーツマンシップに反する行為に対しては、競技規則9：7～8により、警告とする。
- (b) プレーヤーまたはチーム役員が、競技規則9：6や9：10aに該当する行為をした場合は失格とするが、チームは14名のプレーヤーと4名のチーム役員で競技を開始できる。競技規則17：8第2段落に記載した内容は、競技時間中の違反だけに対して適用する。したがって、競技時間前の失格には、2分間退場を伴わない。

競技の開始前に違反が起きた時点では不明であったが、競技の開始後に違反をした人物が参加していることが発覚した場合、競技時間中いつでも直ちに、その違反に対する罰則を適用することができる。

## 競技終了後

- (c) 報告書を作成する。

## 第 18 条 レフェリー

18 の 1 同等の権限を持つ 2 名のレフェリーが、各競技を担当する。タイムキーパーとスコアキーパーが、レフェリーを補佐する。

18 の 2 プレーヤーとチーム役員が競技会場に入ったときから去るまで、両レフェリーは行動を管理する。

18 の 3 競技の開始前に、両レフェリーは使用するコートと両ゴール、ボールを点検する。

レフェリーが使用するボールを決定する（第 1 条、3：1）。

両レフェリーは、両チームが正規のユニホームを着用して交代地域にいることを確認する。また、記録用紙とプレーヤーの装具も確認する。レフェリーは、交代地域にいるプレーヤーとチーム役員の数が制限内であることを確認し、さらに両チームに「チーム責任者」がいて、どの人物なのかを確認する。規則に適合しないものは、すべて正さなければならない（5：1～2、5：7～9）。

18 の 4 一方のレフェリーが、もう一方のレフェリーと両チームの「チーム責任者」、あるいはその代理としてチーム役員またはプレーヤー（例えばチームキャプテン）の立ち合いのもと、コイントスを行う。

18 の 5 原則として、同じ 2 名のレフェリーで競技を管理する。

両レフェリーは競技規則に則って競技を行わせ、いかなる違反も判定しなければならない（ただし、14：2、15：2 を参照）。

一方のレフェリーが競技を続行できなくなった場合は、もう一方のレフェリーが 1 人で競技を続行させる。

【注】 この条項の第 1、3 段落について、大会規定により変更することが許される。

18 の 6 両レフェリーが 1 つの違反に対して笛を吹き、どちらのチームの違反としなければならないかについては一致しているが、罰則の重さについて見解が異なる場合、重い方の罰則を適用する。

18 の 7 両レフェリーが 1 つの違反に対して笛を吹いたとき、あるいはボールがコートから出たときに、どちらのチームがボールを所持するかについて両レフェリーの見解が異なった場合は、両レフェリーが協議した末に合意した判定を採用する。どうしても合意に達することができない場合、コートレフェリーの見解を優先する。

この状況では、必ずタイムアウトを取らなければならない。両レフェリーは協議を

終えた後にはっきりと方向を示し、笛の合図によって競技を再開する（2：8 d, 16：5）。

**18 の 8** 両レフェリーは得点を管理する。また、警告、退場、失格を記録する。

**18 の 9** 両レフェリーは競技時間を管理する。計時の精度に疑いがある場合、レフェリーは協議して決定する（ただし、2：3も参照）。

【注】 競技規則 18：8, 18：9について、大会規定により変更することが許される。

**18 の 10** 両レフェリーは、競技の終了後に記録用紙が正しく作成されていることを確認する。

競技規則 9：6 や 9：10 に該当する失格については、報告書を作成しなければならない。

**18 の 11** 両レフェリーや TO による事実観察や判断に基づく判定は、最終的なものである。

競技規則に従っていない判定に対してのみ、異議を申し立てることができる。  
競技時間中は、各「チーム責任者」だけがレフェリーに話しかける権利を有する。

**18 の 12** レフェリーには競技を中断、または中止する権限がある。

ただし、競技の中止を決定する前に、競技を続行するためにあらゆることを試みなければならない。

**18 の 13** 黒色のユニホームは、本来レフェリーのためのものである。

**18 の 14** レフェリーや TO は、お互いが交信するために、通信機器を使用することができる。この通信機器を採用するかどうかは、大会主催者によって決定する。

## 第 19 条 タイムキーパー, スコアキーパー

19 の 1 原則として、タイムキーパーが、競技時間、タイムアウト、退場となったプレーヤーの退場時間を管理する。

スコアキーパーが、チームの登録名簿、記録用紙、競技開始後に到着したプレーヤーの競技への参加、参加資格のないプレーヤーの競技への参加を管理する。

交代地域におけるプレーヤーやチーム役員の数、交代プレーヤーの出入場、コート上での治療行為を受けた後の攻撃回数の管理など、他の任務については共同で管理する。またこれらの判断は、タイムキーパーとスコアキーパーの事実監察に基づくものとする。

必要が生じたとき、通常はタイムキーパー（および TO）が試合を中断しなければならない。

上記の責務を果たすにあたり、タイムキーパーとスコアキーパーによる適切な競技の中止手順を示した競技規則解釈 7 も参照すること。

19 の 2 公示時計の設備がない場合、特にタイムアウトの後にタイムキーパーは、競技の経過時間または残りの時間を両チームの「チーム責任者」に通知しなければならない。

自動合図装置の付いた公示時計がない場合、タイムキーパーが前後半の競技終了時に終了合図を行う（2：3 を参照）。

公示時計に退場時間を表示できない場合、タイムキーパーが退場となったプレーヤーの番号とそれぞれの入場時間を記入したカードを、ジャッジーズテーブルに掲示する。

## ジェスチャー

レフェリーは、フリースローまたはスローインを判定したとき、直ちにスローの方向を示さなければならない（ジェスチャー 7 または 9）。

その後、適切なジェスチャーを用いて、適用する罰則を示さなければならない（ジェスチャー 13 ~ 14）。

フリースローや 7 m スローの判定に対する根拠を示すことが必要であろうと思われる場合、ジェスチャー 1 ~ 6 と 11 のうち該当するもの 1 つを、インフォメーションのために用いることができる（しかしながら、前もってジェスチャー 17 を用いずにパッシブプレーに対してフリースローを判定した場合、必ずジェスチャー 11 を用いなければならない）。

ジェスチャー 12, 15、16 は、該当する状況では必ず用いる。

ジェスチャー 8, 10, 17 は、レフェリーが必要と判断した場合に用いる。

ジェスチャーの一覧および写真の見出し	ページ
1. ゴールエリアへの侵入	49
2. イリーガルドリブル（不正ドリブル）	49
3. オーバーステップ、オーバータイム	49
4. ホールディング、プッシング	49
5. ハッキング	49
6. オフェンシブファール（攻撃側の違反）	49
7. スローイン（方向指示）	50
8. ゴールキーパースロー	50
9. フリースロー（方向指示）	50
10. 3 m の距離の確保	50
11. パッシブプレー	50
12. 得点	50
13. 警告(イエローカード), 失格(レッドカード), 報告書が伴うことを示す場合(ブルーカード)	51
14. 退場（2 分間）	51
15. タイムアウト	51
16. タイムアウト中における（「参加資格」のある）2名のコートへの入場許可	51
17. パッシブプレーの予告合図	51

1. ゴールエリアへの侵入



2. イリーガルドリブル(不正ドリブル)



3. オーバータイム



4. ホールティング, プッシング



5. ハッキング



6. オフェンシブファール(攻撃側の違反)



7. スローイン(方向指示)



8. ゴールキーパースロー



9. フリースロー(方向指示)



10. 3mの距離の確保



11. パッシブプレー



12. 得点



13. 警告(イエローカード), 失格(レッドカード),  
報告書が伴うことを示す場合(ブルーカード)



14. 退場 (2分間) ※6人制



15. 退場 ※4人制



16. タイムアウト



17. タイムアウト中における(「参加資格」  
のある)2名のコートへの入場許可



18. パッシブプレーの予告合図



**4人制・6人制 車椅子ハンドボール**

**競技規則**

**解釈**

**2023年版**

*Clarifications to the Rules of the game for Wheelchair Handball*

**(一社)日本車椅子ハンドボール連盟**

*Japan Wheelchair Handball Federation*

## 目 次

1.	終了合図の後のフリースロー (2 : 4 ~ 6) .....	54
2.	タイムアウト (2 : 8) .....	55
3.	チームタイムアウト (2 : 10) .....	56
4.	パッシブプレー (8 : 11 ~ 12) .....	58
5.	スローオフ (11 : 3) .....	63
6.	「明らかな得点チャンス」の定義 (15 : 1) .....	64
7.	タイムキーパーや TO による協議の中止 (19 : 1) .....	65
8.	負傷したプレーヤー (5 : 11) .....	67

## 1. 終了合図の後のフリースロー（2：4～6）

競技時間の終了後にフリースローを行う権利のあるチームが、積極的に得点を狙う場面はそれほど多くない。それは、すでに試合の結果が明白であるか、あるいはフリースローを行う位置が相手のゴールからあまりにも離れすぎているからである。競技規則上、厳密にはそのフリースローを行う必要があるが、おおよそ正しい位置にいるプレーヤーがボールを単に床に落とすか、レフェリーに手渡した場合、レフェリーはスローが行われたものと見なすべきである。

チームが明らかに得点を狙っている場合、（たとえそのチャンスが非常に小さなものであっても）この機会を認めると同時に、その状況が時間を浪費したつまらない「舞台」に堕落しないようにしなければならない。これはフリースローを遅滞なく行えるよう、レフェリーが両チームのプレーヤーを確実に素早く正しい位置につかせなければならないことを意味する。プレーヤーの位置と交代に関して、競技規則 2：5 に記載した規定を必ず適用しなければならない（5：5, 14：7）。

両チームの罰則に相当する他の違反に対しても、レフェリーは細心の注意を払わなければならない。防御側の執拗な接近に対しては、罰則を適用しなければならない（16：4、6：9、7：1 b, 17：3 d）。さらに、攻撃側プレーヤーもスローの実施中にしばしば違反をする。例えば、笛が鳴ってからスローを行うまでの間に、1名または複数名のプレーヤーがフリースローラインを踏み越える（14：7 第 3 段落）、あるいはスローを行うプレーヤーがスローに際して実際に移動する、またはジャンプする（16：1, 16：2, 16：3）場合などがある。

違反を伴った得点を一切認めないことが、非常に重要である。

## 2. タイムアウト（2：8）

タイムアウトを取らなければならない状況として競技規則 2：8 に示されている以外でも、レフェリーは、必要に応じてタイムアウトを取ることができる。タイムアウトを取ることができる典型的な状況として、次のようなものがある。

- (a) コートを拭かなければならぬ場合など外的な影響があったとき。
- (b) プレーヤーが負傷したと考えられるとき。
- (c) チームが明らかに遅延行為をしているとき。例えば、チームが各種スローの実施に時間をかけている場合や、プレーヤーがボールを遠くへ投げてしまう、あるいはボールを離さない場合。
- (d) ボールが天井やコート上の付属施設に触れたときに（12：1）、スローインを行う予定の場所から離れたところへ行ってしまい、時間の遅れが生じたとき。
- (e) ゴールキーパースローを行うために、コートプレーヤーとゴールキーパーを交代させるとき。

レフェリーは、競技の中斷に際して、まずタイムアウトを取らなければ一方のチームに不利益が生じる状況なのかどうかを考慮してから、タイムアウトが必要かどうかを判断しなければならない。例えば、競技の終盤に一方のチームが点差に余裕をもってリードしている場合、コートを拭く際のわずかな中断のために、タイムアウトを取る必要はないであろう。同様に、タイムアウトを取らなければ不利になるはずのチームが、何らかの理由で自ら競技を遅延させている、あるいは時間を浪費している場合には、タイムアウトを取る理由は全くない。

もう一つの重要な要素は、中断時間の予測である。負傷による中断時間は予測しがたいことが多いので、タイムアウトを取る方が無難である。一方、ボールがコートの外に出たからといって、レフェリーはあまりにも急いでタイムアウトを取ってはならない。このような状況では、ボールは大抵すぐに戻って競技ができる状態になるからである。逆に、ボールがすぐに戻らない場合、レフェリーは速やかに予備のボールを用いて、タイムアウトが不要となるようにすることも念頭に置かなければならない（3：4）。

7 mスローを判定したとき、必ずしもタイムアウトを取る必要はなくなった。レフェリーは上述の原則に基づいて判断し、タイムアウトを取らなければならぬことがある。これは例えば、ゴールキーパーやスローを行うプレーヤーが交代するといった一方のチームが明らかにスローの実施を遅らせている状況があげられる。

### 3. チームタイムアウト（2：10）

各チームは、正規の競技時間中の前半と後半（延長戦（4人制の場合、第3セット）を除く）に各1回、1分間のチームタイムアウトを取る権利がある。

チームタイムアウトを望むチームは、チーム役員がジャッジーズテーブルに「グリーンカード」を置いて請求しなければならない（このグリーンカードは役 $15\times20\text{cm}$ の大きさで、両面に大きく「T」と表示されていることが望ましい）。

（競技中も、競技の中止中も）自チームがボールを所持しているときにのみ、チームアウトを請求することができる。タイムキーパーが笛を吹くまでの間にボールの所持を失わなければ、そのチームに直ちにチームタイムアウトが与えられる（笛を吹く前にボールの所持を失った場合は、そのグリーンカードをチームに戻す）。

タイムキーパーは笛を吹いて競技を中断し、時計を止める（2：9）。その後タイムキーパーは、タイムアウトの合図（ジェスチャー 15）を示し、腕を伸ばしてチームタイムアウトを請求したチーム側を指す。

チームタイムアウトを請求したチーム側の机上にグリーンカードを据え、タイムアウト中はそのまま立てておく。

レフェリーがチームタイムアウトを認めたならば、タイムキーパーはチームタイムアウト専用の時計を始動させる。スコアキーパーは、チームタイムアウトを請求した時間を記録用紙の該当欄に記入する。

チームアウト中、プレーヤーとチーム役員はコートの内外に関係なく、自陣の交代地域付近にいなければならない。両レフェリーはコートの中央で待機するが、そのうちの1名は手短な協議のためにジャッジーズテーブルに行くことができる。

チームタイムアウトは競技時間の一部と定義されており（17：10），競技規則第17条に示す罰則の適用により、スポーツマンシップに反する行為やその他の違反についても、競技時間中の違反と同様に判定する。これについて、対象となるプレーヤーやチーム役員がコートの中にいたか外にいたかは関係ない。したがって、競技規則9：7～10に示すスポーツマンシップに反する行為や競技規則9：6 bに該当する行為については、競技規則17：1～3、7：6～9に従い、罰則（警告、退場、失格）を判定する。

50秒経過したとき、競技を10秒後に再開しなければならないことを、タイムキー

パーが音で合図する。

チームタイムアウトが終了したとき、両チームはいつでも競技を再開できる状態でなければならない。チームタイムアウトが認められたときの状況に相応しいスローで、またボールがインプレー中であった場合は、競技を中断したときにボールがあった位置から、チームタイムアウトを請求したチームのフリースローで、競技を再開する。

レフェリーの笛の合図で、タイムキーパーは時計を始動させる。

チームはグリーンカードを使用する代わりに、ブザーボタンを押すことによって、チームタイムアウトを請求することができる。ブザーボタンは公示時計に直接接続されており、ブザーボタンが押されると、競技時間は停止する。チームタイムアウトが請求されたことをすべての関係者に知らせるために、請求は音で示される。詳細については、チームタイムアウト電子申請システム規定を参照すること。

**【注】** IHF 大会、大陸連盟大会、または国内大会において、競技規則 2 : 10 【注】に従って主催者の権限により、各チームは最高 3 回のチームアウトの請求ができる。ただし、延長戦（4 人制の場合、第 3 セット）は含まれない。請求できるのは前半、後半（4 人制の場合、第 1 セット、第 2 セット）それぞれ最高 2 回までである。それぞれの前後半（4 人制の場合、第 1 ・ 第 2 セット）で 2 回の 2 回のチームアウトを請求する場合、1 回目と 2 回目の間には、必ず相手チームがボールを 1 回は所持することが必要である。3 枚のグリーンカードが必要となる。それぞれのカードには「1」、「2」、「3」と番号をつけ、明確にしておく。

前後半（4 人制の場合、第 1 ・ 第 2 セット）に最高 2 回までしか請求できないことから、前半（4 人制の場合、第 1 セット）には「1」と「2」の番号が書いてあるカードを、後半（4 人制の場合、第 2 セット）は「2」、「3」の番号がついてあるカードを各チームに配付する。前半（4 人制の場合、第 1 セット）1 回も使用していないチームからは、「1」のカードを回収する。また前半（4 人制の場合、第 1 セット）に 2 回使用したチームには、「3」のカードのみを配付する。

試合の後半（4 人制の場合、第 2 セット）残り 5 分間は、1 回のチームタイムアウトしか請求できない。

## 4. パッシブプレー（8：11～12）

### A 概 要

パッシブプレーに関する規則の適用目的は、魅力に欠ける戦法や意図的な遅延を競技から排除することにある。したがって、レフェリーは、競技の始めから終わりまで一定の基準で、「消極的な戦法」を認識して判定しなければならない。

「消極的な戦法」は、攻撃側チームのあらゆる局面で起こる可能性がある。すなわち、組立て局面や最終局面で、ボール運びのペースが落ちるときである。

「消極的な戦法」は、次のような状況で比較的起こりやすい。

- ・ 競技の終盤で、チームが僅差でリードしているとき。
- ・ チームに退場者がいるとき。
- ・ 相手の防御が優っているとき。

以下に示す基準が単独で適用されることはほとんどないが、原則としてレフェリーは状況全体を正しく見極めなければならない。特に、違反のない防御活動の効果に注視しなければならない。

### B 予告合図の活用

特に次のような状況では、レフェリーは予告合図を示さなければならない。

**B1 ゆっくりと交代したとき、あるいはボール運びのペースを落としたとき**  
典型的な例としては、

- ・ プレーヤーがコート中央付近に立って、交代が完了するのを持っている。
- ・ プレーヤーが（ボールをもてあそんで、あるいは正しい地点が分からぬふりをして）フリースローや、（ゴールキーパーからボールを出すのを遅らせる、センターラインに向かって意味のないパスを出す、あるいはボールを持ってゆっくりセンターラインへと歩いていく）スローオフ、ゴールキーパースロー、スローインの実施に時間かけており、チームとしてすでにこのような巧みな遅延行為に対して何らかの注意を受けている。
- ・ プレーヤーが立ち止まりながらドリブルをしている。
- ・ 相手が積極的に防御していないにもかかわらず、ボールを自陣のコートへ戻す。

## B 2 すでに組立て局面に入った後で、プレーヤーが遅れて交代したとき 典型的な例としては、

- ・すべてのプレーヤーが、すでに攻撃隊形を整えている。
- ・すでにチームは組立て局面に入り、パスプレーを行っている。
- ・このような段階になってようやく、チームがプレーヤーの交代をしている。

【注】 自陣から速攻を仕掛けたチームが、相手陣に入ってからすぐに得点チャンスを作れなかった場合、その段階で速やかにプレーヤーが交代することは許される。

## B 3 組立て局面の時間が長すぎるとき

チームが狙いを定めた攻撃態勢に入る前に、組立て局面においてパスプレーを行うことを、原則として認めなければならない。

組立て局面が長すぎる典型的な例として、

- ・チームの攻撃が、狙いを定めた攻撃態勢に移行していない。

【注】 「狙いを定めた攻撃活動」とは、特に、攻撃側チームが戦術的な方法を用いて防御側に対して空間的に有利な状況を作り出そうとする、あるいは組立て局面よりも攻撃のペースを上げる状態を指す。

- ・プレーヤーが立ち止まったまま、あるいはゴールから遠ざかりながら、パスを繰り返している。
- ・立ち止まったくままボールをドリブルしている。
- ・攻撃側プレーヤーが相手に対峙したときに、早々に引き下がる、レフェリーが競技を中断するのを待つ、あるいは防御側に対して空間的に有利な状況を作ろうとしない。
- ・積極的な防御活動により、防御側プレーヤーが相手の自由なボール運びや走行を封じて、攻撃のペースを上げさせないようにしている（例えば、プレスディフェンス）。
- ・組立て局面が長すぎると見なす基準の特例として、攻撃側チームの組立て局面から最終局面にかけて、明らかに攻撃のペースが上がらない状況がある。

## C 予告合図の方法

(コートレフェリーまたはゴールレフェリーのどちらかの) レフェリーが、パッシブプレーの発生を察知したときは、ボールを所持しているチームが得点を狙うための位置についていないことを知らせるために、片腕をあげる（ジェスチャー 17）。他方のレフェリーも予告合図を出さなければならない。

この合図は、ボールを所持しているチームが得点を狙おうとしている、あるいは競技の再開を繰り返し遅らせているという判断を示すものである。

このジェスチャーは、以下の状況まで続ける。

- ・ 攻撃が終了するまで・
- ・ 予告合図が失効するまで（下記を参照）。

1回の攻撃は、チームがボールを所持したときに始まり、チームが得点をあげたとき、あるいはボールの所持を失ったときに終了したとみなす。

通常その攻撃が終了するまで、予告合図は有効である。しかし、攻撃の最中にパッシブプレーの判断を白紙に戻す場合が2つあり、その場合には予告合図を中止しなければならない。

- (a) ボールを所持しているチームがシュートをし、ボールがゴールまたはゴールキーパーに当たって、元のチームに戻った（直接ボールを手にした、あるいはそのチームのスローインとなった）。
- (b) 違反やスポーツマンシップに反する行為（第17条）により、防御側チームのプレーヤーまたはチーム役員に罰則を適用した場合。

この2つの状況では、ボールを所持しているチームに対し、新たに組立て局面を与えるなければならない。

## D 予告合図のあと

レフェリーは、予告合図を出した後、ボールを所持しているチームに対して、攻撃活動を改める時間を認めなければならない。その際レフェリーは、年齢層や性別、障がいの違いに伴う技術の差について考慮しなければならない。

予告合図を出されたチームには、狙いを定めた攻撃活動の機会が認められる。

組立て局面の後、狙いを定めた攻撃活動を認知できない場合（D 1、およびD 2 の判断基準に基づき）、遅くとも 4 回目のパスの後にシュートを打たなければ、一方のレフェリーがパッシブプレー（8：12～13）の違反を判定する。

以下の状況は、パスとは見なされない。

- ・ 防御側プレーヤーの違反によって、攻撃側プレーヤーが十分にパスをコントロールできなかった（結果的に攻撃側のフリースローが判定された）。
- ・ パスを試みたが、防御側プレーヤーがそのボールに触れ、ボールがサイドラインあるいはアウターゴールラインからコート外へ出た（結果的に攻撃側フリースローが判定された）。
- ・ （4 回目のパスの後）シュートを試みたが、相手にブロックされた。

予告合図を出した後、判定を下すまでの**判断基準**

### D 1 攻撃側チーム

- ・ 攻撃のペースが明らかに上がらない。
- ・ 狙いを定めた攻撃活動であると認知されない。
- ・ 1 対 1 の動きで、空間的により位置を狙わない。
- ・ ボールをプレーする速度が上がらない（例えば、防御側プレーヤーがパスコースを封じている）。

### D 2 防御側チーム

- ・ 防御側チームが違反のない防御方法で、攻撃のペースを上げることや、狙いを定めた攻撃を阻止している。
- ・ 防御側チームが競技規則 9：3 に準じた違反をし、攻撃側チームのパスを繰り返し中断しようとしている場合、段階的罰則を適用する。

## D 3 パスの最大回数に関して

### D 3 a 4回目のパスを行う前まで

- ・ パッシブプレーの予告図の後、レフェリーが攻撃側チームに対し、フリースローやスローインを判定したならば、パスの回数をカウントしない。
- ・ パスやシュートが防御側プレーヤーにブロックされ、そしてボールが再び攻撃側チームに戻ったならば（ゴールキーパースローになった場合も含む）、パスの回数のカウントを継続する（付録4を参照）。

### D 3 b 4回目のパスの後

- ・ 攻撃側チームにフリースロー、スローイン（もしくはゴールキーパースロー）が、4回のパスの後に与えられたならば、攻撃側チームには攻撃を完了させるために、あと1回のパスが許される。
- ・ 4回のパスの後に打ったシュートが防御側チームにブロックされ、そのボールが直接攻撃側プレーヤーに戻ったならば、もしくはサイドラインやアウターゴールラインからコート外に出たならば、攻撃側チームには攻撃を完了させるために、あと1回のパスが許される。

## E 補足

### 攻撃のペースが上がらない例

- ・ 横方向のプレーばかりで、ゴールに向かっていない。
- ・ 防御側プレーヤーの前でクロスプレーを繰り返し、得点に結びつく動きにながらない。
- ・ 例えば、相手と1対1で対峙するだけ、あるいはゴールエリアラインとフリースローラインの間にいるプレーヤーにパスするだけで、ゴールに向かってプレーしない。
- ・ 明らかに攻撃のペースを上げたり狙いを定めた攻撃活動をしたりせず、2人のプレーヤーでパスを繰り返している。
- ・ 明らかにペースを上げたり、狙いを定めた攻撃活動をする意図がなく、すべてのポジションでパスをしている。

## **空間的に有利でない 1 対 1 の例**

- ・ 防御側プレーヤーが行く手を阻んでいるため突破できるスペースがない状態で、相手と 1 対 1 をする。
- ・ ゴールに向かって突破する意図がなく、相手と 1 対 1 をする。
- ・ フリースローの判定を得るために、相手と 1 対 1 をする（例えば、突破することができる状態にあるにもかかわらず、「動けない」ふりをする、あるいは 1 対 1 をやめようとする）。

## **ルールに基づいた積極的な防御活動の例**

- ・ 競技の中止を避けるため、違反をしないよう防御している。
- ・ 2 人程度の防御側プレーヤーが、攻撃側プレーヤーの進路を封じている。
- ・ パスのコースを封じるために、前方に移動している。
- ・ 攻撃側プレーヤーを自陣へ押し戻すような防御活動をしている。
- ・ 攻撃側が相手ゴールから離れた方へパスせざるを得ない状況に追い込んでいる。

## **5. スローオフ (11 : 3)**

### **スローオフの実施**

競技規則 11 : 3 の解釈の主旨として、各チームに迅速なスローオフの活用を促す目的があることを、レフェリーは心に留めておかなければならない。つまり、レフェリーは厳密に考えすぎないようにし、そしてスローオフを素早く行おうとしているチームの妨害となる、または違反となる種を探してはならないことを意図している。

例えば、レフェリーは、メモや他の任務のために、プレーヤーの位置を即座に確認できないことがあってはならない。明らかに他のプレーヤーの位置を修正する必要性がないと見なした場合、スローを行うプレーヤーが正しい位置についてたら、コートレフェリーは直ちに笛を吹ける用意をしていなければならぬ。また、レフェリーがスローオフの笛を拭いたら直ちに、スローを行うプレーヤーの味方のプレー

ヤーはセンターラインを越えて移動できることを肝に銘じておかなければならぬ（これは、各種スローの実施における基本原則の例外である）。

## スローオフェリアを伴わない実施

競技規則には、「スローを行うプレーヤーはセンターライン中央から左右に 1.5m 以内のセンターラインを踏んで行わなければならない」と規定されているが、レフェリーは神経質になって数 cm にこだわってはならない。いつ、どこでスローオフが行われるかについて、相手にとって不公平または不明確とならないようにすることが大切である。

加えて、ほとんどのコートにはセンターラインの中央に印が付いておらず、コート中央の広告がセンターラインを分断しているコートさえある。このような場合、スローを行うプレーヤーもレフェリーも、正しい位置を推測する必要が生じるのは明白である。したがって正確さをどのように強調しても、非現実的で不適切であろう。

## 6. 「明らかな得点チャンス」の定義（15：1）

競技規則 15：1 でいう「明らかな得点チャンス」が生じた場合とは、次のような状況を指す。

(a) 防御側のゴールエリアライン付近で、ボールと身体をコントロールした攻撃側プレーヤーが、防御側のいかなるプレーヤーも正当な方法では相手の誰もシュートを阻止できない状態で、シュートのチャンスを得たとき。

これには、攻撃側がまだボールを得ていないが、すぐにボールを受けることができる状況で、防御側は正当な方法では攻撃側がボールを受け取ることを阻止できない状況も含まれる。

(b) ボールと身体をコントロールしたプレーヤーが、ゴールキーパーに向かって独走して（あるいは、ドリブルをしながら独走して）逆襲に転じている状況で、いかなる相手コートプレーヤーも正面から逆襲を阻止できないとき。

これには、攻撃側がまだボールを得ていないが、すぐにボールを受ける

ことができる状況で、競技規則 9 : 5【注】に示されたゴールキーパーによる違反行為によって阻止された状況にもあてはまる。この特別な状況では、防御側プレーヤーの位置は関係ない。

- (c) ゴールキーパーがゴールエリアを離れていて、そこでボールと身体をコントロールした相手が無人のゴールにボールを投げるという、誰にも阻止できない明らかなチャンスを得たとき。

## 7. タイムキーパーや TO による競技の中止 (19 : 1)

競技の中止中に、タイムキーパーや TO がレフェリーに違反を知らせた場合、中止の理由に相応しいスローで競技を再開する。

インプレー中に、タイムキーパーや TO がレフェリーに違反を知らせた場合、以下の条項を適用する。

### A 不正交代や不正入場 (5 : 2~3, 5~6)

タイムキーパー（または TO）、レフェリーは、競技規則 5 : 2~3, : 5~6 の違反があった場合、競技規則 14 : 2 や 15 : 2 にあるような「アドバンテージルール」を考慮せずに直ちに競技を中断する。このような中断の際、防御側チームの違反によって明らかな得点チャンスを妨害されたならば、競技規則 15 : 1 a により、7 m スローを与える。他の状況であれば、フリースローによって再開する。違反したプレーヤーには、競技規則 17 : 3 a により罰則を適用する。しかし、競技規則 5 : 6 に示す状況で、明らかな得点チャンスであった場合、9 : 10 b と 17 : 6 b に従い、罰則を適用する。

### B 交代地域におけるスポーツマンシップに反する行為など、その他の理由による中断

#### a タイムキーパーによる中断

タイムキーパーは次の中断まで待ち、そこでレフェリーに違反を知らせるべきである。

ボールがインプレー中にタイムキーパーが競技を中断した場合、中断したときにボールを所持していたチームのフリースローにより競技を再開する。

防御側チームの違反のために競技が中断され、これにより明らかな得点チャンスが妨害された場合は、競技規則 15：1 b に従い、7 mスローを与える。これは、チームタイムアウトの請求があり、タイムキーパーが競技を中断したものの、間違ったタイミングであるという理由でレフェリーがチームタイムアウトを認めないと判断したときも同様である。もし、中断により明らかな得点チャンスが妨害されたならば、7 mスローを与えなければならない。

タイムキーパーには、プレーヤーやチーム役員に対して罰則を与える権限はない。このことは、報告のあった違反行為を観察していないレフェリーにもあてはまる。このような場合、レフェリーは口頭での注意のみで、罰則を適用することはできない。しかし、競技規則 9：6 あるいは 9：10 に該当するような報告を要する違反であった場合、報告書を提出しなければならない。

## b TO による中断

競技を担当する TO には（事実観察に基づいてレフェリーが判断した場合を除いて）、規則違反を伴う可能性のある判定や交代地域規定の違反について、レフェリーに知らせる権限がある。

TO は競技を直ちに中断することができる。この場合、競技中断となった違反をしたチームの相手チームのフリースローによって競技を再開する。

もし、防御側チームの違反によって競技が中断され、それにより明らかな得点チャンスが妨害されたならば、競技規則 15：1 a により、7 mスローを与えなければならない。

レフェリーは、TO の指示に従い、罰則を適用する。

TO による中断の理由が、競技規則 9：6 や 9：10 に該当するような違反行為であった場合、報告書を提出しなければならない。

## 8. 負傷したプレーヤー (5 : 11)

プレーヤーがコート上で負傷したと思われる場合、以下の基準を適用する。

- (a) レフェリーが明らかにコート上での治療行為が必要と判断した場合、すぐにジェスチャー15と16を行う。これによりプレーヤーには、競技規則5:11第2段落の治療行為後の規定を適用する。

その他すべての場面でレフェリーは、プレーヤーに治療行為を受けるためにコートの外に出るよう求める。もしもそのプレーヤーが自分でコート外に出ることができない場合、レフェリーはジェスチャー15と16を行い、競技規則5:11第2段落を適用することができる。

これらの規定に違反した場合、スポーツマンシップに反する行為とする。

コート上での治療行為により3回の攻撃に参加できないプレーヤーが、2分間退場を判定された場合、攻撃回数に関係なく、退場時間の満了とともにコートに戻ることができる。

チーム役員がプレーヤーに対して必要とされる処置を拒否した場合、「チーム責任者」に対し、段階的罰則を適用する(5:2第3段落)。

- (b) タイムキーパー、スコアキーパー、あるいはTOは、攻撃回数を管理する責任がある。コートへの再入場ができるようになったら、すぐにチームに知らせる。

1回の攻撃は、チームがボールを所持したとともに始まり、得点あるいはボールの所持を失った時点で終了となる。

ボールを所持しているチームのプレーヤーに治療行為が必要となった場合、再開の笛の合図後の攻撃が1回目の攻撃となる。

- (c) 競技規則5:11第2段落は、以下の場合には適用しない。

- ・ 相手チームのプレーヤーに対して段階的罰則が適用された違反行為によって、コート上での治療行為が必要となった場合。
- ・ ゴールキーパーの頭部にボールが当たり、コート上での治療行為が必要となった場合。

# **4人制・6人制 車椅子ハンドボール 交代地域 規定**

**2023年版**

*Substitution Area Regulations*

**(一社)日本車椅子ハンドボール連盟**

*Japan Wheelchair Handball Federation*

1. 交代地域はサイドラインの外側で、センターラインの延長線から左右方向に各ベンチの終端までであり、場所に余裕があるときはベンチの後方も含む（競技規則図1 a, 1 b, 1 c）。

センターラインから3.5mの位置に、チームベンチの始端を設置する。この位置は「コーチングゾーン」の始端でもある（ただし、国内における「コーチングゾーン」とは、センターラインから3.5mの位置を始端、センターラインから12mをその終端とし、この領域を明確にするためラインを引くこととする。そのラインは、サイドラインの外側から30cmの距離に、サイドラインに対して垂直に50cmの長さで引く）。

チームベンチの前のサイドライン付近（センターラインから少なくとも8m）には、いかなる物も置いてはならない。

2. 記録用紙に記載されているプレーヤーとチーム役員だけが、交代地域に入ることができる（5：1～2）。

通訳が必要な場合は、チームベンチの後方に席を設ける。

3. 交代地域にいるチーム役員は、スポーツウェアか平服をきちんと着用していなければならない。相手チームのコートプレーヤーと、はっきり区別できる服の色でなければならない。

4. 競技の開始前から競技中を通じて、タイムキーパーとスコアキーパーは交代地域の状況を監視してレフェリーを補佐する。

競技の開始前に交代地域について規則違反があれば、それを正すまで競技を開始してはならない。競技中にこのような規則違反が生じた場合、その問題を解決するまで、次の中断の後に競技を再開してはならない。

5. 競技規則の骨子となるフェアプレーとスポーツマンシップの精神に則り、チーム役員は競技中も自チームを指揮し、管理する権限と責任を持つ。原則として、チーム役員はベンチに座っていなければならない。

しかし、特に次のような目的の場合に、チーム役員は「コーチングゾーン」の範囲内を行き来することが許される。「コーチングゾーン」とは、ベンチの前であり、会場の都合で可能な場合は、ベンチの真後ろを含む。

戦術的な指示を出すことや、治療を行う目的として「コーチングゾーン」を利用することができる。原則として、チーム役員のうち1名だけが立ち、行き来することが許され

る。しかし、チーム役員の立ち位置や振る舞いによって、コート上のプレーヤーのプレーを妨げてはならない。この規則に該当する違反があった場合、そのチーム役員に段階的に罰則が適用される。

チーム役員のうちの1名は、チームタイムアウトの請求を即座に行うために、「コーチングゾーン」を離れることができる。しかし、「コーチングゾーン」を離れ、ジャッジーズテーブルの近くに立ち、チームタイムアウトを請求するタイミングを待つことは許されない。

タイムキーパーやスコアキーパーと話し合うなどの特別な場合は、「チーム責任者」だけが「コーチングゾーン」を離れることができる。

原則として、交代地域にいるプレーヤーはベンチに座っていなければならない。

しかしながら、プレーヤーには次のことが**許される**。

- ・ 十分な場所があつて競技の妨げにならなければ、ベンチの後方でボールを使わずにウォーミングアップをするために行き来すること。

チーム役員もプレーヤーも、次のことは**許されない**。

- ・ レフェリーやTO、タイムキーパー、スコアキーパー、プレーヤー、チーム役員、監修を挑発、抗議、その他スポーツマンシップに反する方法（言葉、表情、身振り手振り）で妨害または侮辱すること。

チーム役員やプレーヤーは、原則として自チームの交代地域に留まるものとする。しかし、チーム役員が交代地域を離れて別の場所へ移動したときは、チームを指揮・管理する権限を失い、その権限を再び得るためにには交代地域に戻らなければならない。

さらに原則として、プレーヤーやチーム役員は、虚偽の開始から終了までレフェリーの管理下にあり、プレーヤーやチーム役員が交代地域を離れた場合にも、通常どおり罰則に関する競技規則を適用する。したがって、スポーツマンシップに反する行為や著しくスポーツマンシップに反する行為、極めてスポーツマンシップに反する行為に対しては、コート内や交代地域で行われた場合と同等に罰則を適用する。

## 6. 交代地域規定に違反したとき、競技規則5:2第3段落、7:1b、7:3d～f、17:6b～dにより、レフェリーは罰則を適用しなければならない（警告・退場・失格）。

**4人制・6人制 車椅子ハンドボール  
競技規則運用に  
関するガイドライン**

**2023年版**

*Guidelines and Interpretations*

**(一社)日本車椅子ハンドボール連盟**

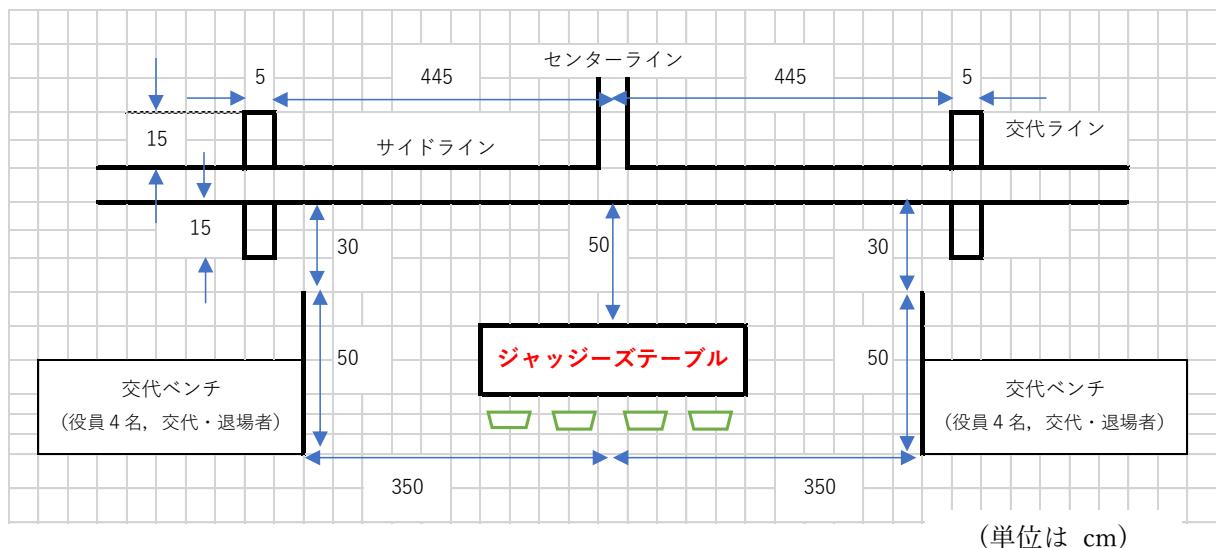
*Japan Wheelchair Handball Federation*

## コート作成（第1条、交代地域規定1）

コーチングゾーンを明確にするため、以下の図のように線を引く。

コートの中心から 350 cm の距離に、センターラインと平行に引いた長さ 50 cm のラインを引く（始端）。このラインは、サイドラインの外側から 30cm の距離に引くこととする（下図の赤い線を参照）。

また、その終端は、センターラインから 12m とする（2~4 ページの図 1 a 1 b, 1 c を参照）。



## ゴールの固定（1 : 2）

事故防止を目的に、ゴールは床またはゴール後方の壁面にしっかりと固定する、あるいは他の方法を取り入れる等、転倒防止のための処置をしなければならない。

## 終了合図後のフリースローの実施に関する防御側チームのプレーヤーの交代（2 : 5）

いわゆるノータイムのフリースローについて、もし、防御側チームのゴールキーパーがこのノータイムのフリースローにつながる防御動作の中で負傷したのであれば、ゴールキーパーの交代を認めることとする。この交代は、ゴールキーパーのみへの適用である（防御側チームのコートプレーヤーには適用しない）。

## 終了合図後のフリースローの実施（2 : 6, 9 : 10 c）

いわゆるノータイムのフリースローや 7 m スローの実施の最中に、防御側チームによる違反やスポーツマンシップに反する行為があったならば、該当するプレーヤーに対し、競技規則 17:3, 17:6 または 17:9 に基づき罰則を適用し、攻撃側チームに再度スローを行わせる（16:9 第3段落）。この場合、競技規則 9:10 c（競技終了前 30 秒間）は適用されない。

## チームタイムアウト（2：10、競技規則解釈3）

最後の5分間の開始を、公示時計が加算式55分00秒または減算式5分00秒を示したときと定義する。

## 予備のボールの使用（3：3）

IHF、大陸大会、国内大会に限らず全ての大会において、予備のボールをジャッジーズテーブルのみならず、コートサイド（各コーナー付近）に置き、それらを使用することを許可する。ただし、この予備のボールを使用するかどうかは、競技規則3:4に基づき、レフェリーが決定する。

## プレーヤーとチーム役員の役割変更（5：1～2）

チームがプレーヤー（5：1）やチーム役員（5：2）の最大人数を超えない範囲で

- ・ プレーヤーとして登録されていたものをチーム役員に
- ・ また、チーム役員として登録していたものをプレーヤーに

登録することは許される。

しかし、プレーヤー・チーム役員の最大数を増やすことはできない。

変更した場合、プレーヤー・チーム役員のそれぞれ元の役割は公式記録からは削除される。削除されたあと元に戻ることは許されない。さらに、この「役割を交代できる」という規定を悪用するために、登録者を意図的に削除することは許されない。個人を、プレーヤーとチーム役員の両方に登録することも許されない。

上記について、IHF大会、大陸連盟大会、または国内大会において、主催者の権限で独自の規則を適用する権利がある。（一社）日本車椅子ハンドボール連盟では、上述の波線部については適用せず、個人をプレーヤーとチーム役員の両方に登録することを認めている。

プレーヤーとチーム役員の役割変更をしても、警告や退場の罰則は、個人としても、チーム内のプレーヤー・チーム役員としても累積回数として引き継がれる。

## プレーヤーの交代（5：4）

プレーヤーは、いつでも自チームの交代ラインを越えてコートに入りすることが許されている。試合時間の中斷中に負傷したプレーヤーがコートから出る場合は、この交代ラインの規定を免除する。

負傷したプレーヤーが治療行為を交代地域やロッカールームで行うのが明らかであれば、当該のプレーヤーを交代ラインからコート外に出すことを強制してはいけない。また、試合の中斷時間を最小にするため、レフェリーは負傷したプレーヤーがコート外に出るのを待たずに交代プレーヤーをコート内に入れることを許可すべきである。

## **追加のプレーヤー（5：6 第1段落）**

交代ではなく、プレーヤーが余計にコート内に入ったとき、そのプレーヤーは2分間退場となる。

- もし、違反したプレーヤーが特定できないときは、以下のようない手順で対処する。
- TO またはレフェリーが、「チーム責任者」に違反したプレーヤーを指名させる。
  - 指名されたプレーヤーは、個人の罰則として2分間退場となる。
  - 「チーム責任者」が違反したプレーヤーの指名を拒否したとき、TO またはレフェリーは、コート上にいたプレーヤーの中から1名を指名する。その指名されたプレーヤーが、個人の罰則として2分間の退場となる。

### **【注】**

- 違反したプレーヤーの指名は、試合が中断した際にコート上にいたプレーヤーに限る。
- 「違反したプレーヤー」として指名されたプレーヤーが3回目の退場であれば、競技規則17：6dのとおり、失格となる。

## **プレーヤーが異なった色や番号でコートに入った場合（5：7, 5：8）**

競技規則5：7および5：8に関する違反については、ボールの所持を変更しない。これは競技を中断させ、間違いを正すだけによく、中断された時点でボールを所持していたチームによって競技は再開される。

## **パソコンやタブレット端末等の技術的器具の使用について（5：7～5：9）**

IHF、大陸連盟、各協会は、交代地域でのパソコンやタブレット端末等の技術的器具の使用を許可する権利を有する。ただし、使用するにあたり、戦術指示を目的として、公正に使用しなければならず、罰則により競技場を去ったプレーヤーやチーム役員との交信は許されない。また、レフェリーの事実判定についての質問等の道具として使用することは許されない。

## **マスクやサポーターなど許される装具（5：92）**

フェイスマスクやヘルメットは形や大きさによらず、許可されない。顔全体ではなく、顔の一部分を覆うマスクも禁じられる。

膝のサポーターは、金属の部品があるものは許可されない。プラスチックは完全に被覆しているものを使用し、被覆されないなど、安全でないものは許可されない。

足首のサポーターに限り、金属またはプラスチックなどの硬い部品は認められるが、これらすべての部品を被覆しておく必要がある。

肘のサポーターは、柔らかい材料でできている場合だけ許可される。

上記に関して各連盟とレフェリーには、例外を一切認めていない。「チーム責任者」がこの決定に異議を申し立てた場合、TO またはレフェリーは競技規則5：9と「競技規則運用に関する

ガイドライン」、付録2に基づいて最終決定をする。最終決定する上で、「相手に危害を与えない」、「不当な利益を得ない」ということが最も重要な判断材料である。

この決定は、IHFの医学委員会と共同で作られた。

レフェリーやTOへの追加の助言や推奨すべき意見を、以降の付録1および2に記載している。

## 松やにの使用禁止（5：9）

"松やに"の使用は許可しない。

## 負傷したプレーヤーの救護（5：11）

衝突などにより同じチームの複数のプレーヤーが負傷した場合には、レフェリー・TOはこれらの負傷したプレーヤーを救護するために、規定人数より多くコートに入る許可を与えてもよい。この場合、1人のプレーヤーに対し最大2名までとする。レフェリー・TOは、許可されてコートに入った者を監視する必要がある。

## 負傷したゴールキーパー（7：8）

ゴールキーパーがプレー中にボールをぶつけられると、プレーの続行は不可能である。一般的にゴールキーパーの救護は優先されるべきである。ゲームの再開方法は、以下のとおり状況により異なる。

- a) ボールがサイドラインやアウターゴールラインを通過したとき、また、ゴールエリア内で止まっている、あるいは転がっているとき。

正しい運用：競技を即座に中断し、ゴールキーパーの救護の後、スローインかゴールキーパースローで競技を再開。

- b) ボールがサイドラインかアウターゴールラインを通過する前や、ゴールエリア内で止まっている、あるいは転がっていることが確認される前に、レフェリーが競技を中断したとき。

正しい運用：競技中断時の状況に相応しいスローで競技を再開。

- c) ボールがゴールエリア上空にあるとき。

正しい運用：レフェリーはどちらのチームがボールを保持するか1～2秒待った後に競技を中断し、ボールを所持していたチームによるフリースローで競技を再開。

- d) 空中にボールがある段階で、レフェリーが笛を吹いた場合。

正しい運用：最後にボールを所持していたチームのフリースローで競技を再開。

- e) ボールが当たってプレーができないゴールキーパーから跳ね返ったボールを、攻撃側プレーヤーが保持した場合。

正しい運用：即座に競技を中断し、ボールを保持した攻撃側チームのフリースローで競技を再開。

**【注】** このような状況では、7mスローを与えてはならない。レフェリーはゴールキーパーを保護する目的で意図して競技を中断しており、これは競技規則 15：1 b にある、明らかな得点チャンスでの「不当な笛」による中断には該当しない。

## パッシブの予告合図後のパスの回数の考え方について（8：11）

競技規則解釈 4 および付録 4 を参照すること。

## 競技規則 9：5 【注】に関連したゴールキーパーの失格

### （IHF2019 ガイドライン通達 一部改訂）

これは、ゴールキーパーがゴールエリアから、またはゴールエリア付近からプレーイングエリアで相手プレーヤーと正面衝突をしたときに適用される。ただし、以下の場合は、適用されない。

- a) 交代地域からコートに入り、相手プレーヤーと同じ方向に向かって走っている場合。
- b) 攻撃側プレーヤーがボールを後方から追っている、ボールは前方にいるゴールキーパーと攻撃側プレーヤーの間にいる（つまり、攻撃側プレーヤーは前方にいるゴールキーパーを認知できている）場合。

これらの状況において、レフェリーは、事実観察や判断に基づき、判定する。（交代地域からコートに入り、相手プレーヤーと接触した場合、競技規則 9：5 【注】以外の理由で失格と判定される場合もある）

## 不正入場したプレーヤーやチーム役員（9：5, 9：6, 9：9, 9：10 b）

不正入場したプレーヤー・チーム役員への罰則とプレーの再開方法を、以下の状況により分類する。

- ・ プレーヤーかチーム役員か
  - ・ 明らかな得点チャンスでの違反かそうでないか。
- a) 明らかな得点チャンスに交代ではなく、追加してプレーヤーがコートに入った場合。  
正しい運用 : 7mスローと報告書を伴う失格を判定する。
  - b) 不正交代により、タイムキーパーや TO が、明らかな得点チャンスに笛を吹いて競技を中断した場合。  
正しい運用 : 7mスローと2分間の退場を判定する。
  - c) 明らかな得点チャンスにチーム役員がコートに入った場合。  
正しい運用 : 7mスローと報告書を伴う失格を判定する。
  - d) 明らかな得点チャンスでない場合にチーム役員がコートに入った場合。  
正しい運用 : フリースローを判定し、段階的罰則を適用する。

## **報告書を伴う失格の後のさらなる処罰 (9 : 6, 9 : 10a, 9 : 10b)**

報告書を伴う失格は最も厳しい罰則で、競技規則 9 : 6（意図的で、危険かつ悪質な行為）および 9 : 10（極めてスポーツマンシップに反する行為）に定められている（9 : 3 別段も参照）。

報告書を伴う失格は、競技規則 9 : 5 および 9 : 9（報告書を伴わない失格）と競技中の罰則の重さは異ならないが、IHF は以下の附則を両方の規則に加えた。

「レフェリーは競技の後、報告書を提出しなければならない。裁定委員会が異なる処罰についての決定をする立場にある。」

この附則は、裁定委員会が異なる処罰を決めなければならないことを明確にしている。

以上の文言は、もし異なる処罰がとられた場合は、裁定委員会の決定と解釈できるようになった。これは、レフェリーの事実判定後の変更を意味する。IHF は、報告書を伴わない失格者には追加の処分は必要ないことを明示している。

## **失格の判定における報告書の有無について (9 : 5, 9 : 6)**

以下に、競技規則 9 : 5（報告書を伴わない）、および 9 : 6（報告書を伴う）の区別について述べる。

- a) 何が、『あまりにも無謀な行為』か？
  - ・ 暴力あるいは暴力に類似した行動
  - ・ 適当なふるまいとは思えない感覚を持つほどの冷酷または無責任な行動
  - ・ 自制できず他者を殴る行為
  - ・ 悪意のある行動
- b) 何が、『あまりにも危険』か？
  - ・ 無防備な相手に対する行為
  - ・ 相手プレーヤーを負傷の危険にさらすとても危険で深刻な行動
- c) 何が、『意図的な行動』か？
  - ・ 計画的で故意に悪意を持った行動
  - ・ 相手の行動を阻止するために相手の身体に対する攻撃的意思を持った行動
- d) 何が、『悪意のある行動』か？
  - ・ 相手が準備できていない状況での予期せぬ行動
- e) 何が、『競技の状況とかけ離れた』か？
  - ・ ボールを所有しているプレーヤーから離れた場所で行われる行動
  - ・ ゲーム戦術に全く関係のない行動

## **コートプレーヤーのゴールエリア侵入 (9 : 7f)**

チームがゴールキーパーなしでプレーしていて、ボールの所持を失った場合、自チームが有利になるためにコートプレーヤーが自陣のゴールエリアに立ち入った場合も（9 : 7f を適用して）段階的罰則を与える。

## **つばを吐く (9 : 9, 9 : 10 a)**

誰かにつばを吐くことは、攻撃に類似した行動と考え、競技規則 9 : 10 a（報告書を伴う失格）を適用する。『つばが相手に命中する』(9 : 10) ことと、『つばが相手に当たらない（吐こうと試みる）』(9 : 9)との違いは、以前から解釈のとおりで変わらない。

## **競技終了前 30 秒間 (9 : 10 c, 9 : 10 d)**

競技終了前 30 秒間とは、正規の競技時間における後半の終わりだけでなく、延長の後半（4 人制の場合、第 3 セット）も含める。

### **“3 m の距離を確保しない”とき (9 : 10 c)**

競技終了前 30 秒間で各種スローの実施時に、相手が“3 m の距離を保とうとせず”スローができなかった場合、失格および 7 m スローを判定する。

この解釈は、競技終了前 30 秒間であっても、あるいは終了合図と同時 (2 : 4 第 1 段落) であっても適用することを意味する。つまり、(延長戦を含めた) 後半の競技終了合図までであり、競技終了合図の後に行われる最後の一投については適用しない（違反の場合は通常の 2 分間退場とし、再度、最後の一投を実施するということになる）。この状況におけるレフェリーの判定は、事実観察や判断に基づいて行われる（競技規則 18 : 11）。

競技終了前 30 秒間に直接関係しない違反で各種スローができずに競技が中断した場合（例：不正交代、交代地域でのスポーツマンシップに反する行為での違反など）、競技規則 9 : 10 c を適用する。

各種スローの実施の際に、3 m より近い位置にいる相手プレーヤーが、例えばブロックするなどによりスローの結果やスローの実施を積極的に妨害した場合、競技規則 9 : 10 c を適用しなければならない。

3 m より近い位置にいるが、スローの実施を積極的に妨害しなかった場合、罰則を適用しない。 各種スローの実施の際、3 m より近い位置にいて、シュートをブロックしたり、パスをインターセプトしたりした場合も競技規則 9 : 10 c を適用する。

## **競技終了前 30 秒間における身体的な違反に対する失格 (9 : 10 d)**

競技終了前 30 秒間での防御側プレーヤーによる競技規則 9 : 5 または 9 : 6 の違反による失格では、いずれも失格 + 7 m スローを判定する。競技規則 9 : 6 の【注】のとおりでは報告書を伴うが、競技規則 9 : 5 の違反では報告書は伴わない失格 + 7 m スローと競技規則を変更した。

## **競技終了前 30 秒間でのアドバンテージについて (9 : 10 d 最終段落)**

違反の後、パスを受けたプレーヤーが得点できなかった、あるいはパスでプレーが継続したときは、レフェリーは競技を中断し、タイミングが遅くなったとしても 7 m スローを与える。

競技時間中にあっても、終了の笛と同時であっても、違反があればいわゆるノータイムの 7 mスロー（2 : 4 第 1 段落）を行って競技規則 9 : 10 d は適用されることになる。この状況におけるレフェリーの判定は（18 : 11 における）事実判定である。

ゴールエリアを離れたゴールキーパーに対して与えられる失格（9 : 5）が競技終了前 30 秒間に起こった場合は、7 mスローを与える。これは競技規則 9 : 5 の最終段落に該当する場合もあれば、競技規則 9 : 6 に該当する場合もあり得る。

## ビデオ判定の導入（10 : 2）

ビデオ判定の導入によって、得点かどうかの判定が必要とされる場合、得点の取り消しは、現行では次のスローオフまで（10 : 2）となっているが、より長い期限が必要となる。その期限を、次のスローオフまでではなく、スローオフの後、次のボール所持が変わるまでとする。

詳細については、ビデオ判定システム規定を参照すること。

## スローインの実施（12 : 4）

スローインは、サイドラインを越えてコート内に向けてボールを投げ入れることで実施と見なす。

## 無人のゴールと 7 mスローの判定（15 : 1、競技規則解釈 6 c）

競技規則解釈 6 c f r は、ゴールキーパーがゴールエリアを離れていて、そこでボールと身体をコントロールした相手プレーヤーが無人のゴールにボールを投げ入れるという、誰にも阻止できない明らかな得点チャンスを得たときに 7 mスローを与えると定義されている。これは、ボールを持ったプレーヤーは、明らかに無人のゴールに向かって直接シュートを狙おうとしていることが前提となる。

明らかな得点チャンスの定義には、違反の種類やインプレー中かどうかに関わらず、スローを行うプレーヤーまたはチームメイトが正しい位置にいることも含まれる。

## 各種スローの実行（第 15 条）

スローを実行するときの違反の例は、競技規則 16 : 7 第 3 段落と競技規則 16 : 8 に包括して記載している。ドリブルや床にボールを置くこと（再びそれを拾わなくとも）は、違反である。同時に、ゴールキーパースローを除いてボールが床に触れたままの状態でスローを行うことも違反である。

この場合、競技規則 16 : 7 および 16 : 8（やり直しを実施する場合と違反として判定する場合）に従って扱われる。

## 失格を宣告されたプレーヤー・チーム役員（17 : 8）

失格を判定されたプレーヤー・チーム役員は、速やかにコートと交代地域を去らなければな

らない。また、その後、自チームとのいかなる接触もしてはならない。

競技の再開後に失格したプレーヤー・チーム役員が上記の規定を違反した場合、レフェリーは更なる違反行為として報告書を提出しなければならない。

これらの失格を判定されたプレーヤー・チーム役員の更なる違反に対して、競技上の罰則を付加することはできない。つまり、失格となったプレーヤー・チーム役員が再びコートに入ってきた場合も同様である。

### **失格となったプレーヤーによる、競技再開前の極めてスポーツマンシップに反する行為について（17：9d）**

直接または3回目の退場による）失格を判定されたプレーヤーが、競技再開前に競技規則9：10aに該当するような極めてスポーツマンシップに反する行為をした場合、そのプレーヤーに対して報告書を伴う失格を追加する。この場合、チームはコート上のプレーヤーを、4分間減らさなければならない。

### **プレーヤーを危険にさらす観客（18：12）**

競技規則18：12（競技の一時的中断、試合の中止）では、プレーヤーを危険にさらす観客がいる場合のことも想定している。プレーヤーを危険にさらす例として、レーザーポインターの使用や物を投げ入れることが想定される。

このような場合、以下のような処置がとられることになる。

- 必要なら、競技をすぐに中断し、継続しない。
- 該当する観客に妨害を止めるよう命じる。
- 必要なら、該当する観客を連れ出し、該当者がすべて会場を出てから競技を再開する。
- ホームチームに、安全対策を追加するよう命じる。
- 報告書。

競技の中止時にこのような事象が起こった場合、競技の再開は競技規則14：3（中断に相応しいスローによって再開）を適用する。

明らかな得点チャンスの状況で競技が中断されれば、競技規則15：1c（7mスロー）を適用する。

これら以外の状況では、競技が中断されたときにボールがあった地点から、ボールを所有していたチームによるフリースローで競技が再開される。

**4人制・6人制 車椅子ハンドボール  
チームタイムアウト  
電子申請システム  
規定**

**2023年版**

*Electronic Team Time-Out Regulations*

**(一社)日本車椅子ハンドボール連盟**

*Japan Wheelchair Handball Federation*

## チームタイムアウト電子申請システム規定

チームは、グリーンカードを使用する代わりに、電子機器のブザーボタンを押すことによって、直接チームタイムアウトを請求することができる。

ブザーボタンは、公示時計に直接接続されており、ブザーボタンが押されると競技時間は自動的に停止する。チームタイムアウトが請求されたことをすべての関係者に知らせるために、請求は音で示される。

電子機器を用いた申請においても、チームタイムアウトの請求回数は競技規則に則った回数が適用され、自チームがボールを所持しているときにのみ、チームタイムアウトを請求することができる。

チームタイムアウトを請求する権限があるのは、チーム役員のみである。

チームタイムアウト電子機器の誤り、または誤って使用された場合、以下の内容を適用する。

1. 相手チームがボールを所持しているときに、チームタイムアウトを請求した。
  - (a) ブザーボタンを押してチームタイムアウトを請求したチーム役員に対して、段階的罰則を適用する（ただし、本規定9. を参照）。
  - (b) ボールを所持していたチームに、7mスローを与える。
  - (c) 不正にチームタイムアウトを請求したチームは、チームタイムアウトの請求権を1つ失う（これにより当該チームのチームタイムアウトの請求合計数が1つ減ることになる）。
2. 相手チームがボールを所持、なおかつ明らかな得点チャンスを得ているときに、チームタイムアウトを請求した。
  - (a) ブザーボタンを押してチームタイムアウトを請求したチーム役員に対して、競技規則9:10 bに基づき、報告書を伴う失格とする（ただし、本規定9. を参照）。
  - (b) ボールを所持していたチームに、7mスローを与える。
  - (c) 不正にチームタイムアウトを請求したチームは、チームタイムアウトの請求権を1つ失う（これにより当該チームのチームタイムアウトの請求合計数が1つ減ることになる）。

3. 上記 1. または 2. に記載されている状況が、競技終了前 30 秒間に生じた場合、チーム責任者は、7 mスローまたはボールの所持（フリースロー）のいずれかを選択する権利を有する。

チーム責任者によってボールの所持が選択された場合、競技を中断したときにボールがあった位置から、フリースローによって競技は再開される。

4. 自チームがボールの所持を失った直後にチームタイムアウトを請求し、それが意図的ではないことが明らかな場合。

(a) 不正にチームタイムアウトを請求したチームは、チームタイムアウトの請求権を 1 つ失う（これにより当該チームのチームタイムアウトの請求合計数が 1 つ減ることになる）。

(b) 中断の理由に相応しいスローで競技を再開する。

5. 以下のいずれかの状況で、自チームがボールを所持している間に、チームタイムアウトを請求した場合。

(a) 4 回目のチームタイムアウトを請求した。

(b) 競技の後半残り 5 分間に、2 回目のチームタイムアウトを請求した。

(c) 前半もしくは後半のいずれかで、それぞれの最大請求となる 2 回のチームタイムアウトをすでに請求しているにも関わらず、3 回目のチームタイムアウトを請求した。

(d) 延長戦（4 人制の場合、第 3 セット）で、チームタイムアウトを請求した。

(e) 同じ攻撃中に、2 回目のチームタイムアウトを請求した。

その判断は、以下の内容を適用する。

インプレー中に、チームタイムアウトの請求がなされた場合。

(a) ブザーボタンを押してチームタイムアウトを請求したチーム役員に対して、段階的罰則を適用する（ただし、本規定 9. を参照）。

(b) 相手チームのフリースローで、競技を再開する。

競技の中止中に、チームタイムアウトの請求がなされた場合。

(a) ブザーボタンを押してチームタイムアウトを請求したチーム役員に対して、段階的罰則を適用する（ただし、本規定 9. を参照）。

(b) 中止の理由に相応しいスローで、競技を再開する。

6. 相手チームがボールを所持しているときに、上記5. に記載されている状況が生じた場合、競技規則9:10bに基づき判定する。
7. 誤ってブザーが鳴った場合、ブザーを鳴らした者に対して罰則は適用されない。  
競技中断時の状況に相応しいスローで、競技を再開する。
8. プレーヤーがボタンを押し、チームタイムアウトを請求した場合。
  - (a) ブザーボタンを押したプレーヤーに対して、競技中断時の状況に応じて競技規則5:6もしくは9:10bに基づき罰則を適用する。
  - (b) 違反を犯したチームがボールを所持していたならば、相手チームのフリースローで、競技を再開する。中断のときに相手チームがボールを所持していたならば、相手チームに7mスローを与える。
  - (c) 不正にチームタイムアウトを請求したチームは、チームタイムアウトの請求権を1つ失う（これにより当該チームのチームタイムアウトの請求合計数が1つ減ることになる）。
9. TOもしくは両レフェリーが、不正にチームタイムアウトを請求した者を特定できなかった場合、上記に従ってちーう責任者に対して罰則を適用する。
10. 電子申請システムに技術的な不具合が生じた場合、チーム役員はジャッジーズテーブルに行き、口頭でチームタイムアウトを請求することができる。ブザーボタンを押した瞬間が、チームタイムアウトを請求した時間として有効となる。

# **4人制・6人制 車椅子ハンドボール ビデオ判定システム 規 定**

**2023 年版**

*Video Replay Regulations*

**(一社)日本車椅子ハンドボール連盟**

*Japan Wheelchair Handball Federation*

## ビデオ判定システム規定

### はじめに

ビデオ判定は、レフェリーがコート上の行為をはっきりと観察することができず、判定の前に再度状況の確認を望む場合、すぐにテレビ画面上で状況を確認できることを可能にする。具体的には、レフェリーがコート上での観察に加え、テレビ画像を参考にすることで決定する重要な試合の状況であることを指す。

### ビデオ判定システム(以下、VR)が使用される可能性がある状況

No.	状況	概要説明
1	得点したかどうか	ボールが完全にゴールラインを越えたかどうかを判断する場合。
2	得点したかどうか	ボールが完全にゴールラインを越えたのは、競技時間終了や競技中断の前なのか、後なのかを判断する場合。
3	重大かつ不当な行為	レフェリーの視野外、オフザボールの状況で起きた場合。
4	失格(レッドカード)	レフェリーが違反したプレーヤーのユニホーム番号を正確に特定するため。
5	コート上での衝突	2人(もしくはそれ以上)のプレーヤーによる衝突で、レフェリーがどのプレーヤー(もしくは複数のプレーヤー)が罰せられるべきかについて、重大な疑念を持つ場合。
6	不正交代	ジャッジーズテーブルから、明確な判断ができなかった場合。
7	シミュレーション	レフェリーが段階的罰則を適用するべきか、あるいはシミュレーションによってレフェリーの判断を欺こうとしているかどうかについて、重大な疑念を持つ場合。
8	競技規則 第8条	レフェリーが2分間の退場を適用すべきか、あるいは9:5, 9:6, 9:9, 9:10に基づく失格を適用すべきかどうかについて、重大な疑念を持つ場合。
9	競技終了前30秒間で試合状況が変わるような場面	レフェリーが、7mスローの判定、または得点を決めたプレーヤーによる違反について、重大な疑念を持つ場合。
10	チームタイムアウトの電子申請	チームタイムアウトの電子申請システムの技術的な故障により、ブザーを押したときにどちらのチームがボールを所持していたかについて、TOまたはレフェリーが重大な疑念を持つ、あるいは誰がブザーを押したかについてTOが重大な疑念を持つ場合。
11	その他	抗議につながる可能性がある判定の場合。

## 備 考:

1. いかなる状況においても両レフェリーは、コート上の事実観察に基づいた判定を下さなければならない。VR は、レフェリーが正しい判定を下すことに重大な疑念を持つ場合、あるいは様々な理由によりコート上の状況を観察できなかった場合にのみ使用される。
2. 両レフェリーが VR での確認の際に誤った判定がなされていた、または違反が判定されていなかつた状況を確認した場合、VR での検証された事実に基づいて、その判定を修正する必要がある。これは、確認された状況と同時またはその直前に発生した状況にのみ適用される。
3. TO は、前表 No.6、10、11 が関連する状況、またはコート外での失格に関わる状況でのみ VR を使用できる。No.3 に関する状況において、両レフェリーに対して、VR を使用するよう要求することがある。
4. VR を使用するかどうかを決定できるのは、両レフェリー（または TO）のみである。使用する際には、両チームと観客に対して、VR を使用し状況を確認することを示す。積極的に「VR」の合図を MO に向けて示したプレーヤーまたはチーム役員に対して、競技
5. 規則 9:7～9:8 に従い、段階的罰則が与えられる。

VR 手 順	
手順	実 施 す べ き こ と
1	TO と両レフェリーは、VR を要請することができる。要請の際には、タイムアウトは必須である。
2	両レフェリーはタイムアウトを取り、「VR」のジェスチャーによって、VR を使用し状況を確認することを示す。
3	両レフェリーは TO に対し、VR を使う理由を説明し協議する。もしも特定の状況で、競技規則に従って VR を使用することが認められていない場合、TO は介入しなければならない。
4 to	結論が出るまで、両レフェリーは VR テーブルの画面前に立ち、TO がプレーヤーとチーム役員を管理する。
5	VR での確認終了後、VR が明確かつ決定的な映像で証明できる場合に限り、レフェリーは判定する、あるいは判定の修正をすることができる。
6	もしも VR で決定的な映像が確認できず、レフェリーが判断することができない場合、レフェリーの事実観察による判断となる。両レフェリーは、重大な疑念を持つ場合、TO に助言を求めることができる。
7	延長戦（4人制の場合、第3セット）を含め、競技終了直前または終了時点で VR が要請された場合、レフェリーは VR に基づく決定が行われるまで、両チームをコート上に

	留めておかなければならぬ。
8	VR での確認は、可能な限り迅速に実施されなければならない。もしも VR に技術的な問題が発生したならば、その時間が延長されることもある。
9	VR での確認が終了したら、レフェリーは両チームのチーム責任者、ジャッジーズテーブル、会場内の観客に対して、最終決定を明確に伝えなければならない。
10	VR は、両レフェリー（または TO）のみが、VR テーブル上で使用および確認することができ、それ以外の許可のない者の立ち入りは、認められない。
11	TO と両レフェリーは、競技開始前に、VR 機器の確認を行わなければならない。
12	TO と両レフェリーは、中断を最小限に抑えるための基本原則に従わなければならない。

### 様々な状況における任務分担

状況	誰が VR 使用を示すのか	誰が最終判断をするのか
ボールが完全にゴールラインを越えているかどうか（得点かそうでないか）の判定について	両レフェリー	両レフェリー
ボールが完全にゴールラインを越えたのが、競技時間が終了する前か後か（得点かそうでないか）について	両レフェリー	両レフェリー
レフェリーの視野外、オフザボールの状況で起きた重大かつ不当な行為。	両レフェリー TO	両レフェリー
レフェリーが違うプレーヤーに対して、レッドカード（失格）を示してしまった。	両レフェリー	両レフェリー
2名以上の、衝突の場合。	両レフェリー	両レフェリー
ジャッジーズテーブルから、不正交代がはっきりと特定できなかった。	TO	TO
チームタイムアウトの電子申請が、（誤って）使われた。	TO	TO
両レフェリーが、競技規則第 8 条に基づく失格を適用すべきかどうかについて、重大な疑念がある。	両レフェリー	両レフェリー
両レフェリーが競技終了前 30 秒間において、競技規則 9:10c または 9:10d に基づく重大な疑念がある（もしくは TO から合図があった）。	両レフェリー	両レフェリー
競技終了前 30 秒間におけるゴールキーパー不在の状況（レフェリーが 7 m スローを判定すべきかどうかについて、確信が持てない）。	両レフェリー	両レフェリー

## 付 錄

**付録 1)** フェイスマスクや他の身につけることが禁止されている装具に関して、レフェーと TO に対して推奨される行動を示した（5：9）。

**付録 2)** 服装や保護を目的にした装具に関する規定  
体に身につけるものに関して、国内および国際において、許可されるもの/許可できないものを表と写真入りで示した（5：9）。国内においては、全日本大会で適用し、ブロックおよび各都道府県大会では推奨する。

**付録 3)** 交代地域で使用できる（持ち込み可能な）技術的機器に関する具体物および使用例、留意点等について示した。

**付録 4)** トレーニング・サポート： パッシブプレーの予告合図後の 4 回目のパスまでとその後について示した。

### 付録 1 および 付録 2 について

※ 2016 年 7 月 1 日付、IHF より発行された競技規則書では、IHF では禁止しているフェイスマスクを着用したプレーヤーがいた場合の対処の仕方について記載している。これはフェイスマスクに限らず、他の身につけることが禁止されている装具についても同様に対処することが明記されている。また付録 2 では、プレーヤーの装具について身につけることが許されるものと、禁止されるものについて、写真を用い、具体的に示されている。

## 付録 1 (IHF条文)

### フェイスマスクや他の身につけることが禁止されている装具に関して(5:9)

IHF-PRC（規則審判員会）は、フェイスマスクの使用の禁止についてガイドラインを明確に示しているにも関わらず、各連盟より例外を認めてほしいという旨の申し出を受けている。主な申し出は、フェイスマスクは他のプレーヤーを危険にさらさないという個人の判断理由が優先されている。IHF 医事委員会は、あらゆる種類・サイズのフェイスマスクの使用を禁止している。そのため、たとえフェイスマスクが他者を危険にさらさなくても、使用禁止以外の解釈を記載することはここではしない。

一方、時折、他者を危険にさらさないからということを理由に一部のチームやプレーヤーが、フェイスマスクを着用しているという報告がある。

IHF-PRC は、レフェリー・タイムキーパー・TO に対し、競技規則 5:9 および 17:3 第 2 段落に記載されている条文を成立させるために下記のとおり助言する。

### フェイスマスクを身につけたプレーヤーが競技に参加しようとしているとき

レフェリーは、プレーヤーがフェイスマスクを着用して競技に参加しようとしている場合、下記の要領で対処する。

違反が 1 回目の時、レフェリーは当該のプレーヤーとそのチーム責任者に対し、注意としてフェイスマスク使用の禁止を伝える。当該のプレーヤーは違反が正されるまで、競技に参加できない。当該のプレーヤーに対する注意が 1 回目であるならば、罰則を適用しない。

もし、プレーヤーが 1 回目の注意に従わず、そのままフェイスマスクを着けてコートに入ったならば、レフェリーはスポーツマンシップに反する行為とし、競技規則 9:8 a (挑発的な行為) を適用し、即座に 2 分間退場を判定する（下記 1.1 から 2.4 に示した場合を参照）。レフェリーは再度そのプレーヤーに対し、違反を正すように伝える。

2 分間退場の後、また違反が起こったら、著しくスポーツマンシップに反する行為と見なされ、競技規則 9:9 により違反したプレーヤーを失格（報告書を伴わない）とする。

以下に、IHF-PRC の見解を記載する。

- 1.1 競技の開始前（ウォーミングアップ中）に競技規則 5:9 に該当する違反を認めたら、そのプレーヤーとチーム責任者に競技規則 18:3 第 2 段落に基づき注意をする。  
そのプレーヤーにはフェイスマスクを外さなければならない（競技規則 5:9, ガイドライン）。  
その後、そのプレーヤーとチーム役員に対し、以下のように通知する。「2回目の違反が認められた場合は、競技規則 18:5 第 2 段落および 9:7 冒頭に則りスポーツマンシップに反する行為と見なす。その後さらに繰り返した場合は、競技規則 9:8 a, 9:9 と段階的に罰則を適用する。」
- 1.2 競技の開始前、フェイスマスクを着用しているプレーヤーがコートに入ってきたら、競技を開始してはならない。  
違反をしたプレーヤーは競技規則 17:11 a により警告が与えられ、そのプレーヤーはコートから去らなければならない。  
違反を正した後にのみ、競技への参加が許される。
- 1.3 競技時間中、フェイスマスクを着用したプレーヤーがコートに入ったら、他のプレーヤーを危険にさらす恐れがあるので、レフェリー、タイムキーパー、TO のいずれかが速やかに競技を中断させる。違反したプレーヤーは、競技規則 9:8 a (挑発的な行為) により即座に 2 分間退場となる (17:3 f)。  
退場となったプレーヤーは、違反を正すためにコートから去らなければならない。そのプレーヤーは退場時間が満了するだけでなく、違反が正された場合にのみ競技への参加が許される。  
競技の再開は競技規則 14:1 a により、相手チームのフリースローを行う。明らかな得点チャンスの際に競技が中断された場合は、7 m スローで再開する (15:1 a)。
- 1.4 競技時間中、再び（2回目）フェイスマスクを着用したプレーヤーがコートに入ったら、他のプレーヤーを危険にさらす恐れがあるので、レフェリー、タイ

ムキーパー、TO のいずれかが速やかに競技を中断させる。

違反行為を繰り返したプレーヤーは、競技規則 9:9 により、著しくスポーツマンシップに反する行為をしたと見なされ、競技規則 17:6 b により失格となる。

この規定は、競技規則 17:7, 17:8 第 1 段落から第 4 段落に記載されている。競技の再開は競技規則 14:1 a により、相手チームのフリースローを行う。明らかな得点チャンスの際に競技が中断された場合は、7 m スローで再開する（15:1 a）。

2.1 競技の開始前（ウォーミングアップ中）には、レフェリーによって違反が確認されなかつたが、競技開始直前になってフェイスマスクを着けたプレーヤーがコートに入った場合は、そのプレーヤーは競技規則 5:9 に則り違反を正すよう通知する。違反したプレーヤーがコート上にいる間は、競技を開始してはならない。

その後、そのプレーヤーとチーム役員に対し、以下のように通知する。「2回目の違反が認められた場合は、競技規則 18:5 第 2 段落および 9:7 冒頭に則りスポーツマンシップに反する行為と見なす。その後さらに繰り返した場合は、競技規則 9:8 a, 9:9 と段階的に罰則を適用する。」

その後、スローオフは通常通り行われる（11:1 第 1 段落）。

2.2 それまでレフェリー、タイムキーパー、TO のいずれにも気づかれることがなかつたプレーヤーが、競技時間中にフェイスマスクを着けてコートに入った場合、他のプレーヤーを危険にさらす恐れがあるので、レフェリー、タイムキーパー、TO のいずれかが速やかに競技を中断させる。

そのプレーヤーに対し、競技規則 5:9 に則り違反を正すよう伝える。

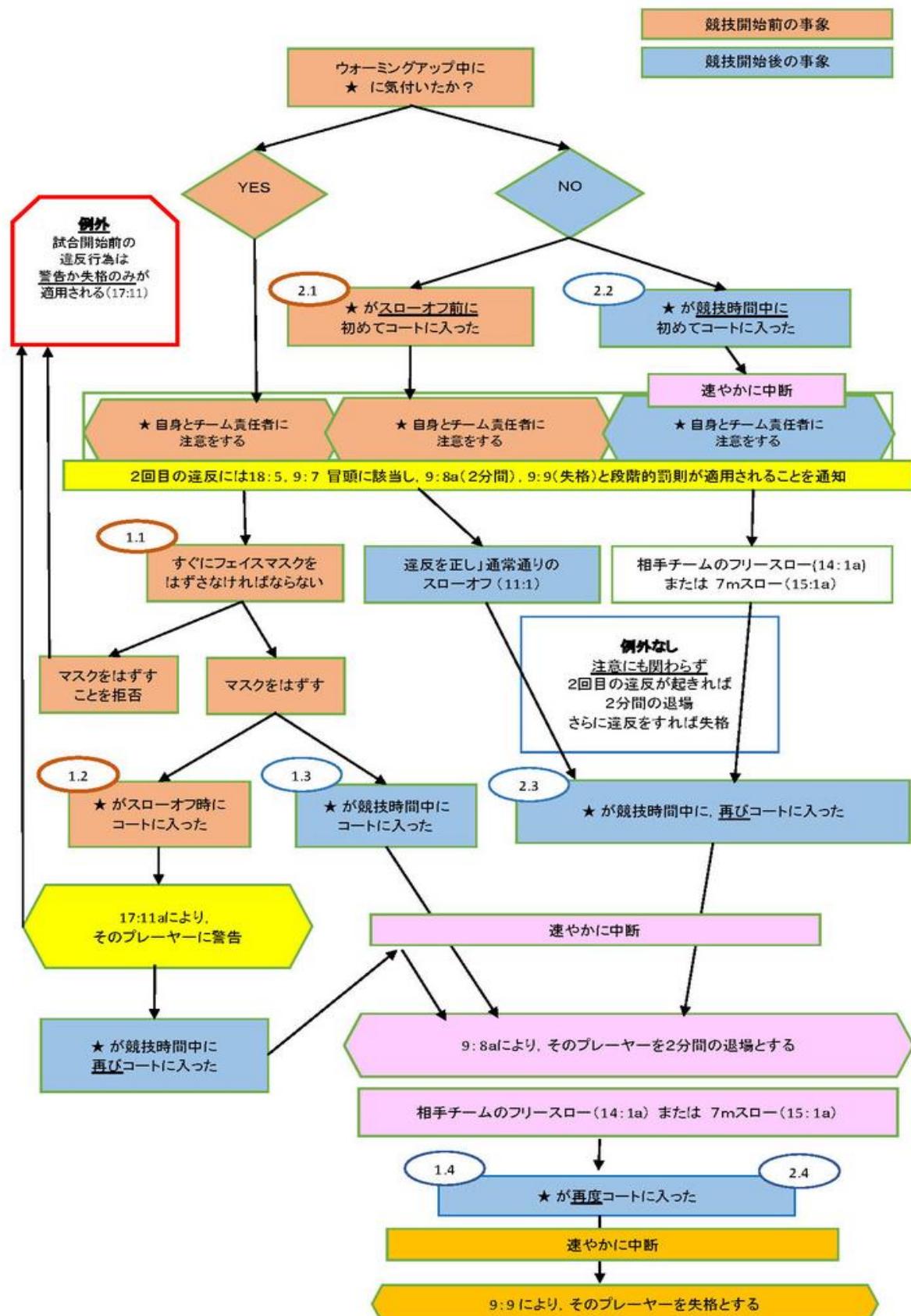
その後、そのプレーヤーとチーム役員に対し、以下のように通知する。「2回目の違反が認められた場合は、競技規則 18:5 第 2 段落および 9:7 冒頭に則りスポーツマンシップに反する行為と見なす。その後さらに繰り返した場合は、競技規則 9:8 a, 9:9 と段階的に罰則を適用する。」

競技の再開は競技規則 14:1 a により、相手チームのフリースローを行う。明らかな得点チャンスの際に競技が中断された場合は、7 m スローで再開する（15:1 a）。

- 2.3 上記の 2.1, 2.2 のプレーヤーが前述のような注意があったにも関わらず、競技時間中、再び（2回目）フェイスマスクを着用したプレーヤーがコートに入ったら、他のプレーヤーを危険にさらす恐れがあるので、レフェリー、タイムキーパー、TO のいずれかが速やかに競技を中断させる。  
違反したプレーヤーは、競技規則 9:8 a（挑発的な行為）により即座に 2 分間退場となる（17:3 f），違反を正すためにコートから去らなければならぬ。  
そのプレーヤーは退場時間が満了するだけでなく、違反が正された場合にのみ競技への参加が許される。  
競技の再開は競技規則 14:1 a により、相手チームのフリースローを行う。明らかな得点チャンスの際に競技が中断された場合は、7 m スローで再開する（15:1 a）。
- 2.4 その後再び、フェイスマスクを着用したプレーヤーがコートに入ったら、他のプレーヤーを危険にさらす恐れがあるので、レフェリー、タイムキーパー、TO のいずれかが速やかに競技を中断させる。  
違反行為を繰り返したプレーヤーは、競技規則 9:9 により、著しくスポーツマンシップに反する行為をしたと見なされ、競技規則 17:6 b により失格となる。  
この規定は競技規則 17:7, 17:8 第 1 段落から第 4 段落に記載されている。  
競技の再開は競技規則 14:1 a により、相手チームのフリースローを行う。明らかな得点チャンスの際に競技が中断された場合は、7 m スローで再開する（15:1 a）。

## フェイスマスクを着用しているプレーヤーに対するレフェリーの対応

(下図内★は、「フェイスマスクを着用しているプレーヤー」を示す)



## 付録 2 フェイスマスクや着用することができない装具

許されるもの / 許されないもの (4 : 9)



### 服装や保護を目的とした装具に関する規定



2023年4月1日

(公財) 日本ハンドボール協会競技・審判本部

IHF国際ハンドボール連盟（2017年7月発表）を基準とする。

**全日本大会では実施を原則**とし、ブロック、都道府県大会では推奨とする。

いずれの場合もプレーヤーの発達段階や健康状態、開催時期の天候等を十分に考慮した上で、最終的にその運用については、主催者によって決定することができる。

※ 以下規定内、変更箇所等は朱書きにて記載する

#### 1 頭部や顔への装具

品目	例	国内	国際	条件
①マスク	A man wearing a black face mask over his eyes and nose. Below it are two smaller images: one of a black face mask and another of a person wearing a black face mask.	可 ※1	不可	<p>国際大会では、マスクは使用できない。</p> <p>※1 国内大会では、表情が読み取れ、柔らかい素材であれば、主催者の判断で使用を認める。</p>
②ヘルメット	Two images of helmets: one from the side and one from the front.	不可	不可	ヘルメットは使用できない。
③鼻の保護	A woman holding a pink, tape-style nose guard.	可	可	柔らかく、単色で、テープ式のもの。

## 2 ヘアバンド

例	国内	国際	条件
	可	可	ゴムバンド式で、薄く、幅広くないもの。
	不可 ※2	不可	<p>ゴムバンド式でないもの、厚手のもの、幅広いものは使用できない。</p> <p>※2 はちまきは、たれている部分が長いと、周囲のプレイヤーの目などにあたり危険を及ぼすことがある。</p> <p>国内大会では、主催者が、はちまきの結び目からたれている部分が短くなっている場合に限り使用に支障がないと認めれば、使用を認める。</p>

## 3 めがね・ゴーグル

例	国内	国際	条件
	可	可	スポーツめがねやゴーグルは、スポーツ用のバンドがあり、平らなプラスチックレンズで、フレーム上部がシリコンなど柔らかい材質であること。
 フレームが固い材質（バンド付）	主催者 が規定 ※3	不可	<p>国際大会では、スポーツめがねやゴーグルであっても、フレーム上部が固い材質のものは使用できない。</p> <p>※3 国内大会では、「スポーツゴーグル」として市販等されているものであれば、その使用を認める。</p>

#### 4 マウスピース

例	国内	国際	条件
 	可	可	透明であり、単色のマウスピースは使用できる。
 	不可	不可	不透明や、複数の色のマウスピースは使用できない。

#### 5 肩の保護やアームスリーブ

品目	例	国内	国際	条件
①肩の装具	 	可	可	肩の装具は、柔らかく、薄手の材質であれば使用できる。 色は問わない。
②アームスリーブ	  	可 ※4	可	アームスリーブは、ユニホームの大部分を占めている色と同色か、類似の色であれば使用できる。  ※4 国内大会では、ユニホームに使用されている色であれば、使用を可能とする。 使用の際は、チームで統一した色とすること。 両腕に使用する場合、左右同色でなければならない。

## 6 肘の装具

品目	例	国内	国際	条件
①肘あて		可	可	薄くて柔らかい材質であれば、使用できる。 色は問わない。
②肘サポーター (3カ所にパットがついている)		可	可	3カ所に保護のためのパットがついている肘あては使用できる。パット部分はエンボス加工されており、動きを良くし、肘が床を滑る際に適した構造でなければならない。
③ネオプレン (合成ゴムの肘サポーター：1枚のパット)		可	可	広い1枚のパットを用いたネオプレンの材質の肘あては使用できる。 パット部分はエンボス加工されており、動きを良くし、肘が床を滑る際に適した構造でなければならない。
④肘の装具		可 ※5	可	薄くて柔らかい材質であれば使用できる。 色は問わない。 固い部分をすべて柔らかい素材で覆うことで、相手に危害を加えないと判断できれば使用できる。  ※5 国内大会では、広い1枚のパットを用いたサポーター（左図（ ）内のサポーターを参照）は、保護目的であれば使用を認める。
⑤肘の装具		不可	不可	固い部分がむき出しになっている装具は、使用できない。

## 7 膝の装具

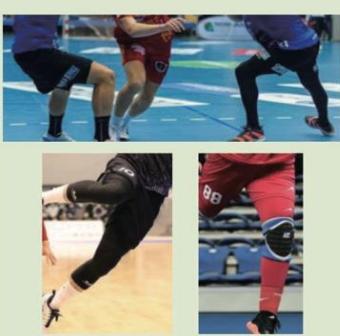
品目	例	国内	国際	条件
①膝サポーター		可	可	<p>柔らかい、薄手の材質であれば使用できる。</p> <p>色は問わない。</p> <p>固い部分をすべて柔らかい素材で覆うことで、相手に危害を加えないと判断できれば使用できる。</p>
②膝サポーター (一枚のパット)		可	可	<p>広い一枚のパットを用いたサポーターは、保護目的であれば使用できる。</p> <p>色は問わない。</p>
③ネオプレンの膝サポーター (一枚のパット)		可	可	<p>広い一枚のパットを用いたネオプレン(合成ゴム)材質の膝あては使用できる。</p> <p>パット部分はエンボス加工されており、動きを良くし、膝が床を滑る際に適した構造でなければならない。</p>
④膝の装具		不可	不可	固い部分がむき出しになっている装具は、使用できない。

## 8 ふくらはぎの装具

例	国内	国際	条件
	可	可	ふくらはぎへの装具は、靴下と同色であれば使用できる。
	不可	不可	靴下の色と一致しないふくらはぎへの装具は、使用できない。

## 9 足首の装具

品目	例	国内	国際	条件
①足首の装具		可 ※6	可	固い部分をすべて柔らかい素材で覆うことで、相手に危害を加えなければ使用できる。 国際大会では、装具と装具を覆うためのテープは、靴下と同色でなければならない。 ※6 国内大会では、靴下と同色でなくても使用を認める。
②足首の固定具		可 ※7	可	固い部分がなければ使用できる。 国際大会では、装具と装具を覆うためのテープは、靴下と同色でなければならない。 ※7 国内大会では、靴下と同色でなくても使用を認める。
③足首の装具		不可	不可	固い部分がむき出しになっており、靴下と色違いの装具は使用できない。

品目	例	国内	国際	条件
④サイクリングパンツやウォームパンツ		可	可	短パンの大部分を占めている色と同色であれば使用できる。
		不可	不可	短パンの大部分を占めている色と異なる色は使用できない。
⑤長ズボン		可	可	ゴールキーパーは、長ズボン、長タイツ、短パン、短パンとサイクリングパンツ等を使用できる。
		可 ※10	不可	コートプレーヤーは、長ズボン、タイツ、長いサイクリングパンツ等は使用できない。  ※10 国内大会では、短パンと同色であれば、医療的配慮、低気温等に防寒対策を目的とした長ズボン、タイツ、長いサイクリングパンツ等、複数の部位を覆うものの使用を認める。
⑥靴下		可	可	靴下は、同色で同じ長さを基本とする。
⑦上着		可 ※11	可	ゴールキーパーとなるコートプレーヤーは、ゴールキーパーと同一のユニホームを使用すること。  国際大会では、前後の番号の位置に穴を開ける場合、その穴は透明なカバーをつけなければならない（穴を開けただけでは使用できない）。  ※11 国内大会では従来通り、ビブスに穴を開けただけのものでも使用を認める。

## 10 服装

<概要>

- (ゴールキーパーを除いて) 長ズボンは使用できない。
- 4カ所(短パン+膝の装具+ふくらはぎの装具+靴下)の使用は許可される。
- サイクリングパンツも短パンの大部分を占めている色と同色であれば使用できる。
- ふくらはぎの装具は、靴下と同色であること。
- 足首の装具は、靴下と同色であること(国内では、同色でなくてもよい)。
- 肘や膝の装具(1カ所のみを保護する装具)の色は問わない。

品目	例	国内	国際	条件
①スポーツ用ヘッドスカーフ		可	可	単色のスポーツヘッドスカーフは使用できる。 複数の選手がヘッドスカーフを使用する際は、全員が同色であること。
②スポーツ用ではないヘッドスカーフ		不可	不可	スポーツ用ではないヘッドスカーフは使用できない。
③長袖のアンダーシャツ	 	可 ※8	可	ユニホームの大部分を占めている色と同色であれば使用できる。 ※8 国内大会では、ユニホームに使用されている色であれば、アンダーシャツのほか、半そでのユニホームと同色・同じデザインの長そでのユニホームの使用を認める。 使用する際は、チームで統一した色とする。
	 	可 ※9	不可	ユニホームの大部分を占めている色と異なる色は使用できない。 ※9 国内大会では、ユニホームに使用されている色(大部分を占めていなくてもよい)であれば使用を認めると。使用する際は、チームで統一した色とする。

## 11 足首の装具

品目	例	国内	国際	条件
①イヤリング ピアス		可	可	小さいイヤリングやピアスは、完全にテープで覆われていれば装着できる。
		不可	不可	完全にテープで覆われていないイヤリングやピアスは、装着できない。
②ヘアピン		可	可	柔らかい素材でできているヘアピンは使用できる。 金属やプラスチックのヘアピンの場合は、完全にテープで覆わ れていれば使用できる。
③キャップテ ンマーク		可	可	単色のものであれば使用でき る。
④短いリスト バンド		可 ※12	可	短いリストバンドは粘着性がな く、柔らかく、薄手のものであれ ば使用できる。 国際大会では、ユニホームの大 部分を占めている色と同色であ れば使用できる。 ※12 国内大会では、ユニホーム と同色でなくとも使用を 認める。
⑤長いリスト バンド		可 ※13	可	長めのリストバンドは粘着性が なく、柔らかく、薄手のものであ れば使用できる。 国際大会では、ユニホームの大 部分を占めている色と同色であ れば使用できる。 ※13 国内大会では、ユニホーム と同色でなくとも使用を 認める。

品目	例	国内	国際	条件
⑥手首の装具		可 ※14	可	固い部分が覆われていれば、手首への装具は使用できる。 国際大会では、ユニホームの大部分を占めている色と同色であれば使用できる。 ※14 国内大会では、ユニホームと同色でなくとも使用を認める。
⑦手袋 グローブ		不可	不可	コート上で手袋やグローブは使用できない。 ゴールキーパーも同様である。 交代地域での防寒具としての使用は認める。
⑧フィンガーバンド		不可	不可	フィンガーバンドは使用できない。
⑨靴への松ヤニ		可 ※15	可	靴に限り松ヤニをためておくことができる。そこから指へ補充する。 他の部位に松ヤニをためおくことはできない。 ※15 国内大会では、会場使用的条件によって、靴への松ヤニを認めない場合もある。

## 付録 3



### 交代地域に持ち込み可能な技術的機器に関するガイドライン 使用に関する詳細は主催者によって定めることができる



2020年7月13日（公財）日本ハンドボール協会 指導・普及本部  
競技・審判本部

（公財）日本ハンドボール協会競技・審判本部発行の「各大会におけるマッチオフィシャル(MO)並びにテクニカルデレゲート(TD)の任務と競技運営に関する事項（改訂版）2020年5月16日」14ページに関連しその使用方法等について、下記の通り通知する。

#### ○交代地域で使用できるもの（通知文抜粋）

交代地域において、パソコンやタブレット端末等の技術的器具の使用を認める。選手の安全・戦術的指示のためで、持ち運びができるもの（マイクロフォン、ヘッドフォン、イヤーピース、スマートウォッチ、タブレットまたはノートパソコン等）の使用を認める。ただし承認されない機器を使ったり、機器を使った結果として不適切な言動（例えば、レフェリーの事実判定についての質問等の道具として使用すること等）があった場合は、交代地域から外して交信できない状態にする。罰則により競技場を去ったプレーヤーやチーム役員との交信も許されない。この件に関しては、（公財）日本ハンドボール協会強化本部・指導普及本部より別途使用についての具体例を含めたガイドラインを通知し、それに従うこととする。

==以上 2020年5月16日変更部分

目的	具 体 物	使 用 例	留 意 点 等
通話・通信機器	   	<ul style="list-style-type: none"> <li>○携帯電話・スマートフォン           <ul style="list-style-type: none"> <li>・交代地域外にいるチーム関係者と交信すること</li> <li>・選手の負傷に伴う救急車や医療関係者と交信すること</li> <li>・選手が生徒の場合は保護者と交信すること</li> </ul> </li>   <li>○マイクロフォン・ヘッドセット・イヤーピースの使用           <ul style="list-style-type: none"> <li>・コーチと分析担当者などがイヤーピースを装着し、リアルタイムに音声でのコミュニケーションを行うこと</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○交代地域を離れて使用しても可能</li> <li>○アンダーカテゴリーの試合においては、携帯電話の使用はチーム役員が行い、選手に使用させることを避けるよう配慮する</li> <li>●交代地域外のチーム関係者等に連絡し、交代地域に道具や飲料水等を配達させることはできない           <ul style="list-style-type: none"> <li>→交代地域にいる者に交代地域外へ取りに行かせる</li> </ul> </li> <li>●失格になり、コートを離れ交代地域外にいるチーム役員や選手とは交信できない           <ul style="list-style-type: none"> <li>→事実が判明した段階でチームはその後、その技術的機器の使用ができない</li> </ul> </li> <li>○交代地域内と交代地域外との間の音声を用いた通信を行う際には、ヘッドセットやイヤーピース等のウェアラブルデバイスを使用することが望ましい</li> </ul>
情報端末		<ul style="list-style-type: none"> <li>○タブレット・スマートウォッチ・ノートパソコン等の情報端末の使用           <ul style="list-style-type: none"> <li>・交代地域外で作成する分析データをデータ通信を用いて交代地域内で共有できる</li> <li>・交代地域内で分析作業を行うこと</li> <li>・選手の生体情報や位置情報を送受信すること</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○交代地域内外を問わず使用ができる。</li> <li>●競技時間中、競技運営上やレフェリーやMO、TDが下した判定の確認のために、技術的機器を使用することはできない           <ul style="list-style-type: none"> <li>→事実が判明した段階でチームはその後、その技術的機器の使用ができない</li> </ul> </li> </ul>
ウェアラブルデバイス		<ul style="list-style-type: none"> <li>○選手の生体情報および位置情報等の取得のためのウェアラブルデバイスの使用           <ul style="list-style-type: none"> <li>・ウェアラブルデバイス（生体情報モニタリング機器（心拍数測定等）や位置情報システム（GPS（全地球測位システム））やUWB（超広帯域無線通信）等の送受信機等）を用いての試合中の選手の生体情報や位置情報等を取得すること</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○使用に関し、選手（自チーム・相手チーム含む）の安全面を最優先し、装着方法について細心の注意を払わなければならない</li> <li>○使用する場合は、事前にMOや相手チームにその旨通知しておくことが望ましい</li> </ul>

## 付録 4

“パッシブプレー”の規則変更に関するチームへのトレーニング・サポート  
「1回のパスとしてカウントするかどうか」

### 4回目のパスまで

例	攻撃側プレーヤー A1の動き	防御側プレーヤー Bの動き	攻撃側プレーヤー A2の動き	競技の継続	判定
1	A2へパス	ボールに触れていない	キャッチしボールをコントロール	継続	パスとしてカウントする
2	A2へパス	ボールに触れた	キャッチしボールをコントロール	継続	パスとしてカウントする
3	A2へパス	ボールに触れ/ボールをブロックし、ボールは攻撃Aに戻る	ボールに触れていない	継続	パスとしてカウントする
4	A2へパス	カットし、ボールはサイドアイン/アウターゴールラインからコート外へ出る	ボールに触れていない	Aチームのスローイン	パスとしてカウントしない
5	A2へパス	パスをしているA1へファール	ボールをキャッチできない	Aチームのフリースロー	パスとしてカウントしない
6	A2へパス	キャッチしようとしているA2へのファール	ボールをキャッチできない	Aチームのフリースロー	パスとしてカウントしない
7	シュート	ゴールキーパーがセーブする/ボールがゴールポストに当たる	Aチームにボールが戻る	継続	予告図を取り消す
8	シュート	ゴールキーパーがセーブする/ボールがゴールポストに当たる	ボールがサイドラインからコート外へ出る	Aチームのスローイン	予告図を取り消す
9	シュート	違反がない	何もしていない	得点 Bチームのスローオフ	攻撃は終了
10	シュート	ゴールキーパーがセーブし、ボールを保持する	何もしていない	ゴールキーパースロー	Aチームはボールの所持を失う 攻撃は終了
11	シュート	ゴールキーパーがセーブする/ボールがゴールポストに当たる	Bチームのプレーヤーがボールを保持する	継続	Aチームはボールの所持を失う 攻撃は終了
12	シュート	シュートをブロックし、ボールはサイドライン/アウターゴールラインからコート外へ出る	何もしていない	Aチームのスローイン	パスとしてカウントしない
13	シュート	シュートをブロックする	ボールをキャッチ	継続	パスとしてカウントする
14	シュート	シュートをブロックする	A1が再びボールをキャッチ	継続	パスとしてカウントする
15	シュート	違反がない	ボールをキャッチ	継続	パスとしてカウントする

## 4回目のパスの後

例	4回目のパスをキャッチしたA1の動き	防御側プレーヤーBの動き	攻撃側プレーヤーA2の動き	競技の継続	判定
1	シュート	何もしていない	ボールをキャッチ	Bチームのフリースロー	パッシブプレーの判定
2	シュート	ボールに触れた	ボールをキャッチ	継続	あと1回のパスが許される
3	シュート	シュートをブロックする	ボールをキャッチ	継続	あと1回のパスが許される
4	シュート	シュートをブロックする	A1が再び、ボールをキャッチ	継続	あと1回のパスが許される
5	シュート	シュートをブロックし、ボールはサイドライン/アウターゴールラインからコート外へ出る	何もしていない	Aチームのスローイン	あと1回のパスが許される
6	シュート	A1へファール	何もしていない	Aチームのフリースロー	あと1回のパスが許される
7	シュート	ゴールキーパーがセーブする/ボールがゴールポストに当たる	Aチームにボールが戻る	継続	予告図を取り消す
8	シュート	ゴールキーパーがセーブする/ボールがゴールポストに当たる	ボールが、サイドラインからコート/アウターゴールライン外へ	Aチームのスローイン	予告図を取り消す
9	シュート	違反がない	何もしていない	得点 Bチームのスローオフ	攻撃は終了
10	シュート	ゴールキーパーがセーブし、ボールを保持する	何もしていない	ゴールキーパースロー	ボールの所持を失い、攻撃は完了
11	シュート	ゴールキーパーがセーブする/ボールがゴールポストに当たる	Bチームのプレーヤーが、ボールを保持する	継続	ボールの所持を失い、攻撃は完了

# **4人制・6人制 車椅子ハンドボール コートとゴールに関する ガイドライン**

**2023年版**

*Guidelines for Playing Courts and Goals*

**(一社)日本車椅子ハンドボール連盟**

*Japan Wheelchair Handball Federation*

- ( a ) コート（図 1 a, 1 b、1 c）は、大きさ  $40 \times 20\text{m}$  の長方形である。2 本の対角線の長さを測ってコートを確認しなければならない。コーナーの外側から対角のコーナーの外側までの長さは  $44.72\text{m}$  でなければならない。コート半分の対角線の長さは、各コーナーの外側から対角のセンター・ラインの中線の外側まで、 $28.28\text{m}$  でなければならない。
- 「ライン」と呼ばれる線を引いてコートを設営する。（ゴールポストの間の）ゴールラインの幅はゴールポストと同じで  $8\text{ cm}$ 、その他のラインの幅はすべて  $5\text{ cm}$  である。コート内で隣接する領域を区画するラインの代わりに、隣接する領域の床の色を変えることもできる。
- ( b ) ゴールの前にあるゴールエリアは、 $3 \times 6\text{m}$  の長方形と、その左右に接合する半径  $6\text{m}$  の 2 つの四分円から成る。まず、ゴールラインと平行に、ゴールラインの後端からゴールエリア・ラインの前端までの距離が  $6\text{ m}$  となるように、長さ  $3\text{ m}$  の直線を引く。この直線の両端と接続するように、各ゴールポストの後内角を中心とした半径  $6\text{ m}$  の四分円弧を 2 つ引く。ゴールエリアを区画する 1 本の直線と 2 つの四分円弧を合わせて、ゴールエリア・ラインと呼ぶ。2 つの四分円弧とアウターゴールラインの交点 2 つの間の距離は、外側で  $15\text{ m}$  となる（図 5）。
- ( c ) 破線のフリースローライン（ $9\text{ m}$  ライン）は、ゴールエリア・ラインより  $3\text{ m}$  外側に、ゴールエリア・ラインと平行に、そしてこれと同心円状に引く。線の長さも間隔も  $15\text{ cm}$  である。線をそれぞれ直角に、そして放射状に切り離さなければならない。曲線部分での長さは、外側の弦で測る（図 5）。
- ( d ) 長さ  $1\text{ m}$  の  $7\text{ m}$  ラインは、ゴールラインの後端から  $7\text{ m}$  ラインの前端までの距離が  $7\text{ m}$  となるように、ゴールラインと平行に引く（図 5）。
- ( e ) ゴールの正面にあるゴールキーパーライン（ $4\text{ m}$  ライン）は、長さ  $15\text{ cm}$  である。ゴールラインの後端から  $4\text{ m}$  ラインの前端までの距離が  $4\text{ m}$  となるように、ゴールラインと平行に引く。すなわち、両ラインの幅も  $4\text{ m}$  の距離の中に含まれることになる。

- (f) プレイイングエリアの周囲には、サイドラインに沿って幅1m以上の、アウターゴールラインの後方に幅2m以上の安全地帯を設けなければならない。
- (g) 各アウターゴールラインの中央にゴール（図2）を設置する。床またはゴール後方の壁面に、ゴールをしっかりと固定しなければならない。ゴールは内のりで高さ1.70cm、幅3mである。ゴールの枠は長方形でなければならず、内のりの対角線の長さが  $c$  mとなることを意味する（cm以上cm以下で、1つのゴールにおいて誤差は0.5cmでなければならない）。ゴールポストの後面は、ゴールライン（およびアウターゴールライン）の後端に一致し、したがってゴールポストの前面はアウターゴールラインより3cm前に位置することになる。ゴールポストおよび、これを連結するクロスバーは、同質の素材（木材、軽金属、合成物質など）で作られ、その断面は角を半径4±1mmの円で丸めた1辺8cmの正方形である。また、コートから見えるゴールポストとクロスバーの3面を、対照的な2色で帯状に塗り、背景からも目立つようにならなければならない。同じコート上の2つのゴールは、同色でなければならない。ゴールポストとクロスバーが連結している角は、それぞれの方向に28cmの長さで同色に塗る。他のすべての部分は幅20cmの帯状に色を塗る。**ただし、ゴールポストの最下部のみ30cmの帯状に色を塗る。** ゴールに入ったボールがすぐに跳ね返ってきたり、ゴールの外に抜け出したりしないように、ゴールネットと呼ばれる網をゴールに張らなければならない。必要なら、ゴールラインより後方のゴール内に、追加のネット（キャッチネット）を張ることもできる。その場合、ゴールラインから60cm以上、約70cm離れた位置に、この追加のネットを固定することとなるが、車椅子に絡まることを避けるために取り外すことも考慮しなければならない。
- (h) ゴールネットの奥行きは、上部でゴールラインから後方に0.9m、下部で1.1m、誤差はいずれも0.1mでなければならない。網目は10×10cm以下でなければならない。少なくとも20cmごとに、ネットをゴールポストとクロスバーに固定しなければならない。ボールがゴールネットと追加のネットの間に入ってしまわないように、2つのネットを互いに結んでもよい。
- (i) アウターゴールライン中央付近で、ゴールの後方へ約1.5m離れたところに、幅9~14m、床から高さ5mの垂直な防球ネットを張らなければならない。

- (j) 片方のサイドライン付近の、交代地域の中央にジャッジーズテーブルを設置する。机の長さは、4m以下で、視界を確保するためにコートの床より30～40cm高く設置しなければならない。
- (k) 許容誤差の詳記がある場合を除いて、上記すべての測定値は国際標準化機構基準（1989年ISO2768-1）に適合していなければならない。
- (1) 車椅子ハンドボールのゴールは、(一社)日本車椅子ハンドボール連盟競技規則に示す規格に適合していなければならない。

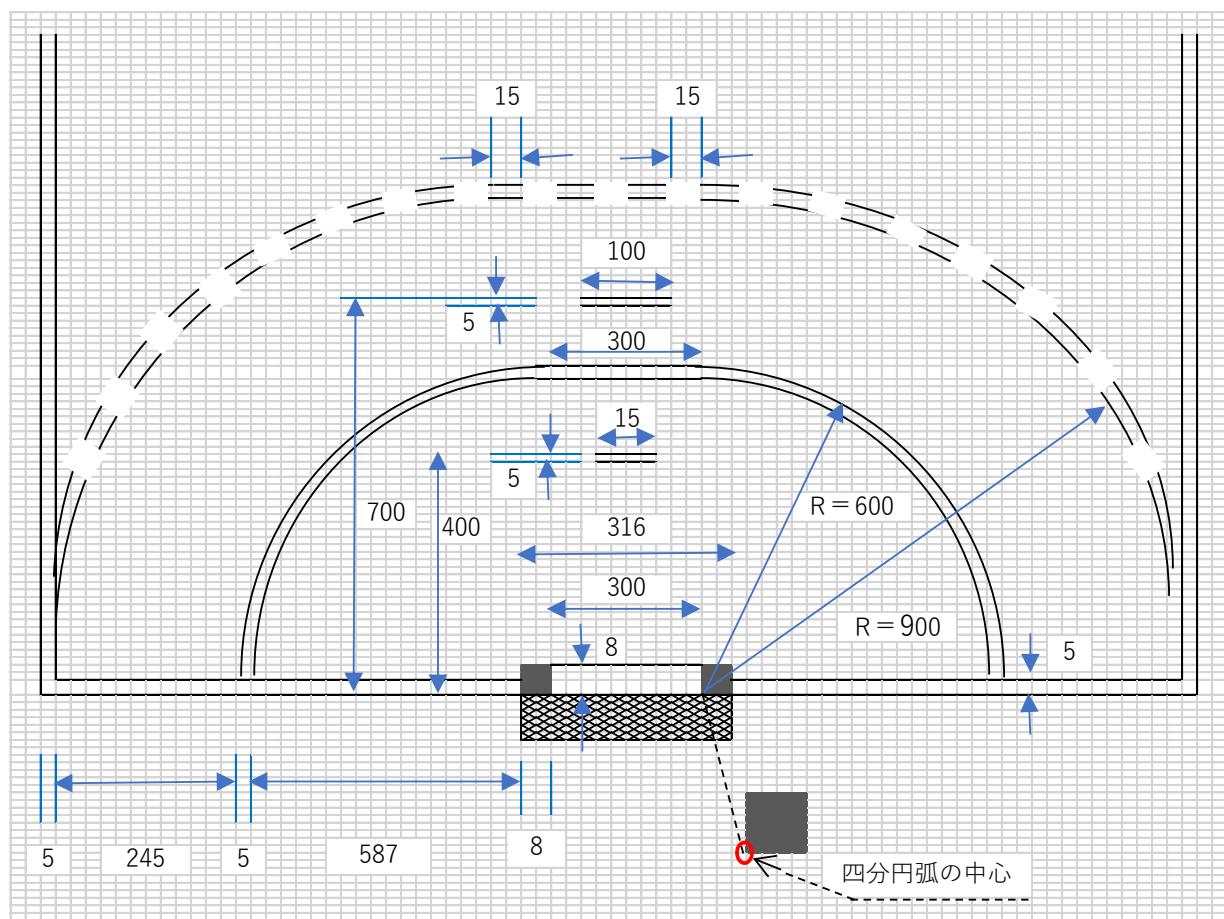


図5 ゴールエリアとその周辺 (単位は cm)